

《公共施設等総合管理計画実施計画》

行方市公共施設再編に向けた展開プログラム

平成30年3月

行 方 市

目 次

第1章 計画の意図、目的等	
1. 計画策定の目的、主旨	2
2. 計画の名称	2
3. 展開プログラムの期間	2
4. 展開プログラムの対象施設	3
5. 展開プログラム策定にあたっての基本方針と施設評価	4
第2章 施設種別ごとの展開	
1. 市民文化系施設	
(1) 公民館	9
(2) 地区館・地区学習センター・コミュニティセンター	12
2. 文化・スポーツ施設	
(1) 図書館	18
(2) 文化施設	20
(3) 文化財施設	22
(4) 体育館等	24
3. 福祉・保健施設	
(1) 高齢者施設	31
(2) 障害者施設	32
(3) 保健施設	34
4. 教育施設	
(1) 幼稚園	38
(2) 小学校	40
(3) 中学校	43
(4) 給食施設	46
5. 子育て支援施設	
(1) 放課後児童クラブ	49
6. 農業・観光施設	
(1) 農業振興施設等	52
(2) 観光施設	54
7. 市営住宅等	
(1) 市営住宅	60
(2) 教職員住宅	62
8. 庁舎等	
(1) 市役所	66
(2) 消防防災施設	69
9. 公園・環境衛生施設	
(1) 公園施設	73
(2) ごみ処理施設	75
(3) 公衆トイレ	78
(4) し尿処理施設	78
10. その他	
(1) 農村環境改善センター	82
(2) 手賀定住促進施設	83
(3) 旧職業安定所麻生分室事務所	85
(4) その他「麻生地区更生保護サポートセンター」	86
(5) その他「旧玉造福祉センター」	87
(6) 普通財産	88
11. インフラ施設	
(1) 道路、橋りょう	91
(2) 水道施設	92
(3) 下水道施設	94

第1章 計画の意図、目的等

1. 計画策定の目的、主旨

平成17年に麻生町、北浦町、玉造町の3町で合併して誕生した本市は、158施設、約13万㎡（廃校・廃園を除く）の公共・公用施設（以下、「公共施設」という）を保有していますが、老朽化が進むとともに、十分に活用されていない公共施設や効率的な管理運営の面でさらに工夫が必要な公共施設があるなど、多くの課題を抱えています。

一方、市財政は厳しい状況が続いており、今後も好転する可能性は低く、現在保有する公共施設を将来に亘って維持していくことは非常に難しい状況になっています。また、人口の減少と少子高齢化が同時に進む中で、公共施設に対するニーズの変化も見込まれ、抜本的な対策が急務となっています。

こうした課題に対応するため、本市は、平成28年4月に「行方市公共施設等総合管理計画（基本計画）」（以下、「管理計画」という）を策定しました。

今後は、この管理計画に掲げた「行方市の公共施設等の適正化にむけてめざす方向」に基づき、「施設類型ごとの今後の方向性」に沿って取り組み、将来の市民に健全な状態にして引き継いでいくことが重要な課題となっています。

このためには、各施設の現状と課題、今後の方向性について市民と共有し、公共施設の最適化に向けた道筋を示し、市民との合意形成を図っていくことが必要なことから、管理計画の実施計画として策定するものです。

行方市の公共施設等の適正化に向けてめざす方向

- ▶ 合併の経緯を尊重しながら、類似の機能を集約し、適正な規模をめざす
- ▶ 将来の人口規模・人口構成に見合った適正な規模、機能の再配置をめざす
- ▶ 市の将来ビジョンを実現するために必要な公共施設の有効活用をめざす
- ▶ 市の財政規模に見合った持続可能な規模をめざす

2. 計画の名称

本計画は、管理計画の実施計画にあたりますが、公共施設の再編に取り組んでいくにあたって、速やかに対応できる施設がある一方、日々、市民の皆さんの生活に密着している施設も数多くあることから、一定の見直しを進めるにしても、事前に様々な課題を整理するなど環境整備が必要となってきます。

そこで、本計画は、その課題整理のための道筋を示していきますが、その課題も単独の課題もあれば、複数に亘る場合もあることから、様々な課題解決に向けての道筋を「プログラム」として示し、市民の皆さんの理解を得て進めることにしています。

そのため、本計画の名称を、以下のように表記します。

計画の名称「**行方市公共施設再編に向けた展開プログラム**」

3. 展開プログラムの期間

「行方市公共施設再編に向けた展開プログラム」（以下、「展開プログラム」という）は、市が別途策定する「行方市総合戦略実施計画」及び「行方市経営戦略」と三位一体で運用することで実効性があるように構成されています。

本計画の計画期間は、他の2つ計画期間と整合を図り、2017（平成29年度）を初年度とする5か年計画（2021＝平成33年度）とします。

なお、中間年（2019＝平成31年度）経過後に進捗状況を点検し、2021（平成33年度）を初年度とする新たな展開プログラムを策定します。

【計画期間のイメージ】

2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 (平成 31) 年度	2020 (平成 32) 年度	2021 (平成 33) 年度	2022 (平成 34) 年度	2023 (平成 35) 年度	2024 (平成 36) 年度	2025 (平成 37) 年度
							中間年 評価・ 点検	
			中間年 評価・ 点検					

4. 展開プログラムの対象施設

対象施設は、以下の 158 施設、約 13 万㎡とします。

大分類/中分類	施設数	延床面積(㎡)	主な施設
1. 市民文化系施設	19	12,542	
(1) 公民館	3	7,582	麻生・北浦・玉造公民館
(2) 地区館・学習センター・コミュニティセンター	16	4,960	(地区館)太田・大和・小高・要・武田 (学習センター)西浦・繁昌・小貴・玉川・手賀・現原・玉造西・羽生・八木蔭 (コミュニティセンター)玄通・新原
2. 文化・スポーツ施設	10	13,632	
(1) 図書館	1	963	図書館
(2) 文化施設	1	2,158	文化会館
(3) 文化財施設	2	421	出土物民俗資料収蔵庫・麻生藩家老屋敷記念館
(4) 体育館等	6	10,090	麻生・北浦・玉造運動場(体育館)、北浦柔剣道場、玉造艇庫、海洋センター艇庫
3. 福祉・保健施設	6	4,304	
(1) 高齢者施設	1	205	麻生高齢者センター「羽黒山荘」
(2) 障害者施設	1	772	障害者地域活動支援センター ドリームハウス
(3) 保健施設	3	3,088	麻生・北浦・玉造保健センター
(4) その他	1	239	麻生地区更生保護サポートセンター
4. 教育施設	12	49,171	(廃校・廃園除く)
(1) 幼稚園	3	3,028	麻生・北浦・玉造幼稚園
(2) 小学校	4	20,315	麻生・麻生東・北浦・玉造小学校
(3) 中学校	3	23,787	麻生・北浦・玉造中学校
(4) 給食施設	2	2,041	麻生・北浦学校給食センター
5. 子育て支援施設	1	271	北浦こども館
6. 農業・観光施設	7	6,254	
(1) 農業振興施設等	2	661	農業振興センター、榎本地区農民研修センター
(2) 観光施設	5	5,593	天王崎観光交流センター、あそう温泉「白帆の湯」 北浦荘、霞ヶ浦ふれあいランド、行方市観光物産館「こいこい」
7. 市営住宅等	8	9,676	
(1) 市営住宅	6	9,380	みなみ原・諸井団地、霞・新原西・新池・大宮住宅
(2) 教員住宅	2	296	北浦・玉造教職員住宅
8. 庁舎等	74	14,404	
(1) 市役所	3	10,587	麻生・北浦・玉造庁舎
(2) 消防防災施設	71	3,816	消防団機庫詰所
9. 公園・環境衛生施設	14	19,848	
(1) 公園施設	4	646	都市公園1箇所、児童公園9箇所、農村公園5箇所、 天王崎公園麻生タワー、白浜ウォーキングセンター、 高須崎交流センター、高須崎休憩施設
(2) ごみ処理施設	1	16,482	環境美化センター
(3) 公衆トイレ	7	123	公衆トイレ
(4) し尿処理施設	2	2,598	麻生衛生センター、玉造有機肥料供給センター
10. その他	7	2,403	玉造福祉センター、旧職業安定所麻生分室事務所、 旧美化組合事務所、手賀定住化促進施設、 農村環境改善センター、旧津澄地区館、老人いこいの家
合 計	158	132,505	

5. 展開プログラム策定にあたっての基本方針と施設評価

(1) 公共施設等の見直しにあたっての基本的な考え方

管理計画では、公共施設等の見直しにあたっての基本的な考え方について、以下のように示しています。

ア. 公共施設の保有総量の適正化

公共施設の必要性について、人口減少や人口構造の変化に伴う市民ニーズの多様化や財政状況、費用対効果などの面から総合的に検討し、以下の考え方により施設保有総量の適正化を図ります。

- ① 合併に伴う類似施設の整理統合を行います。
- ② 新たな公共施設の整備が必要となった場合でも、施設の更新や新設を行うのではなく、原則として既存施設を有効活用（転用）することとし、施設の総量を増やさないこととします。
- ③ 民間が実施可能なサービスは、行政が関与する必要性を十分吟味し、使用している公共施設の民間への売却や譲渡を含めて検討します。
- ④ 当該施設の周辺に類似する施設（国・県・周辺自治体・民間施設を含む）が設置されている場合には、類似する施設の使用状況や条件などを精査し、共同利用について関係自治体などと協議していきます。
- ⑤ 主たる施設利用者が地域住民に限定される施設は、地域への譲渡を検討します。
- ⑥ 耐震性が低い・無い施設など安全性に課題のある施設については、耐震補強などに伴う費用対効果を検証し、廃止を含めて検討します。
- ⑦ 借地、借家として使用している施設については、今後の必要性を検証し、原則、廃止します。やむを得ず継続して使用する場合は、使用期間や費用対効果などを見据えて公有地化を検討します。
- ⑧ 普通財産について、施設の大規模改修、建替えなどの更新は行わないことを基本とします。
- ⑨ 廃止した施設について、売却・貸付などが見込めない施設については、周辺の環境や治安への影響を考慮して取り壊すことを基本とします。

イ. 公共施設の有効活用

市が保有する財産は市民共通の財産であり、税金などの貴重な財源で建設したものであることから、施設の耐用年数やスペースを含めて「使い切る」との発想のもと、最大限有効に活用します。

新たな機能が必要な場合でも、原則として新規施設の整備でなく、既存施設の用途変更や空きスペースの活用、仮設施設のリース、必要最小限の増築工事などにより、以下のように対応します。

- ① 施設の利用状況、稼働率を点検し、機能の複合化を図ります。
- ② 利用状況・稼働率が低い施設は、有効活用の観点から、当該施設が実施している機能を他の施設に移転し、当該施設を廃止するか、他の施設の機能を当該施設に移転させ有効に活用します。
- ③ 大規模改修する施設については、他施設の機能を統合し、新たな拠点施設として再構築します。
- ④ 機能の複合化にあわせ、施設名称や設置条例などの見直しを行います。
主たる機能が移転することで施設を廃止する際、他の機能が残っている場合は他の施設に機能を移転させ有効活用します。
- ⑤ ②・③・④により未利用になった施設の跡地利用（処分を含む）を検討します。

ウ. 公共施設の効率的な運営

施設の建設に伴い必要となる設計・建設から維持管理、修繕、解体・処分までの総コスト（ライフサイクルコスト）が財政に影響を与えることを踏まえ、必要な機能に対する必要最小限の整備水準にするとともに、施設の管理運営費が最小となる手法を導入するなど、施設の建設から管理運営にいたる様々な段階を通じて効率的な運営を図るため、次のように対応します。

- ① 主たる施設利用者が地域住民に限定されるなど、地域コミュニティに関わりが深い施設については地域による管理に移行し、効率的な運営を行うとともに、将来的には施設の移譲を進めていきます。
- ② 市が直営で実施している公共建築物の管理運営について、指定管理者制度の導入や民間委託を進めます。その際、入札方法の適正化を図ります。
- ③ 既に民間委託で運営している公共施設については指定管理者制度への移行を検討します。
- ④ 既に指定管理者制度を導入している公共施設については、モニタリング評価を行い、サービスの向上、財政効果などの視点から検証します。
- ⑤ 利用者の拡大を図る一方、効率的な管理運営により収支の改善を図ります(目標値の設定)。改善目標に到達しない場合は要因を分析し、改善が困難な場合は統廃合を含めて検討します。
- ⑥ 受益者負担の適正化の観点から、使用料などの見直しを行うとともに、収入確保対策として、ネーミングライツ、壁面広告など多様な手法を導入します。
- ⑦ 大規模施設の更新・新設、大規模改修などに際しては、計画的な修繕・改修で長寿命化を推進するとともに、整備にあたっては、PPP・PFI などによる民間資本の活用を検討します。

(2) 施設評価の実施及び市民意見の聴取

ア. 評価の視点

上記の「基本的な考え方」を、展開プログラム策定にあたっての基本方針とし、対象施設すべてについて、①施設の安全性 ②施設の必要性 ③施設の有効性 ④管理運営の効率性の4つの視点から施設の評価を行っています。

【施設の安全性】

- ① 施設の立地場所の安全性（ハザードマップでの危険区域の指定状況）
- ② 施設の耐震性（新耐震基準への適合、耐震補強対応の状況）
- ③ 施設の老朽化（法定耐用年数に対する経過年数）
- ④ バリアフリー化への対応状況（だれでもトイレ、スロープ、手すりなどの設置状況）
- ⑤ 省エネ化への対応状況（電灯のLED化、太陽光発電などの対応、雨水の再利用など）
- ⑥ 環境基準の適合（アスベスト対応）

【施設の必要性】

- ⑦ 当該施設で実施している事業が、施設の設置目的に則しているか
- ⑧ 当該施設でなければならない事業か
- ⑨ 市が関与しなければいけない事業か
- ⑩ 事業の効果がでているか、改善が見込まれるか
- ⑪ 同地区内もしくは近隣（自治会や小学校区）に同様の施設がないか（国・県・民間などの施設含む）

【施設の有効性】

- ⑫ 施設の稼働率は高いか
- ⑬ 特定の団体が特定の部屋を占有している実態はないか
- ⑭ 地域（自治会、小学校区）住民以外にも利用しているか
- ⑮ 機能の複合化が可能か

【管理運営の効率性】

- ⑯ 管理運営に民間の参入が可能か
- ⑰ 施設の管理運営権限の地域移譲（委譲）は可能か
- ⑱ 継続的に年間の維持管理コストの改善が可能か
- ⑲ 適正な受益者負担となっているか（年間の管理運営費用の50%以上）
- ⑳ 収入を確保するための対策を行っているか

イ 市民意見の聴取

公共施設の再編にあたっては市民との合意形成が不可欠です。そこで、市民が多く利用する施設を中心に市民ワークショップを開催し、施設の評価結果を基に、現状や課題を共有しながら、今後の方向性について意見交換を行いました。

①開催概要

	地区	開催日	場所	開催内容
第1回	3地区合同	5/21(日)	レイクエコー	【全体会】 ・行方市公共施設等総合管理計画（基本計画）の概要について ・公共施設の最適化に向けて ・ワークショップの進め方について
				【ワークショップ】 ①公民館 ②地区館・地区学習センター
第2回	麻生	6/4(日)	麻生公民館 研修室	【ワークショップ】 ③図書館 ④文化会館 ⑤スポーツ施設（体育館） ⑥スポーツ施設（その他） ⑦観光施設
	北浦	6/10(土)	北浦公民館 会議室	
	玉造	6/11(日)	玉造公民館 大ホール	
第3回	麻生	6/17(土)	麻生公民館 研修室	【ワークショップ】 ⑧高齢者施設 ⑨障害者施設 ⑩庁舎
	北浦	6/24(土)	北浦公民館 会議室	
	玉造	6/25(日)	玉造公民館 大ホール	
座長会議		7/2(日)	玉造公民館 大ホール	・市民提案シートの取りまとめ結果の確認 ・今後の進め方について

②参加者（計 98 名）

- 区長または地区代表
- 行方まちづくり 100 人委員会
- 公 募

③テーマ（施設数）

- ①公民館（3）
- ②地区館・地区学習センター（14）
- ③図書館（1）
- ④文化会館（1）
- ⑤スポーツ施設（体育館）（3）
- ⑥スポーツ施設（その他）（3）
- ⑦観光施設（5）
- ⑧高齢者施設（1）
- ⑨障害者施設（1）
- ⑩庁舎（3）

ウ 評価の進め方

評価は、一次評価、二次評価、市民意見の反映、最終評価の4段階で実施します。

【一次評価】

- ◆ 施設担当課が、上記の視点に基づき分析・評価を行い、今後の方向性について提案します。
- ◆ 次に、施設担当課の分析・評価、今後の方向性について、外部のアドバイザーとマネジメント担当部局（総合戦略課）がインタビュー調査を実施し、その結果を受けて、マネジメント担当部局（総合戦略課）としての分析・評価、今後の方向性を示します。

【二次評価】

- ◆ 施設担当課の分析・評価、今後の方向性と、マネジメント担当部局（総合戦略課）の分析・評価、今後の方向性に基づき、庁内に設置した「行方市公共施設等総合管理計画庁内検討委員会」（以下、委員会）が、外部のアドバイザーの助言を活用しながら分析・評価を行い、今後の方向性についての取りまとめを行います。

【市民意見の反映】

- ◆ 市民ワークショップを開催し、二次評価の結果について市民に公表し、評価結果に対する市民の意見を聴取しました。聴取した意見について、委員会において精査し、今後の方向性に反映します。

【最終評価】

- ◆ 委員会が分析・評価し、取りまとめた今後の方向性の結果について、「行方市まち・ひと・しごと創生本部」に提案し、最終的な方向性を確認します。

◆ 評価項目

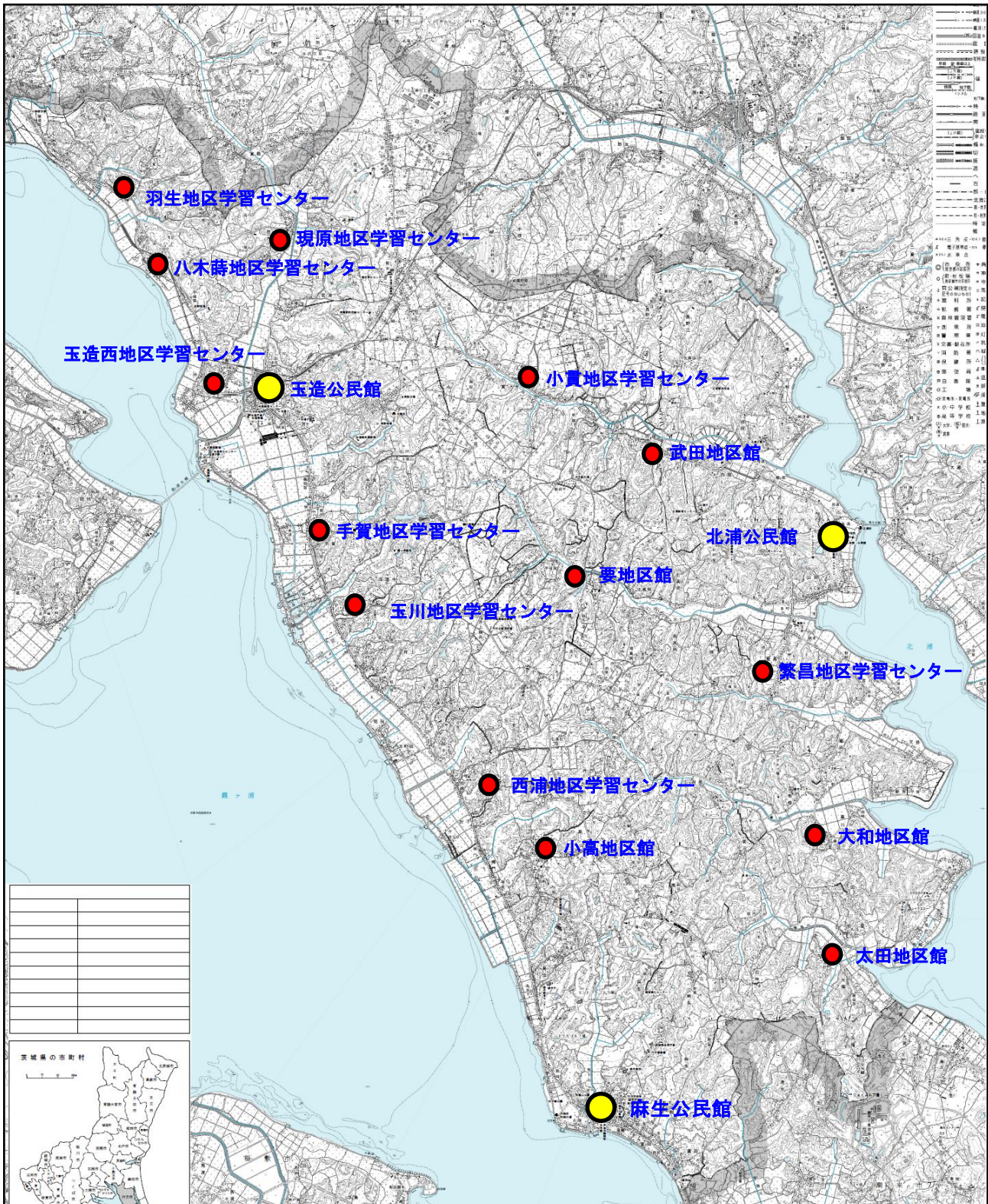
①建替 ②継続 ③転用 ④譲渡 ⑤売却 ⑥廃止 ⑦統合 ⑧検討

第2章 施設種別ごとの展開

第1章で述べたように、管理計画に示す「公共施設等の見直しにあたっての基本的な考え方」を「展開プログラム」策定の基本方針とし、これを踏まえて「安全性」「必要性」「有効性」「効率性」の視点から「施設の評価」を実施し、その評価結果に基づき、以下のように、各施設の対応方針を定めます。

1. 市民文化系施設

【施設の配置図】



(1) 公民館

① 概要

市民の学習の場・集会などの自主的な活動の場として、旧自治体ごとに3つの公民館を設置し、講座や教室などの事業を開催しています。なお、麻生公民館と北浦公民館には図書室を併設しています。

施設種別	対象施設
公民館	麻生公民館 北浦公民館 玉造公民館

② 現状と課題

いずれの施設も、開館日・開館時間は、年末・年始と毎週月曜日を除く毎日9時～22時までで、月曜日が祝日にあたる場合は開館しています。なお、午後5時以降の貸館が無い場合は午後5時で閉館します。

施設名	地域	建築年	経過年数(年)	耐用年数(年)	延べ床面積(m ²)	運営形態	職員数(人)	支出額(千円)	収入額(千円)	差引収支(千円)	利用者数(人)	m ² あたり単価(千円)	利用者あたり単価(千円)
麻生公民館	麻生地域	S52	39	50	3,880	直営	正3人 再2人	23,478	619	△22,859	26,356	5.9	0.9
北浦公民館	北浦地域	H5	24	50	1,978	直営	正2人 再2人	66,038	380	△65,658	22,711	33.2	2.9
玉造公民館	玉造地域	S46	45	50	1,574	直営	正3人	26,199	402	△25,797	20,156	16.6	1.5

職員数の「正」は正規職員、「再」は再任用職員を示します。

ア 麻生公民館

麻生公民館の施設は、鉄筋コンクリート造3階建て、延べ床面積は3,880 m²。昭和52年の建築で、平成25年には耐震補強・大規模改修を行っています。施設内のバリアフリー化は進んでいるもののエレベーターは未設置です。

施設の構成は、大ホール、会議室、集会室(2室)、研修室、和室、多目的室、視聴覚室、美術室、図書室、調理室などのほか、別棟に体育室があり、稼働率は、大ホール18%、会議室36%、集会室19%、研修室30%、和室37%、多目的室13%、視聴覚室13%、美術室13%、調理室7%、体育室が31%となっています。

実施事業は、公民館が主催する事業企画・定期講座事業として、実用ペン習字・ビーズアクセサリー・アロマヨガ・はじめての陶芸講座などを計60回実施するとともに、貸館事業として、行政団体をはじめ民間企業団体や市民団体による会議・講演などや、市民の自主的なサークルの活動などが行われています。

施設の管理運営(体育室を含む)は、正規職員3人、再任用職員2人で行い、人件費を含めた管理運営費は23,478千円となっています。使用料などの収入は619千円で管理運営費の約3%となっています。

イ 北浦公民館

北浦公民館の施設は、鉄筋コンクリート造2階建て、延べ床面積は1,978 m²。平成5年の建築で、バリアフリー対応となっています。

施設の構成は、講義室(3室)、創作室、会議室兼視聴覚室(2室)、和室(3室)、調理実習室、ホールなどで、稼働率は、講義室39%、創作室46%、会議室兼視聴覚室36%、和室45%、調理実習室22%などとなっています。

実施事業は、公民館が主催する事業企画・定期講座事業として、ワンポイント英会話・七宝焼講座・古典入門講座・はじめてのエコクラフト講座などを計55回実施するとともに、貸館事業として、行政団体をはじめ民間企業団体や市民団体による会議・講演などや、市民の自主的なサークルの活動などが行われています。

施設の管理運営は、正規職員2人、再任用職員2人で行い、人件費を含めた管理運営費は66,038千円となっています。使用料などの収入は380千円で管理運営費の1%未満となっています。

ウ 玉造公民館

玉造公民館は、鉄筋コンクリート造 2 階建て、延べ床面積は 1,574 m²。昭和 46 年の建築で、耐震基準は満たされていません。

施設の構成は大ホール、集会室、和室（2 室）、視聴覚室、談話室、調理室などで、稼働率は、大ホールが 28%、集会室 32%、和室 11%、視聴覚室 37%、談話室 32%、調理室 12%などとなっています。

実施事業は、公民館が主催する事業企画・定期講座事業として、オカリナ・太極拳・七宝焼・ブライズドフラワー・アロマヨガなどを計 48 回実施するとともに、貸館事業として、行政団体をはじめ民間企業団体や市民団体による会議・講演などや、市民の自主的なサークルの活動などが行われています。

施設の管理運営は、正規職員 3 人で行い、人件費を含めた管理運営費は 26,199 千円となっています。使用料などの収入は 402 千円で管理運営費の約 2%となっています。

本市の公民館行政は、生涯学習課のもと 3 館が並立の関係で設置され、公民館運営審議会の意見を聞いて運営されていますが、各館が個別に講座などの企画運営を行っていることから公民館活動の統一感に欠けています。しかも、生涯学習課との関係が明確になっていない状況です。生涯学習課を中心に講座などを企画・立案し、各公民館が講座などの役割を担う、新しい体制への見直しが必要です。

一方、公民館には、これまでの趣味や生きがい活動の講座などに加え、地域課題を解決していくための地域活動の拠点としての役割が求められています。

公民館の管理運営についても、生涯学習課との役割を見直すなかで、効率的な管理運営方法について検討する必要があります。

③ 施設評価と対応方針

【施設評価の結果】

公共施設等総合管理計画(基本計画)の今後の方向性にに基づき、施設の安全性・必要性、有効性、効率性について以下のように分析しました。

区分	施設の安全性、必要性	施設の有効性	管理運営の効率性
麻生公民館	<ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年に耐震補強・大規模改修を実施済み。なお、エレベーターの設置など、バリアフリー対策が求められている。 ヨガ、エコクラフトなど趣味の各種講座や教室を開催しているほか、市民の自主グループ活動を支援するため貸館事業を実施。 体育館を併設していることからスポーツ関係での利用も多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 第一会議室や和室の稼働率は高いものの、他の部屋の稼働率は 30%程度であり、特に、調理室や美術室は 10%以下、視聴覚室、多目的室の利用は 20%以下となっている。 体育館は平日の夜間や休日の午後の時間帯の稼働率が高い。 部屋数が多いことから、利用を集約化して、他の機能との複合化を進める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の管理運営は直営で、保守点検業務の一部を民間に委託し、人件費を含む管理運営費は 23,500 千円程度。 施設の使用に伴う使用料収入は 600 千円程度。 施設の管理運営のあり方の検討が必要。 図書室が設置されているが、利用実態が不明であり、活用されているとは言えない。
北浦公民館	<ul style="list-style-type: none"> 平成 5 年の建築で、新耐震基準で整備されている。 ワンポイント英会話や古典入門講座など各種講座や教室を開催しているほか、市民の自主グループ活動を支援するため貸館事業を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 講義室の一部や創作室、和室の稼働率は高いものの、全体的に稼働率が 40%以下となっている。特に、調理室の利用は 20%程度となっている。 部屋数が多いことから、利用を集約化して、他の機能との複合化を進める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の管理運営は隣接の文化会館・体育館と一括して直営で実施。保守点検業務の一部を民間に委託。3 施設合計で人件費を含め約 66,000 千円となっている。 公民館の施設の使用に伴う使用料収入は 400 千円程度。 図書室が設置されているが、利用実態が不明であり、活用されているとは言えない。

玉造公民館	<ul style="list-style-type: none"> 施設は昭和46年の建築で老朽化が進んでおり、耐震基準を満たしていない。また、エレベーターの設置や自動ドア、障害者用トイレの設置などのバリアフリー化が未対応。 オカリナやアロマヨガなど趣味的な講座を開催しているほか、市民の自主グループ活動を支援するため貸館事業を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 集会室や和室1、視聴覚室、談話室は休日の午後や平日の夜間に一定の利用はされているが、全体的に稼働率が40%以下となっている。特に、大ホールは20%程度、調理室の利用は10%程度となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の管理運営は直営で、保守点検業務の一部を民間に委託し、人件費を含む管理運営費は26,000千円程度。 施設の使用に伴う使用料収入は400千円程度。 敷地が借地で、年間の賃借料が1,489千円生じている。 施設の管理運営のあり方の検討が必要。
--------------	--	---	---

【市民からの提案】

今後の方向性に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動の拠点として、当面3つの公民館体制は維持するものの、社会環境の変化などを考慮し、将来的に統合を含めて検討していく。 継続して使用する施設については、長寿命化を図り、適切に維持管理を行う。 他の公共施設と複合化を図る。 学校（幼稚園・小学校）と公民館が連携するなど、余った施設や余裕教室の有効活用を図る。 (麻生・北浦公民館) 耐震性もあるため、当面継続して使用する。 (玉造公民館) 借地であることや、立地条件的にも利用しづらい環境にあるため廃止する。
---------------------	---

これを踏まえて、当該施設については、以下のように評価しています。

区 分	方向性		説明
	機能	施設	
麻生公民館	継続	継続	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動の拠点として、当面3つの公民館体制は維持するものの、将来的に統合を含めて公民館のあり方について検討していく。 麻生・北浦公民館は、予防保全を含む必要な改修を計画的に実施し、長寿命化を図る。 玉造公民館は、耐震上課題があることなどから廃止し、既存施設の活用を含め、移転を検討する。 公民館としての機能は維持しつつ、他の機能との複合化を図り、地域活動の拠点として位置づけ、新しい時代の公民館のあり方を検討する。
北浦公民館	継続	継続	
玉造公民館	継続	移転 検討	

【対応方針】

- 公民館の機能は、生涯学習課のもとに、麻生・北浦・玉造地域の地域活動の拠点として、当面存続していきます。
麻生公民館、北浦公民館については耐震基準が満たされていることから、大規模改修など適切な時期に改修を行い長寿命化を図っていきます。
玉造公民館については、老朽化し、耐震基準を満たしていないこと、敷地も借地であることなどから「公共施設等の見直しにあたっての基本的な考え方」に基づき、既存の施設の活用を含めて検討します。
3つの公民館の管理運営体制について、統合を検討していきます。
- これからの公民館の役割として、地域課題を自主的に解決する市民活動の拠点としての機能が重要視されることから、今後の公民館のあり方について、公民館運営審議会などの関係者の意見を聞きながら検討します。
その上で、講座・教室などの企画・開催の方法、各施設の管理運営方法、職員体制について見直していきます。

- 麻生公民館・北浦公民館の図書室については、利用実態を精査し、今後とも設置する必要性について、「図書館」の配置のあり方を含めて検討します。
- 施設の使用料などについて、今後策定する「使用料・手数料の見直し指針」に基づき、減免規定を含めて見直します。

④ 展開スケジュール

課題事項	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度以降 (平成33年度)
公民館のあり方検討	→		検討結果に基づく対応	-----→	
	検討事項 <ul style="list-style-type: none"> ・地域拠点としての公民館のあり方 ・各種講座の企画立案機能と開催方法のあり方 ・公民館の管理運営のあり方、職員体制の見直し ・玉造公民館の移転について など				
公民館施設の改修	劣化診断、保全計画の検討・策定 →				-----→ 計画に基づく対応
図書室のあり方検討	図書館のあり方検討に合わせ検討 →		検討結果に基づく対応	-----→	
使用料等の見直し	使用料見直し指針の策定	指針に基づく検討 →	条例改正	→	

(2) 地区館・学習センター・コミュニティセンター

① 概要

市民の学習の場・集会などの自主的な活動の場として、地区ごとに、「地区館」「学習センター」「コミュニティセンター」を設けています。なお、地域にはこのほか、行政区が所有する自治会館や、市が保有しつつも用途が異なる農村環境改善センターなどの施設が設けられています。

施設種別	対象施設	地域
地区館	太田地区館・大和地区館・小高地区館	麻生地域
	要地区館、武田地区館	北浦地域
学習センター	西浦地区学習センター	麻生地域
	繁昌地区学習センター、小貫地区学習センター	北浦地域
	玉川地区学習センター、手賀地区学習センター、現原地区学習センター、玉造西地区学習センター、八木蒔地区学習センター、羽生地区学習センター	玉造地域
コミュニティセンター	玄通地区コミュニティセンター 新原地区コミュニティセンター	麻生地域

※玄通地区コミュニティセンターは平成25年10月に、新原地区コミュニティセンターは平成28年1月に、地域に無償譲渡しています。

② 現状と課題

施設の管理は、地域に貸出と鍵の管理を委託しています。利用した住民が負担する使用料は、数千円で、ほとんどが税などの一般財源で賄っています。

施設名	地域	建築年	経過年数(年)	耐用年数(年)	延床面積(m ²)	運営形態	職員数(人)	支出額(千円)	収入額(千円)	差引収支(千円)	利用者数(人)	年間利用日数	m ² あたり単価(千円)	利用者あたり単価(千円)	1人あたり利用者・人
太田地区館	麻生地域	S59	32	38	303	直営	地域管理	301	5	△296	1,935	107	0.9	0.2	7
小高地区館	麻生地域	S58	33	38	345	直営	地域管理	119	0	△119	232	17	0.3	0.5	1
大和地区館	麻生地域	S52	39	38	268	直営	地域管理	78	6	△72	322	28	0.3	0.2	1
要地区館	北浦地域	S50	42	24	137	直営	地域管理	413	0	△413	650	49	3	0.7	2
武田地区館	北浦地域	S52	40	24	211	直営	地域管理	426	5	△421	971	61	2	0.5	3
西浦地区学習センター	麻生地域	H9	19	50	532	直営	地域管理	12,053	1	△12,052	2,179	107	22.6	5.5	6
繁昌地区学習センター	北浦地域	S61	31	50	346	直営	地域管理	791	15	△776	3,976	196	2.3	0.2	12
小貫地区学習センター	北浦地域	S60	32	50	346	直営	地域管理	637	1	△636	2,101	96	1.9	0.4	6
玉川地区学習センター	玉造地域	S55	36	50	429	直営	地域管理	1,082	0	△1,082	1,509	33	2.5	0.7	3
手賀地区学習センター	玉造地域	S54	37	50	393	直営	地域管理	1,982	0	△1,982	3,456	120	5	0.6	8
親原地区学習センター	玉造地域	S49	42	50	373	直営	地域管理	772	1	△771	717	10	2.1	1.1	1
玉造西地区学習センター	玉造地域	S51	40	50	154	直営	地域管理	647	1	△646	2,166	108	4.2	0.3	6
八木蒔地区学習センター	玉造地域	S57	34	50	183	直営	地域管理	759	1	△758	424	46	4.1	1.8	2
羽生地区学習センター	玉造地域	S51	40	50	339	直営	地域管理	811	25	△786	2,799	150	2.4	0.3	7

ア 地区館

地区館では、公民館が主催する講座や教室などの開催はなく、専ら、地域の集会などで使用されていますが、施設の稼働率は下記のようになっています。

各地区館の建築年次は、大和地区館が昭和52年、太田地区館が昭和59年、小高地区館が昭和58年、要地区館が昭和50年、武田地区館が昭和52年で、老朽化が進んでいます。また、大和地区館、要地区館、武田地区館は、旧耐震基準で建設され、耐震性にも課題があります。

区分	ホール	和室	集会室 会議室	調理室	図書室
太田地区館	5%	1%	0%	0%	
小高地区館	1%	0%	0%	0%	
大和地区館	0%	0%	0%		
要地区館		3%	6%		
武田地区館		4%	6%		

イ 学習センター

学習センターでは、公民館が主催する講座や教室などの開催はなく、地域の集会などで使用されていますが施設の稼働率は以下のようになっています。

各センターのうち、八木蒔地区学習センターが昭和57年、繁昌地区学習センターが昭和61年、小貫地区学習センターが昭和60年、西浦地区学習センターが平成9年に建築され、新耐震基準で整備されています。

一方、玉川、手賀、現原、玉造西、羽生地区学習センターは昭和 55 年以前の建築で、耐震性に課題があります。

区分	ホール	和室	集会室 学習室	調理室	図書室
西浦地区 学習センター	5%	0%	1%	0%	0%
繁昌地区 学習センター		14%	27%		
小貴地区 学習センター		9%	8%		
玉川地区 学習センター		4%	2%		
手賀地区 学習センター		9%	16%		
現原地区 学習センター		1%	0%		
玉造西地区 学習センター		11%	10%		
八木蒔地区 学習センター		3%	2%		
羽生地区 学習センター		6%	12%		

③ 施設評価と対応方針

【施設評価の結果】

管理計画の今後の方向性に基づき、施設の安全性・必要性、有効性、効率性について以下のように分析しました。

施設名	施設の安全性・必要性	施設の有効性	管理運営の効率性
太田 地区館	講座などの開催状況から公民館としての必要性は薄い。	年間利用率は 36%。各部屋の稼働率も低く、他の用途への転用を含め有効活用の検討が必要。	管理運営は地域に委託。使用収入は 5 千円。
大和 地区館	老朽化し、耐震上課題があり。講座などの開催状況から公民館としての必要性は薄い。	年間利用率は 8%。各部屋の稼働率も低く、他の用途への転用を含め有効活用の検討が必要。	管理運営は地域に委託。使用収入は 6 千円。
小高 地区館	講座などの開催状況から公民館としての必要性は薄い。	年間利用率は 5%。各部屋の稼働率も低く、他の用途への転用を含め有効活用の検討が必要。	管理運営は地域に委託。使用収入は 0 円。
要 地区館	老朽化し、耐震上課題があり。講座などの開催状況から公民館としての必要性は薄い。	年間利用率は 12%。各部屋の稼働率も低く、他の用途への転用を含め有効活用の検討が必要。	管理運営は地域に委託。使用収入は 0 円。
武田 地区館	老朽化し、耐震上課題があり。講座などの開催状況から公民館としての必要性は薄い。	年間利用率は 26%。各部屋の稼働率も低く、他の用途への転用を含め有効活用の検討が必要。	管理運営は地域に委託。使用収入は 5 千円。
西浦地区 学習セン ター	講座などの開催状況から公民館としての必要性は薄い。	年間利用率は 50%を超えているものの、各部屋の稼働率は低く、他の用途への転用を含め有効活用の検討が必要。	管理運営は地域に委託。使用収入は 1 千円。
繁昌地区 学習セン ター	講座などの開催状況から公民館としての必要性は薄い。	年間利用日数は 90%程度なものの、各部屋の稼働率は低く、他の用途への転用を含め有効活用の検討が必要。	管理運営は地域に委託。使用収入は 15 千円。
小貴地区 学習セン ター	講座などの開催状況から公民館としての必要性は薄い。	年間利用率は 23%。各部屋の稼働率も低く、他の用途への転用を含め有効活用の検討が必要。	管理運営は地域に委託。使用収入は 1 千円。

玉川地区 学習センター	老朽化し、耐震上課題があり。講座などの開催状況から公民館としての必要性は薄い。	年間利用率は9%。各部屋の稼働率も低く、他の用途への転用を含め有効活用の検討が必要。	管理運営は地域に委託。使用収入は0円。
手賀地区 学習センター	老朽化し、耐震上課題があり。講座などの開催状況から公民館としての必要性は薄い。	年間利用率は33%。各部屋の稼働率も低く、他の用途への転用を含め有効活用の検討が必要。	管理運営は地域に委託。使用収入は0円。
現原地区 学習センター	老朽化し、耐震上課題があり。講座などの開催状況から公民館としての必要性は薄い。	年間利用率は3%。各部屋の稼働率も低く、他の用途への転用を含め有効活用の検討が必要。	管理運営は地域に委託。使用収入は1千円。
玉造西地区 学習センター	老朽化し、耐震上課題があり。講座などの開催状況から公民館としての必要性は薄い。	年間利用率は30%。各部屋の稼働率も低く、他の用途への転用を含め有効活用の検討が必要。	管理運営は地域に委託。使用収入は1千円。
八木蒔地区 学習センター	講座などの開催状況から公民館としての必要性は薄い。	年間利用率は13%。各部屋の稼働率も低く、他の用途への転用を含め有効活用の検討が必要。	管理運営は地域に委託。使用収入は1千円。
羽生地区 学習センター	講座などの開催状況から公民館としての必要性は薄い。	年間利用率は41%なものの、各部屋の稼働率は低く、他の用途への転用を含め有効活用の検討が必要。	管理運営は地域に委託。使用収入は25千円。

【市民からの提案】

今後の方向性に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> 施設自体の必要性を地域に意向確認し、必要性がないと判断された施設は廃止する。また、必要と判断された施設であっても地域へ移譲することを基本とし、地域が維持管理を行う。 地域へ委譲を行う際には、施設の耐震化・改修・管理費などの部分でルール作りが必要である。 地区館などがなく、地区で集会所を管理運営している地域との公平性を図る。 地域が不要と判断した施設で、比較的新しく耐震性がある施設は、使用目的を変更して別の用途として有効活用を図る。 現状においても老朽化がかなり進行しているため、方向性を早急に議論すべきである。
--------------	---



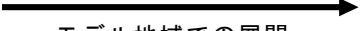





これを踏まえて、当該施設については、以下のように評価しています。

施設名	方向性		説明
	機能	施設	
太田地区館・大和地区館・小高地区館・要地区館・武田地区館	廃止	検討・協議	<ul style="list-style-type: none"> 地区館、学習センターの利用状況は一部を除いて低い状況にあり、利用内容も、公民館が主催する講座などの実施はなく、地域の集会などで使用している実態から、公民館としての機能は廃止する。今後のあり方については、公民館全体のあり方を検討するなかで整理する。
西浦地区学習センター・繁昌地区学習センター・小貫地区学習センター・玉川地区学習センター・手賀地区学習センター・現原地区学習センター・玉造西地区学習センター・八木蒔地区学習センター・羽生地区学習センター	廃止	検討・協議	<ul style="list-style-type: none"> 施設については、地域の活動拠点として、地域への譲渡について協議し、地域が不要とする場合、耐震上課題のある施設は廃止し、他の施設については用途変更を含め、有効活用を検討する。地域への譲渡に際しては、必要な改修を行うとともに、施設の管理運営に必要なノウハウや費用などを支援する仕組みを構築する。

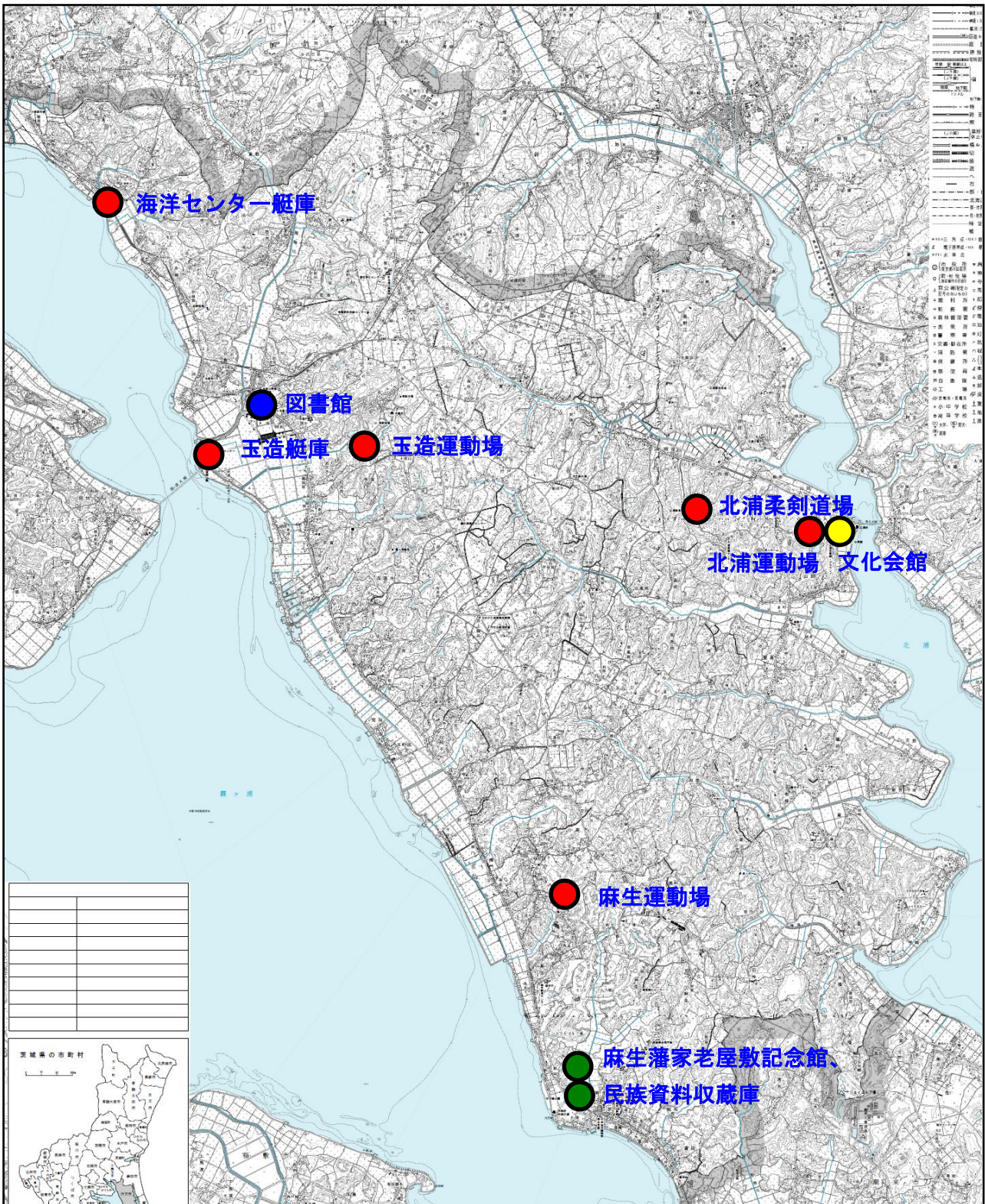
【対応方針】

- 行政課題が複雑・多岐に亘る中で、地域が自ら課題を発見し、課題解決への取り組みを行うことで、地域の特性を生かした、よりきめ細かい展開が可能となります。こうした地域活動の拠点づくりとその活動を支援する、新しい地域経営の仕組みづくりが重要な課題となっています。
この仕組みづくりの検討にあわせ、機能廃止した各地区館、各地区学習センターを、地域の活動の拠点として活用していく場合には、必要な改修を行って譲渡し、地域が自主的に管理運営することについて協議していきます。
- 地域が活動の拠点として地区館などを不要とする場合は、施設が老朽化し、耐震上課題のある施設については、廃止を含めて検討します。
耐震上課題もなく、今後も引き続き使用可能な施設については、他の機能との複合化、用途変更を含めて、改めて施設の必要性について検討します。

④ 展開スケジュール

課題事項	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度以降 (平成33年度)
地域経営の仕組みづくり	 エリアの設定、 支援制度などの検討				
地域への説明・協議	 地域経営の仕組みづくりにあわせ地域と協議  モデル地域での展開 制度の検証  順次拡大				
地域が活動拠点とし不要の施設	 処分・有効活用について検討		 検討結果、地域との協議結果に基づき対応		
地域が活動拠点とし使用する施設	 譲渡に際しての仕組みづくり		 施設の譲渡について協議		

2. 文化・スポーツ施設 【施設の配置図】



(1) 図書館

① 概要

図書館は、生涯学習の拠点として、学習・調査研究などの資料を収集し、市民に情報提供するための施設として、行方市立図書館を設置しています。また、麻生公民館・北浦公民館に図書室を設けています。

施設種別	対象施設
図書館	行方市立図書館 麻生公民館内図書室 北浦公民館内図書室

② 現状と課題

施設名	地域	建築年	経過年数(年)	耐用年数(年)	延床面積(m ²)	運営形態	職員数(人)	支出額(千円)	収入額(千円)	差引収支(千円)	利用者数(人)	貸出数	㎡あたり単価(千円)	利用者あたり単価(千円)	その他の単価
行方市立図書館	玉造地域	S56	36	50	946	直営	正3人 嘱1人	49,055	11	△49,044	8,747	60,440	51.8	5.6	

職員数の「正」は正規職員、「再」は再任用職員を示します。

行方市立図書館の建物は、鉄筋コンクリート造2階建て、延べ床面積945㎡。昭和56年建築で、施設本体や付帯設備の老朽化が進み、耐震基準が満たされていません。また、バリアフリー化も未対応で、地域的にも遍在しています。敷地は借地で、年間の賃借料は約350千円となっています。

施設は、開架書庫閲覧室と学習室、幼児室で構成され、蔵書数は約88,000冊、年間の貸出冊数は60,000冊程度、年間利用者数が約9,000人となっています。

開館日・開館時間は、年末・年始と毎週月曜日(祝日は開館)を除き、火曜日から金曜日までは9時30分～18時30分、土・日・祝日は9時30分～17時30分となっています。

施設の管理運営は、正規職員3人・嘱託職員1人で行い、人件費を含めた管理運営費は約49,000千円となっています。麻生公民館、北浦公民館の図書室に専任の職員は配置されていません。なお、図書館は、図書館法の規定で使用料は無料で、コピー代などの実費が11千円収入されています。

施設の老朽化や狭隘化、立地場所のほか、市民の要望に応えられる資料収集、閲覧場所や学習室、幼児室の室内環境の整備など、様々な課題が顕在化しています。

このほか、子どもたちの読書活動の推進、学校図書室や麻生・北浦公民館内図書室との連携などの対応も求められています。

一方、これまでの合併を経て、貴重な行政文書が散逸している実態も見受けられ、市政の重要な施策などについて、検討過程を含めて決定に至った経緯などを詳らかにした公文書を保存し、継承していく上で、公文書館の機能も求められています。

市民のニーズに応えられる図書館機能のあり方や、老朽化が進むなどの課題がある施設のあり方、偏在性の解消など、生涯学習の拠点としての図書館のあり方について総合的に検討することが必要となっています。

③ 施設評価と対応方針

【施設評価の結果】

管理計画の今後の方向性に基づき、施設の安全性・必要性、有効性、効率性について以下のように分析しました。

施設名	施設の安全性・必要性	施設の有効性	管理運営の効率性
行方市立図書館	施設は老朽化し、耐震性もなく、安全性の面で課題がある。エレベーターなどバリアフリーの取り組みも遅れている。市民の読書や学習ニーズに応える場や機会を提供することが行政の役割であり、図書館機能の必要性は高い。	施設が狭隘なことから蔵書数の整備に限界があり、市民の要望に必ずしも応えきれない。また、閲覧場所や学習室、幼児室のスペースも十分でないことから、利用者数、貸出冊数は周辺自治体に比べ少ない状況にある。麻生公民館・北浦公民館内の図書室との連携が十分とれていない。	正規職員3人・嘱託職員1人を配置して運営しているが、民間活力の活用など、効率的な運営のあり方を検討する必要がある。

【市民からの提案】

今後の方向性に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・施設は、老朽化が進み耐震性など課題が多いことから、新たな場所へ移転する。 ・移転にあたっては、施設を複合化し新設することや、既存の施設を有効活用することも含めて検討する。 ・電子書籍の導入やインターネット環境の充実など、市民ニーズに対応した新たな機能を導入するとともに、市民の憩いの場として利用してもらえるような施設にしていく。 ・幼児期のころから身近な施設として感じてもらうため、教育機関などとの情報交換や連携が必要。 ・近隣自治体との連携により、図書館（書籍）の共同利用についても進めていく。
--------------	---



これを踏まえて、当該施設については、以下のように評価しています。

施設名	方向性		説明
	機能	施設	
行方市立図書館	検討	検討	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の学習、調査研究、情報収集の拠点として図書館の機能は必要なものの、新しい図書館のあり方について、管理運営を含めて検討が必要。 ・施設については、老朽化、耐震性など課題が多く、地域的にも偏在しているため、移転を含めて配置・機能のあり方について検討が必要。

【対応方針】

- 現在の施設は、老朽化が激しく、狭隘であり、耐震性やバリアフリー化への対応もできておらず、しかも、地域的にも偏在し、敷地が借地であるなど多くの課題を抱えています。しかし、図書館には、資料提供のためのスペースのほか、レファレンス機能や閲覧室、学習室などの諸室を整備し、市民の学習活動に役立てていくことは行政の役割であることから、今後も、図書館の機能は維持していきます。
- 市民への学習機会の提供、子どもの読書離れへの対応、学校図書室との連携、公文書館機能の確保など、新しい時代にふさわしい図書館機能を備えた図書館のあり方について、位置の問題や、麻生公民館、北浦公民館内の図書室の必要性や管理運営のあり方を含め、図書館協議会などの関係者の意見を聴きながら検討します。

④ 展開スケジュール

課題事項	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度以降 (平成33年度)
図書館のあり方検討				検討結果に基づく対応 	
検討事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館機能のあり方 ・ 図書館の施設規模、サービス内容のあり方 ・ 図書館の位置 ・ 図書館の管理運営のあり方、職員体制の見直し ・ 学校図書室との連携 ・ 麻生公民館、北浦公民館内の図書室の必要性 など 				

(2) 文化施設

① 概要

市民が文化・芸術に触れ、楽しめる場や機会を提供し、地域文化の振興を図る市内唯一の拠点として、行方市文化会館を設置しています。

施設種別	対象施設
文化施設	行方市文化会館

② 現状と課題

施設名	地域	建築年	経過年数(年)	耐用年数(年)	延床面積(m ²)	運営形態	職員数(人)	支出額(千円)	収入額(千円)	差引収支(千円)	利用者数(人)	その他の指標	m ² あたり単価(千円)	利用者あたり単価(千円)	その他の単価
行方市文化会館	北浦地域	H6	22	50	2,158	直営	正2人	15,936	1,946	△13,990	22,629		2.6	0.3	

職員数の「正」は正規職員、「再」は再任用職員を示します。

行方市文化会館の施設は、鉄筋コンクリート造2階建て、延べ床面積は2,158 m²。平成6年の建築で、バリアフリー化は対応済みとなっていますが、建築から20年経過し、施設本体や付帯設備の老朽化が進んでいます。

施設の構成は、ホール(542席)・リハーサル室(16人)・楽屋(2部屋14人)・控室(2部屋6人)で、稼働率は、ホールが22%、リハーサル室29%などにとどまっています。

開館日・開館時間は、年末・年始と毎週月曜日を除く毎日9時～22時までで、施設の管理運営は直営で、正規職員2人で行い、人件費を含む管理運営費は約16,000千円、使用料などの収入は約2,000千円と、管理運営費の10%程度となっています。

実施事業は、市が実施する(自主事業)芸術鑑賞教室やピアノプロムナードコンサートなどのほか、市民団体などが主催して行う行方市文化祭、公民館まつり、市民カラオケ大会などに使用されています。

文化活動の主役が市民であり、行政の役割は、市民の文化活動を支えるための場や機会を提供するとともに、市民に質の高い芸術・文化に触れる機会を提供することも求められており、事業の実施を含めた管理運営のあり方について検討が必要です。

③ 施設評価と対応方針

【施設評価の結果】

管理計画の今後の方向性に基づき、施設の安全性・必要性、有効性、効率性について以下のように分析しました。

施設名	施設の安全性・必要性	施設の有効性	管理運営の効率性
行方市文化会館	施設、付帯設備の老朽化が進んでいるが、新耐震基準の建物であり、バリアフリー対応もできている。 市内唯一の文化ホールであり地域文化振興の拠点として、今後も施設の管理運営を行なう。	ホール、リハーサル室の稼働率が低い状況にあり、稼働率を高めるため、市が主催する公演事業などを開催するほか、民間事業者の誘致、市民が企画する文化事業の支援などの対策が必要。しかし、現在の職員体制では、施設の管理運営が中心になり、公演事業の企画・立案までには至らない状況となっており、管理運営手法の見直しが必要。	正規職員2人を配置して運営しているが、民間活力の活用など、効率的かつ効果的な運営のあり方を検討する必要がある。 使用料などについて、減免規定の見直しを含め、受益者負担の適正化を図る必要がある。

【市民からの提案】

今後の方向性に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・大きな施設で建替えるのは大変なので、現在の文化会館を改修し、継続して使用する。 ・将来的には広域的な利用も視野に入れる。 ・管理運営について、主催事業の企画を含め、民間へ委託する。 ・公民館とも連携を図り、人員の編成や企画づくりを進めていく。 ・市民から企画を募集することや、企画・運営を効果的に行えるような人材育成を行う。
--------------	---

これを踏まえて、当該施設については、以下のように評価しています。

施設名	方向性		説明
	機能	施設	
行方市文化会館	継続	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・本市唯一の文化ホールであることから、地域文化振興の拠点として今後も存続することとし、予防保全を含め計画的に改修し、長寿命化を図る。 ・市民に芸術文化の活動の場や機会を提供するとともに、質の高い芸術・文化に触れる機会を提供することも行政の役割であることから、施設の管理運営のあり方を検討する。

【対応方針】

- 市民の文化活動ための場や機会を提供することは行政の役割であることから、市内唯一の文化会館を適切に管理し、長寿命化を図っていきます。
- 管理運営面では、貸館事業を中心とした事業展開から、市が主体的に公演事業を開催し、市民に質の高い文化・芸術活動を提供していく必要があります。また、多様な市民の文化活動を支援していくことも重要な役割であり、市民の文化活動を支援するための仕組みづくりを検討する必要があります。しかし、現在の職員体制では困難なことから、事業の実施を含め管理運営のあり方について、周辺の公共施設との一体的な展開を含め検討します。
- 使用料については、減免規定の見直しを含め、受益者負担の適正化に取り組みます。

④ 展開スケジュール

課題事項	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度以降 (平成33年度)
管理運営のあり方検討	→		検討結果に基づく対応 →		
検討事項 <ul style="list-style-type: none"> ・公演等、自主事業のあり方 ・組織、職員体制を含む管理運営体制 ・指定管理者制度導入の場合の周辺施設との一体的な運用など ・市民の文化活動の支援のあり方 					
文化会館の改修	→				→
劣化診断、保全計画の検討・策定					計画に基づく対応
使用料等の見直し	使用料見直し指針の策定	指針に基づく検討	条例改正	→	

(3) 文化財施設

① 概要

市民に行方の歴史や文化を伝え広め、貴重な文化財を後世に残すため、麻生藩家老屋敷記念館と、民族資料収蔵庫を設置しています。

このうち、麻生藩家老屋敷記念館は、平成3年に寄贈され、平成20年に県指定文化財に指定されています。民族資料収蔵庫は、文化財資料としての民具・土器などの保存のための収蔵庫として使用しています。

施設種別	対象施設
文化財施設	麻生藩家老屋敷記念館 民族資料収蔵庫

② 現状と課題

施設名	地域	建築年	経過年数(年)	耐用年数(年)	延べ床面積(m ²)	運営形態	職員数(人)	支出額(千円)	収入額(千円)	差引収支(千円)	利用者数(人)	その他の指標	m ² あたり単価(千円)	利用者あたり単価(千円)	その他の単価
麻生藩家老屋敷記念館	麻生地域	1857年	160		184	委託	0.2	3,222	0	△3,222	2,166		17.5	1.5	
民族資料収蔵庫	麻生地域	H7	21		69	直営									

職員数の「正」は正規職員、「再」は再任用職員を示します。

麻生藩家老屋敷記念館の建物は、寄棟造りの木造で1857年に建築され、延べ床面積184m²で、母屋、表門が含まれます。平成4年に整備した管理棟は、木造で、延べ床面積は139m²。また、収蔵庫は、木造、延べ床面積69m²で、麻生郷土文化研究会及び市教育委員会で編集している麻生の文化や麻生町史などを収納しています。

一般公開を毎週、木・金・土・日・祝祭日に行っているほか、管理棟では、歴史資料などを展示しています。

施設の管理運営はシルバー人材センターに業務委託しているほか、植木の剪定作業や茅屋根を2ヶ月に一度業者委託により燻蒸を行い、委託料を含む管理運営費は約3,000千円となっています。

民族資料収蔵庫は、平成7年に建築され、木造で延べ床面積69m²。麻生地区の一部資料が保管され、直営で維持管理していますが、特段費用は発生していません。

今後も武家屋敷という貴重な歴史資料を保存し、有効活用していきますが、利用者の増加に向け、麻生藩家老屋敷の存在を市内外及び県外の方に広くPRし、来館者UPを図ることが課題となっています。

また、民族資料収蔵庫については、市内に分散している文化財などに関する資料を適切に管理していくため、ふさわしい機能を備えた施設の整備が必要となっています。

③ 施設評価と対応方針

【施設評価の結果】

管理計画の今後の方向性に基づき、施設の安全性・必要性、有効性、効率性について以下のように分析しました。

施設名	施設の安全性・必要性	施設の有効性	管理運営の効率性
麻生藩家老屋敷記念館	県指定の歴史的建造物であり、保護保存を図り、次世代に継承する。	年間の来場者数が2,000人程度であり、市内外に向けて周知を図るとともに、定期的にイベントなどを実施するなど、来場者を増やすための対策が必要である。	市内に散在する歴史資料を一括収蔵し、適切に保存するとともに、行方市の文化・歴史の情報を発信する機能、市民が歴史・文化に触れる機会を提供するなど、有効かつ効率的な管理運営のあり方について検討が必要。
民族資料収蔵庫	施設が狭隘で、民具・土器などを保存する施設の機能のみとなっている。	収蔵した文化財を保存するだけでなく、展示・体験型の機能を付加し、行方市の文化や歴史の情報を発信する施設への再構築が必要。また、散在する歴史資料を一括に収蔵する役割も必要。	

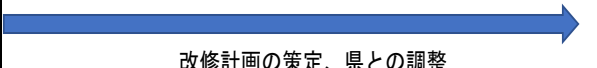
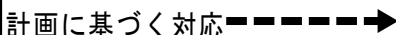


これを踏まえて、当該施設については、以下のように評価しています。

施設名	方向性		説明
	機能	施設	
麻生藩家老屋敷記念館	継続	継続	・歴史的建造物として後世に継承するため、必要な改修を計画的に行い、保存・保護に努めていくとともに、来場者を増やすための催事などを定期的実施することを含め、全国に情報発信する工夫を講じていく必要がある。
民族資料収蔵庫	検討	検討	・分散している歴史資料を一括して保存し、後世に継承できる機能・規模を持つとともに、市民が行方の歴史・文化に触れ、体験できるような学習機能をあわせもつ施設のあり方について、既存施設の有効活用を含めて検討する。

【対応方針】

- 麻生藩家老屋敷記念館については、重要な歴史的建造物を後世に継承するため、必要な改修を計画的に行い、保存・保護を図っていきます。
- 市内に分散している文化財に関する資料を一括して適切に管理できる機能・規模を有し、あわせて、市民が行方の歴史や文化に触れ、体験できるような学習機能をあわせもつ施設のあり方（既存施設の活用を含む）や管理運営のあり方について、文化財保護審議会などの意見を聴きながら検討します。

④ 展開スケジュール

課題事項	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度以降 (平成33年度)
麻生藩家老屋敷 記念館				計画に基づく対応 	
歴史資料館の あり方検討			検討結果に基づく対応 		
検討事項 <ul style="list-style-type: none"> ・歴史資料の収集方針 ・散在する歴史資料を収蔵、展示、体験する施設の機能・規模と施設の位置、整備のあり方（既存施設を含む） ・麻生藩家老屋敷記念館を含む施設の管理運営のあり方（ソフト事業の展開を含む） ・ICTの活用した情報収集、情報発信の仕組み 					

(4) 体育館等

① 概要

市民の体育及びレクリエーション、その他社会教育の振興を図るため、ア. 麻生運動場、イ. 北浦運動場、ウ. 玉造運動場、エ. 北浦柔剣道場、オ. 玉造艇庫、カ. 海洋センター艇庫を設置しています。玉造運動場と北浦運動場には屋外体育施設が、玉造運動場にはプールが併設されています。

施設種別	対象施設
運動場	麻生運動場（弓道場、屋外運動場含む） 北浦運動場（屋外運動場含む） 玉造運動場（弓道場、プール、屋外運動場含む）
柔剣道場	北浦柔剣道場
艇庫	玉造艇庫、海洋センター艇庫

② 現状と課題

施設の閉館日・閉館時間は、年末・年始と月曜日を除く毎日8時30分～22時まで（艇庫・プール、屋外施設を除く）。

施設名	地域	建築年	経過年数(年)	耐用年数(年)	延床面積(m ²)	運営形態	職員数(人)	支出額(千円)	収入額(千円)	差引収支(千円)	利用者数(人)	その他の指標	m ² あたり単価(千円)	利用者あたり単価(千円)	その他の単価
麻生運動場	麻生地域	H5	23	50	3,468	直営	委託	15,086	967	△14,119	49,744		4.4	0.3	
北浦運動場	北浦地域	H6	22	50	2,071	直営	正2人 嘱1人	8,348	1,676	△6,672	45,978		4.0	0.2	
玉造運動場	玉造地域	S60	31	50	1,660	直営	正3人 再1人	22,683	735	△21,948	34,123		13.7	0.7	
北浦柔剣道場	北浦地域	S49	42	50	405	直営	—	1,097	10	△1,087	1,903		2.7	0.6	
玉造艇庫	玉造地域	H9	19	50	233	直営	—	2,446	0	△2,446	0		10.5	—	
海洋センター艇庫	玉造地域	S60	31	50	196	直営	—	5,446	4	△5,442	94		27.8	57.9	

職員数の「正」は正規職員、「再」は再任用職員、「嘱」は嘱託職員を示します。

ア 麻生運動場

体育館と弓道場で構成され、平成29年4月から開設の多目的グラウンド（テニスコート3面・フットサルコート2面）が併設されます。

体育館の施設は、鉄筋コンクリート造2階建て、延べ床面積は3,468 m²。平成5年の建築で、アリーナ、会議室、トレーニングルームなどで構成されています。

弓道場は、木造建築、延べ床面積は200 m²。平成5年建築で、射場とあづちなどで構成されています。

稼働率は、アリーナは閉館日のほぼ毎日使用されていますが、会議室は11%、トレーニングルームは34%、弓道場は29%となっています。

実施事業は、スポーツ少年団や体育協会など競技団体が主催する大会などが約100件、大会以外の体育協会などの利用が約1400件、一般貸出が約60件、個人利用が約800人で、市が主催する教室などは実施していません。

施設の管理運営は、シルバー人材センターに委託し、職員は必要に応じて北浦運動場から出向きます。委託料を含む管理運営費は、15,086千円で、使用料などの収入は967千円、管理運営費に占める使用料の割合は約6%となっています。

イ 北浦運動場

体育館の施設は、木造地上1階地下1階建て、延べ床面積2,071 m²。平成6年の建築で、アリーナ、会議室、トレーニングルームなどで構成されています。また、テニスコート4面、第1グラウンド（400mトラック陸上競技場）、第2グラウンド（ソフトボール2面）、クロッケーコートが併設されています。

稼働率は、アリーナは他の運動場に比べ利用回数が少ない。会議室の利用は23%、トレーニングルームは77%となっています。

実施事業は、スポーツ少年団や体育協会など競技団体が主催する大会などが約20件、大会以外の体育協会などの利用が約200件、一般貸出約510件、個人利用が約4,300人で、市が主催する教室などは実施していません。

施設の管理運営（屋外体育施設を含む）は、正規職員2人、嘱託職員1人で行い、夜間管理はシルバー人材センターに委託しています。管理運営費は、人件費を含み8,348千円で、使用料などの収入は1,676千円、管理運営費に占める使用料の割合は約20%となっています。

ウ 玉造運動場

体育館の施設は、鉄筋コンクリート造2階建てで建築し、延べ床面積は2,789㎡。昭和60年の建築で、アリーナ、トレーニングルーム、柔剣道場、会議室などで構成されています。また、テニスコート4面（人工芝、照明付き）、野球場3面（玉造浜2面・玉造泉1面）、プールのほか、弓道場（木造、昭和56年建築、射場とあづちなどで構成）を併設しています。

稼働率は、アリーナは開館日のほぼ毎日使用されていますが、会議室の利用は8%、トレーニングルームは43%、テニスコートは47%となっています。また、プールは7月～9月まで（学校関係は6月～9月）開設しています。玉造弓道場は利用されていません。

実施事業は、プールを使用して水泳教室とヨットカヌー教室を開催していますが、体育館などでは、スポーツ少年団や体育協会など競技団体が主催する大会などが約20件、大会以外の体育協会などの利用が約1,020件、一般貸出約490件、個人利用が約4,200人で、市が主催する教室などの開催はありません。

施設の管理運営（プール、屋外体育施設を含む）は、正規職員2人、嘱託職員1人で行い、夜間管理はシルバー人材センターに委託しています。管理運営費は、人件費を含み22,683千円で、使用料などの収入は735千円、管理運営費に占める使用料の割合は約3%となっています。

エ 北浦柔剣道場

施設は、鉄筋コンクリート造平屋建て、延べ床面積405㎡。昭和49年の建築で、柔道場と剣道場があり、耐震基準は満たしていません。

稼働率は、定期利用団体の4団体など社会人が平日夜間や休日に練習などで約200回程度使用しているほか、北浦中学校の体育の授業で約30回使用し、年間の稼働率は28%となっています。なお、28年度より、耐震上の課題があることから、北浦中学校での利用は中止しています。

施設の管理運営は、北浦運動場の職員が必要に応じて出向き、夜間管理はシルバー人材センターへ委託し、管理運営費は委託料を含め1,097千円で、使用料収入はありません。

オ 玉造艇庫

施設は、鉄骨造2階建てで建築し、延べ床面積は233㎡。平成9年の建築で、新耐震基準で整備されています。

施設の利用はなく、行方市観光協会で維持管理しています。（管理運営費は0千円）

カ 海洋センター艇庫

施設は、鉄骨造平屋建て、延べ床面積は196㎡。昭和60年の建築で、新耐震基準で整備されています。

稼働状況は、ヨットカヌー教室やレイクフェスティバルなどの海洋性レクリエーション体験を実施する際に利用するヨットなどの保管場所として使用され、年間の利用は5回程度となっています。

施設の管理運営は、玉造運動場が対応し、必要に応じて職員が出向いています。管理運営費は5,446千円で、使用料収入は4千円となっています。

③ 施設評価と対応方針

【施設評価の結果】

管理計画の今後の方向性に基づき、施設の安全性・必要性、有効性、効率性について次のように分析しました。

施設名	施設の安全性・必要性	施設の有効性	管理運営の効率性
麻生運動場、北浦運動場、玉造運動場	<ul style="list-style-type: none"> 麻生運動場は平成5年の建築、北浦運動場は平成6年の建築、玉造運動場は昭和60年の建築で、いずれも耐震上の課題はなく、バリアフリー対策も対応済み。 体育協会やスポーツ少年団などによる大会や練習、個人・グループによる練習、健康づくりに使用されている。 職員の主な業務は、屋外運動場などを含む施設の貸出や各種大会の対応となっている。施設の管理運営のあり方の検討が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 各運動場によって、バラツキがあるものの、アリーナやトレーニングルームについては比較的高い稼働率になっている一方、会議室の利用率は低い。 事業は、体育協会やスポーツ少年団の大会など、利用のほとんどが貸館で、市が主催する教室などの開催はない。 麻生運動場の弓道場の稼働率が低い一方、玉造運動場の弓道場は老朽化が進み、ほとんど利用されていない。弓道場の統合の検討が必要。 玉造運動場のプールでは水泳教室などが開催されているほか、小中学校のプール指導に使用されている。 玉造運動場の柔剣道場の利用のほとんどは夜間利用。 屋外運動場については、利用実態の把握が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 職員が常駐しているのが北浦運動場（正規2人、嘱託1人）、玉造運動場（正規3人、再任用1人）で、麻生運動場と北浦運動場・玉造運動場の夜間の管理運営はシルバー人材センターの委託。 管理運営費は麻生運動場が約23,000千円で、使用料は1,000千円。北浦運動場が約11,000千円、使用料2,000千円。玉造運動場が約30,000千円、使用料が1,000千円と、各運動場ともほとんどが税などの一般財源で賄われている。減額・免除規定を含めた使用料の見直しが必要。
北浦柔剣道場	<ul style="list-style-type: none"> 施設は昭和49年建築で、老朽化が進み、耐震上も課題が生じている。 中学校の授業での利用を止めたことから、4団体が定期的に使用している。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用は、定期利用団体のみになり、年間の利用回数が200回程度で、平日の夜間の利用がほとんどとなっている。 玉造運動場の柔剣道場との統合についての検討が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の管理は北浦運動場が実施し、職員が常駐していない。 管理運営費は約4,000千円で、使用料は約10千円。減額・免除規定を含めた使用料の見直しが必要。
玉造艇庫	<ul style="list-style-type: none"> 平成9年の建築で、耐震上の課題はない。 ヨットなどの保管場所として数艇の利用があるものの、観光協会の事務所として活用されている。施設の必要性について検討が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ヨットなどの保管場所としては十分活用されていない。 観光協会での使用が中心。 	<ul style="list-style-type: none"> 職員が定期的に巡回する程度で、管理運営費はほとんど生じていない。 ヨットなどの保管場所としての利用料収入がない。 観光協会が使用しているものの、利用料が皆無。
海洋センター艇庫	<ul style="list-style-type: none"> 昭和60年の建設で、耐震上の課題がない。 ヨット、カヌーの保管場所としての利用は年間10回程度。 	<ul style="list-style-type: none"> ほとんどがヨット、カヌーの競技関係者の利用となっている。 ヨット、カヌー教室や海洋性レクリエーション体験イベントの際の保管場所として利用。施設の必要性について検討が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 競技関係者のみの利用。年間の管理運営費は約1,700千円で、使用料は5千円程度。

【市民からの提案】

今後の方向性に関する提案	<p>【麻生・北浦・玉造体育館】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在の3施設を当面維持するものの、将来的には、集約について検討を行う。 プールについては、必要性について検証を行うとともに、学校授業などで利用されているため、当面の間継続して使用する。 麻生・玉造2つの弓道場については、稼働率が低く利用者も限られているため、統合について検討する。 市民の健康づくりを目的とした、スポーツを核とした街づくりを推進するとともに、市外
--------------	---

	<p>から人を呼び込むために、様々な大会の誘致を行う。</p> <p>【北浦柔剣道場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北浦柔剣道場は、安全上課題もあることから廃止し、玉造運動場の柔剣道場への統合や、夜間は学校の体育館を利用するなど代替策を講じる。 <p>【玉造艇庫】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用途を廃止し、海洋センター艇庫へ機能を移転する。 ・観光協会へ譲渡する。 <p>【海洋センター艇庫】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・玉造艇庫と統合し、利用団体や民間への売却または譲渡する。 ・売却または譲渡が難しい場合、必要性について検証し廃止する。
--	---

これを踏まえて、当該施設については、以下のように評価しています。

施設名	方向性		説明
	機能	施設	
麻生運動場 北浦運動場 玉造運動場	継続	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・施設については、市民の健康づくり、生涯スポーツ活動の拠点として、各地域への配置を継続することとし、必要な改修を予防保全を含めて計画的に行い、長寿命化を図っていく。 ・施設の機能については、貸館事業中心の展開から、市民の健康づくり、生涯スポーツ活動の場・機会の提供や競技力向上のための施策を企画・立案する機能を高めるとともに、施設の効率的な管理運営のあり方について検討が必要。 ・現在の3施設を当面維持するものの、将来的には集約について検討を行う。
弓道場	統合	統合	<ul style="list-style-type: none"> ・玉造弓道場については、老朽化し、利用実態がほとんどないことから廃止し、麻生弓道場に統合を検討する。 管理運営のあり方については運動場にあわせて検討する。
プール	継続	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校のプール指導にも活用されていることから機能・施設とも継続する。 管理運営のあり方については、運動場にあわせて検討する。
屋外運動場	検討	検討	<ul style="list-style-type: none"> ・利用実態を把握し、必要な数量、整備水準、管理運営のあり方について検討する。
北浦柔剣道場	統合	廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・施設が老朽化し、耐震上の課題があることから、当面は使用するものの、小中学校の体育館の活用や玉造運動場の柔剣道場への統合を検討する。
玉造艇庫	廃止	廃止 譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ・玉造艇庫は利用実態がないことから、廃止し、観光協会への譲渡を協議する。
海洋センター艇庫	継続	検討	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の機能は維持するものの、利用実態が競技関係者となっていることから、譲渡を含め、施設のあり方、管理運営のあり方について検討する。

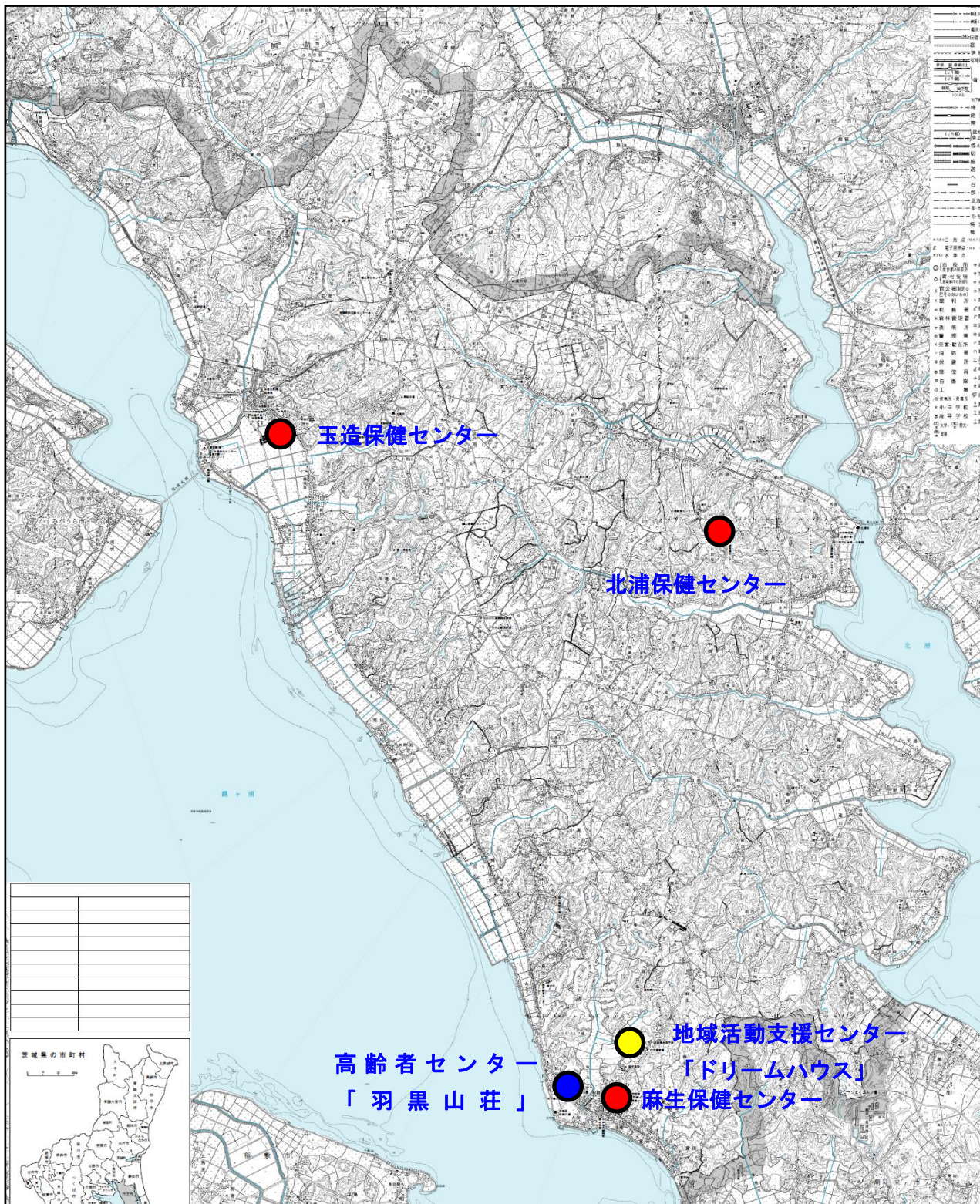
【対応方針】

- 麻生・北浦・玉造体育館は市民に健康づくりやスポーツ活動の場・機会を提供していくため、平成 26 年度に策定した長期修繕計画を基に、必要な改修を行って長寿命化を図ります。
管理運営については、貸館事業中心に事業展開から、市民の健康づくりやスポーツ活動の場・機会を提供するとともに、競技力を高めるための施策を企画・立案し、効果的かつ効率的に実施する管理運営のあり方について検討します。
将来的なスポーツ施設のあり方について、3 施設の統合を含め検討を行います。
- 弓道場のうち玉造弓道場は、施設が老朽化し、利用実態も少ないことから、麻生弓道場への統合について関係者と協議のうえ進めます。
- プールについては、水泳教室などを実施していること、小中学校のプール指導にも活用していることから、必要な改修を定期的に行い、長寿命化を図っていきます。
- 屋外運動場については、新たに開設した多目的グラウンドなどを含めて利用実態を精査し、施設の整備数量、整備水準、管理運営のあり方について検討します。
- 北浦柔剣道場は老朽化が進み、利用実態は競技団体関係者に限られています。当面は維持していきませんが、大規模な改修が必要になった時点で、学校施設の活用、玉造運動場の柔剣道場との機能統合を検討します。
- 玉造艇庫は本来の目的での利用実態がないことから、用途廃止し、観光協会と譲渡について協議します。
海洋センター艇庫はヨットやカヌーの競技関係者に限られた施設となっています。利用実態を精査し、競技団体と譲渡を含めて協議していきます。
- スポーツ施設の管理運営に占める使用料収入の割合は低く、管理運営費のほとんどを税などの一般財源で賄っています。受益と負担の公平性の観点から、行政の役割を明確にし、使用料のあり方について、減額・免除規定の見直しを含めて検討します。

④ 展開スケジュール

課題事項	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度以降 (平成33年度)
管理運営のあり方検討			検討結果に基づく対応		
	検討事項 <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり、スポーツ振興施策の企画・立案と事業実施 ・組織、職員体制を含む管理運営のあり方 ・指定管理者制度導入の場合の周辺施設との一体的な運用 ・市民の健康づくり、スポーツ活動の支援のあり方 など 				
各運動場・プールの改修					
	劣化診断、保全計画の検討・策定				計画に基づく対応
玉造弓道場・麻生弓道場の統合の検討			検討結果に基づく対応		
	玉造弓道場の廃止・麻生弓道場への統合検討				
屋外運動施設のあり方検討			検討結果に基づく対応		
	利用実態の精査、整備数量、整備水準、管理運営のあり方検討				
北浦柔剣道場の移転検討			検討結果に基づく対応		
	学校施設の活用、玉造運動場への機能統合の検討				
玉造艇庫の譲渡			協議結果に基づく対応		
	機能の廃止、観光協会への譲渡協議				
海洋センター艇庫施設のあり方			協議結果に基づく対応		
	関係団体との協議				
使用料等の見直し	使用料見直し指針の策定		指針に基づく検討	条例改正	

3. 福祉・保健施設 【施設の配置図】



(1) 高齢者施設

① 概要

高齢者が知識と経験を生かした生活、生産と創造的活動の推進、健康の保持増進を図り、生きがいのある生活を送るための施設として高齢者センター「羽黒山荘」を設けています。

施設種別	対象施設
高齢者施設	高齢者センター「羽黒山荘」

② 現状と課題

施設名	地域	建築年	経過年数(年)	耐用年数(年)	延床面積(m ²)	運営形態	職員数(人)	支出額(千円)	収入額(千円)	差引収支(千円)	利用者数(人)	その他の指標	m ² あたり単価(千円)	利用者あたり単価(千円)	その他の単価
高齢者センター 羽黒山	麻生地域	S61	32	24	205	直営委託	—	354	0	△354	509		1.7	0.7	

職員数の「正」は正規職員、「再」は再任用職員を示します。

高齢者センター「羽黒山荘」の施設は、羽黒山公園内に設置され、木造平屋建て、延べ床面積205 m²。昭和61年の建設で、耐震基準が満たされていますが、老朽化が進んでいます。

施設の構成は多目的集会室のみで、年間約40件・約600人の利用で、主に、老人クラブの会合などに使用され、市が開催する事業などは行われていません。

開館時間・開館日は、年末年始を除く毎日8時30分～17時で、管理運営は老人クラブに委託し、年間の管理運営経費は354千円で、使用料などはありません。

③ 施設評価と対応方針

【施設評価の結果】

管理計画の今後の方向性に基づき、施設の安全性・必要性、有効性、効率性について以下のように分析しました。

施設名	施設の安全性・必要性	施設の有効性	管理運営の効率性
高齢者センター「羽黒山荘」	・施設は、昭和61年建築で、耐震基準は満たしているものの、老朽化が進んでいる。利用実態は、地域の老人クラブの会合などで使用されている。	・地元老人クラブに管理運営を委託しているため、年間の利用日の把握ができていない。年間の利用者数や約500人。 ・利用実態は、地域のコミュニティ活動の場として利用されている。	・施設の予約受付、鍵の貸出、清掃などを地元老人クラブに委託している。

【市民からの提案】

今後の方向性に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者施設としての用途は廃止し、コミュニティ施設・集会施設として活用する。 ・施設は当面の間有効活用し、大規模改修が必要となった時点で廃止する。 ・廃止後については、民間への売却や、貸出を行うなど有効活用を図る。 ・施設の管理は、公園の管理課へ一本化する。 ・まずは人材育成が優先であり、委託するにもリーダー的な人材の育成を行うべきである。 ・今後の管理運営は、老人クラブに任せるにしても、利用者から一定の金額を徴収して、管理運営費を賄う。
--------------	--

これを踏まえて、当該施設については、以下のように評価しています。

施設名	方向性		説明
	機能	施設	
高齢者センター「羽黒山荘」	廃止	廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置目的である「高齢者が知識と経験を生かした生活、生産と創造的活動の推進、健康の保持増進を図り、生きがいのある生活を送る」ための場ではなく、利用実態は地域のコミュニティの機能となっていることから、機能については廃止する。 ・施設については、老朽化がみられるものの、耐震基準は満たしていることから、当面使用し、将来、改修などが必要となった段階で廃止する。

【対応方針】

- 施設は、老朽化が進んでいるものの、耐震基準を満たしており、現状のままで使用できる状況なことから、将来、改修などが必要となるまでの当分の間、継続して使用します。
- なお、施設の利用実態は、設置目的である「高齢者が知識と経験を生かした生活、生産と創造的活動の推進、健康の保持増進を図り、生きがいある生活を送る」ための内容よりも、地域のコミュニティの場として使用されている状況にあり、利用者も地域住民がほとんどの状況なことから、用途は廃止し、地域のコミュニティ施設として有効活用できるように、地域が主体的に管理運営することについて協議していきます。

④ 展開スケジュール

課題事項	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度以降 (平成33年度)
施設のあり方の検討 地元との協議	→		検討・協議結果に基づく対応 ----->		

(2) 障害者施設

① 概要

就労することが難しい在宅の障害者（身体障害者・知的障害者）に、通所による生活訓練・作業訓練などの就労の場を提供するとともに、創作活動による日中の居場所をつくり、障害者の自立促進を図ることを目的に、地域活動支援センター「ドリームハウス」を設置しています。

この建物については、平成17年に、行方農業共済組合から事務所の譲渡を受け、平成20年に大規模改修工事を行っています。

施設種別	対象施設
障害者施設	地域活動支援センター ドリームハウス

② 現状と課題

施設名	地域	建築年	経過年数 (年)	耐用年数 (年)	延床面積 (㎡)	運営形態	職員数 (人)	支出額 (千円)	収入額 (千円)	差引収支 (千円)	利用者数 (人)	その他の指標	㎡あたり単価 (千円)	利用者あたり単価 (千円)	その他の単価
地域活動支援センター ドリームハウス	麻生地域	S57	35	50	468	指定管理・委託	—	32,100	20400	11,600	4,489				

職員数の「正」は正規職員、「再」は再任用職員を示します。

施設は、鉄骨造平屋建て、延べ床面積468㎡。その後、平成20年に大規模改修工事に合わせ増築し、延べ床面積は772㎡。耐震基準は満たされ、バリアフリー化も対応できています。

施設の構成は、作業所、生活訓練室・調理室、相談室などで、年末年始と土日・祝日を除く毎日9時30分～15時、就労することが難しい在宅の身体障害者・知的障害者27人が通所し、生活訓練や作業訓練など「就労継続支援B型事業」と、創作活動などに取り組む「地域活動支援センター事業」を行っています。

就労継続支援B型の事業では、市が「事業者」としての指定を受け、社会福祉協議会に業務委託して、指導員4人を配置し実施している一方、地域活動支援センター事業は、市単独の事業として社会福祉協議会を指定管理者に指定し、指導員2人を配置して一体的に実施し、全体の管理運営費は、指定管理料を含め約32,100千円で、国・県の補助金20,400千円が交付されています。（市の負担は11,600千円）

在宅の障害者が通所により生活訓練や作業訓練などの就労支援事業を活用して自立促進を図る取り組みは今後も必要な施策で、その活動の場となる施設は必要不可欠といえますが、他の社会福祉法人などが、就労継続支援B型については「事業者」としての指定を受け、国・県・市からの補助金を財源に、自ら施設を確保し、自主的に事業を運営する事業者がいる中で、現在の管理運営のあり方について見直しが必要となっています。

③ 施設評価と対応方針

【施設評価の結果】

管理計画の今後の方向性に基づき、施設の安全性・必要性、有効性、効率性について以下のように分析しました。

施設名	施設の安全性・必要性	施設の有効性	管理運営の効率性
地域活動支援センター ドリームハウス	<ul style="list-style-type: none"> 施設は、平成 20 年に大規模改修を行っており、耐震基準を満たし、バリアフリー化も対応済み。 施設の機能は、在宅障害者の生活訓練・作業訓練などの機会を確保し、自立促進を図る取り組みには不可欠となっている。 	市単独の事業については指定管理者制度で、就労継続支援 B 型については市が事業者となり、市の委託で社会福祉協議会に委託して実施しているが、法人が事業者の指定を受け、施設全体を就労継続支援 B 型の事業施設とし、補助対応できない部分を市単独の補助事業として加算することでさらに有効に施設利用は可能となる。	就労継続支援 B 型事業と地域活動支援センター事業により指導員 6 人を配置して一体的に事業展開しているが、制度上、2つの執行形態をとっている。法人が事業者となり、市からの単独の補助制度とあわせて効率的な執行形態に見直す必要がある。

【市民からの提案】

今後の方向性に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> 障害者の自立促進を図るため、事業の必要性は高いため施設の機能は継続する。 就労継続支援 B 型事業については、社会福祉協議会を事業者とし事業を継続すべき。 社会福祉協議会へ施設を譲渡する。 社会福祉協議会の業務内容や運営について、補助金を出しているという立場から、行政として積極的に参画していくことが必要ではないか。
--------------	---



これを踏まえて、当該施設については、以下のように評価しています。

施設名	方向性		説明
	機能	施設	
地域活動支援センター ドリームハウス	継続	検討 譲渡	<ul style="list-style-type: none"> 在宅障害者の生活訓練・作業訓練などの活動の場を確保し、自律促進を図るため、当該施策の必要性は高いことから、施設の機能については存続する。 施設については、市が自ら就労継続支援 B 型事業の事業者にならなくても、民間の事業者が国・県・市からの補助金を受けて事業執行することが可能なことから、社会福祉協議会が事業者となって事業執行する方向で、施設の譲渡を含めて協議する。

【対応方針】

- 現在、地域活動支援センター事業は、市単独の事業として社会福祉協議会を指定管理者にして運営し、就労継続支援 B 型については、市が「事業者」としての指定を受け、社会福祉協議会に委託して実施していますが、社会福祉協議会が就労継続支援 B 型事業の「事業者」としての指定を受け、国・県・市からの補助金を財源に、自主的に事業を運営するとともに、地域活動支援センター事業を市からの補助事業として一体的に実施することで、効果的かつ効率的な運営を図ることが可能となることから、社会福祉協議会と事業スキームの変更について検討・協議します。
- そのうえで、当該施設の譲渡について、国庫補助金などの適正化に関する法律の適用期限も視野に入れながら検討・協議します。

④ 展開スケジュール

課題事項	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度以降 (平成33年度)
事業のあり方、施設のあり方等についての検討・協議	 【検討・協議事項】 ・就労継続支援B型の事業者のあり方 ・地域活動支援センターの事業のあり方 ・施設の管理運営のあり方 ・施設の譲渡等		検討・協議結果に基づく対応 		

(3) 保健施設

① 概要

市民の健康保持、増進及び福祉の向上を目的に、ア．北浦保健センター、イ．麻生保健センター、ウ．玉造保健センターを設置しています。

施設種別	対象施設
保健施設	北浦保健センター 麻生保健センター 玉造保健センター

② 現状と課題

北浦・麻生・玉造の3つの保健センターについては、それぞれ、平成10年、昭和63年、平成5年の建築でいずれも新耐震基準で建築され、バリアフリー対策も講じられています。

施設名	地域	建築年	経過年数(年)	耐用年数(年)	延床面積(m ²)	運営形態	職員数(人)	支出額(千円)	収入額(千円)	差引収支(千円)	利用者数(人)	その他の指標	㎡あたり単価(千円)	利用者あたり単価(千円)	その他の単価
北浦保健センター	北浦地域	H10	18	50	1,305	直営	20	9,712	56	△9,656	39,656		7.4	0.3	
麻生保健センター	麻生地域	S63	28	50	600	直営	0	2,194	0	△2,194	8,727		3.6	0.2	
玉造保健センター	玉造地域	H5	23	50	930	直営	0	3,911	0	△3,911	8,766		4.2	0.4	

職員数の「正」は正規職員、「再」は再任用職員を示します。

ア 北浦保健センター

施設は、鉄筋コンクリート造平屋建て、延べ床面積 1,305 m²。平成10年の建築で、ふれあいホール、やすらぎホール、母子健康室、トレーニング室、健康学習室、検査室、小会議室、調理実習室などで構成し、健康増進課の事務室として使用しているほか、健康相談、健康教育、保健指導、各種健診・予防などの諸事業を行い、年間の利用件数は約750回、約25,000人が利用しています。

施設の稼働率は、ふれあいホール32%、やすらぎホール34%、母子健康室33%、トレーニング室11%、健康学習室12%、検査室18%、小会議室7%、調理実習室10%となっています。なお、隣接する農業振興センターが調理実習室を利用して事業を実施しています。

開館日・開館時間は、年末・年始と土日・祝日、毎日9時～17時まで(健診事業を除く)開設し、施設の管理運営は直営で行い、事業実施を含め20人の職員を配置しています。施設の管理運営費は人件費を除いて約9,700千円(使用料収入なし)となっています。

イ 麻生保健センター

施設は、鉄筋コンクリート造平屋建て、延べ床面積 600 m²。昭和63年の建築で、ホール、予防接種室、保健指導室、保健相談室、栄養指導室などで構成されています。

現在の使用実態は、保健センターの機能は既に北浦保健センターに移転し、市の事務室、会議室に転用していますが、会議室の使用実態は把握できていません。なお、各種健診などに年間20回程度使用され、その際には、北浦保健センターから職員が出張して実施しています。

施設の管理運営は直営で、年間の管理運営費は約2,200千円となっています。

ウ 玉造保健センター

施設は、鉄筋コンクリート造平屋建て、延べ床面積 930 m²。平成5年の建築で、ホール、集団指導室、栄養指導室、訓練室、研修室、医科歯科指導室、母子指導室などで構成されています。

現在の使用実態は、保健センターの機能は既に北浦保健センターに移転し、子育てひろば(年間140回程度)や地域包括支援センターの事務室(関係事業としての使用は年間180回程度)として転用していますが、諸室の稼働実態は把握できていません。なお、各種健診などに年間20回程度利用され、その際には、北浦保健センターから職員が出張しています。

施設の管理運営は直営で、年間の管理運営費は約3,900千円となっています。

③ 施設の評価と対応方針

【施設評価の結果】

管理計画の今後の方向性に基づき、施設の安全性・必要性、有効性、効率性について以下のように分析しました。

施設名	施設の安全性・必要性	施設の有効性	管理運営の効率性
北浦保健センター	<ul style="list-style-type: none"> 施設は、平成10年の建築で、新耐震基準で建築され、バリアフリー対策済み。 既に、麻生・玉造保健センターの機能を統合し、保健サービスの拠点となっている。 	健康増進課の事務室として使用しているほか、健康指導や各種健診などを諸室で実施しているものの、各部屋の稼働率には余裕がある。 保健・福祉・介護・医療の連携が重要とされる中で施設の有効活用を図るための施策のあり方について検討が必要。	保健、福祉、介護、医療が連携した地域ケアシステムの整備や子育て世帯に対する包括支援体制の確立が求められる中、健診事業や地域保健活動のあり方の再構築にあわせ、管理運営体制のあり方についての検討が必要。
麻生保健センター	<ul style="list-style-type: none"> 施設は、昭和63年の建築で、耐震基準は満たされ、バリアフリー対策済み。 保健センターの機能は北浦保健センターに統合済み。 	<ul style="list-style-type: none"> 事務室などとして使用。 会議室は、健診事業などで年20回程度使用しているものの、全体の利用頻度は把握していない。 	既に、保健センター機能が北浦保健センターに統合されているものの、施設の管理運営は健康増進課が担当していることから、現在の利用状況にあわせた管理体制への転換が必要。
玉造保健センター	<ul style="list-style-type: none"> 施設は、平成5年の建築で、耐震基準は満たされ、バリアフリー対策済み。 保健センターの機能は北浦保健センターに統合済み。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の一部を地域包括支援センターの事務室や、子育て広場などとして使用している。 健診事業などで年20回程度使用しているものの諸室の稼働率は高くない。 	

これを踏まえて、当該施設については、以下のように評価しています。

施設名	方向性		説明
	機能	施設	
北浦保健センター	継続	継続	<ul style="list-style-type: none"> 麻生、玉造保健センターの機能を統合しており、保健活動の拠点として、機能及び施設とも継続使用し、予防保全を含めて必要な改修を行い、長寿命化を図る。 保健、福祉、医療、介護が連携した地域ケアシステムの整備や子育て世代包括支援センター機能の確立が求められるなかで、地域保健体制の整備を含め、保健センターのあり方の検討が必要。
麻生保健センター	廃止	継続	<ul style="list-style-type: none"> 施設は、耐震上課題はなく、バリアフリー対策も講じられていることから引き続き使用し、予防保全を含めて必要な改修を行い、長寿命化を図る 保健センターの機能は既に北浦保健センターに移転し、必要に応じて健診などで使用している一方、既に他の用途で使用していることから、当面は現状維持し、あわせて管理体制を実態の則し形態への変更が必要。本格的な活用方法については、公共施設全体の再編のなかで有効活用を図るべき。
玉造保健センター	廃止	継続	

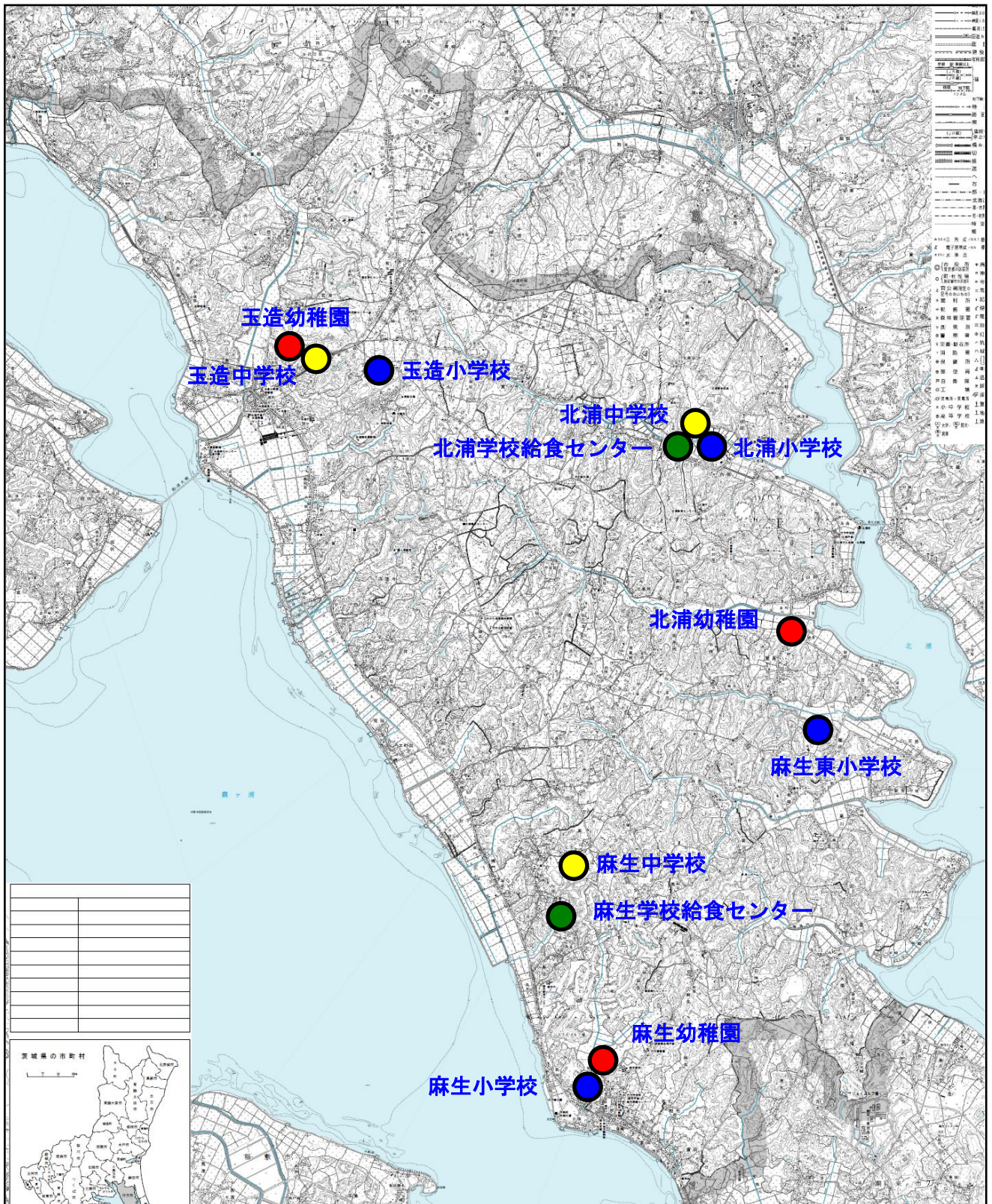
【対応方針】

- 北浦・麻生・玉造保健センターの施設は、耐震上課題もなく、バリアフリー化も行われていることから、予防保全を含めて必要な改修を行い、長寿命化を図っていきます。
- 麻生・玉造保健センターの機能は北浦保健センターに統合していることから、各施設とも用途廃止し、当面、現在の使用を継続するものの、本格的な活用方法について、施設全体の再編の中で検討します。
- 北浦保健センターは、保健、福祉、介護、医療が連携した地域ケアシステムの整備や子育て世帯に対する包括支援体制の確立が求められる中、健診事業や地域保健活動を含め、市民の健康づくりの拠点として、また、地域のケア体制の拠点としての保健センターのあり方について、施設や機能、管理運営方法、位置の偏在など総合的に検討します。

④ 展開スケジュール

課題事項	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度以降 (平成33年度)
保健センターのあり方検討	→		検討結果に基づく対応 ----->		
検討事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者、障害者、子ども世帯を対象にした地域包括支援体制の確立 ・ 健診事業、地域保健活動のあり方 ・ 地域や関係機関と連携した健康づくり施策のあり方 ・ 保健センターの管理運営を含む、組織、体制のあり方 <p style="text-align: right;">など</p>				
北浦保健センター	→ 劣化診断、保全計画の検討・策定				-----> 計画に基づく対応
麻生保健センター	→ 公共施設再編に合わせた 本格活用の検討		検討結果に基づく対応 ----->		
玉造保健センター	→ 公共施設再編に合わせた 本格活用の検討		検討結果に基づく対応 ----->		

4. 教育施設 【施設の配置図】



(1) 幼稚園

① 概要

義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために必要な環境を提供し、心身の発達を助長することを目的に、かつては12園設置していましたが、統廃合を行った結果、現在は、ア. 麻生幼稚園、イ. 北浦幼稚園、ウ. 玉造幼稚園の3園となっています。市内には、このほか、民間幼稚園3園、民間保育園8園が設置されています。

施設種別	対象施設
幼稚園	麻生幼稚園 北浦幼稚園 玉造幼稚園

② 現状と課題

施設名	地域	建築年	経過年数(年)	耐用年数(年)	延床面積(m ²)	運営形態	教員数(人)	支出額(千円)	収入額(千円)	差引収支(千円)	園児数(人)	㎡あたり単価(千円)	園児1人あたり単価(千円)
麻生幼稚園	麻生地域	H25	3	50	992	直営	正5人 非2人	29,170		△	54	29.4	540
北浦幼稚園(※)	北浦地域	仮園舎				直営	正4人 非1人	28,118		△	21	7.5	1,339
玉造幼稚園	玉造地域	H19	9	50	1,225	直営	正5人 非1人	23,835		△	44	19.5	542

教員数の「正」は正規教員、「非」は非常勤教員を示します。

ア. 麻生幼稚園

施設は、鉄骨造平屋建て、延べ床面積は992㎡で、麻生小学校に隣接し、平成25年に改築しています。

幼稚園の受入可能園児数は140人ですが、在籍数は54人(平成29年4月現在=以下同様)となっています。教職員数は、正規教員が5人、非常勤教員2人で、人件費を含む管理運営費は約29,000千円です。

イ. 北浦幼稚園

東日本大震災により旧園舎が被災したため、平成24年度より仮設の園舎(鉄骨造平屋建て、延べ床面積149㎡)での運営となっていました。平成28年12月より、旧津澄小学校(延べ床面積714㎡)へ移転しました。

幼稚園の受入可能園児数は70人で、在籍数は21人となっています。教職員数は、正規職員4人、非常勤職員1人で、人件費を含む管理運営費は約28,000千円です。

ウ. 玉造幼稚園

施設は、鉄筋コンクリート造平屋建て、延べ床面積1,225㎡で、玉造中学校の付近に設置され、平成19年に建築しています。

幼稚園の受入可能園児数が140人で、在籍数が44人となっています。教職員数は、正規職員が5人、非常勤職員が1人で、人件費を含む管理運営費は約24,000千円です。

上記のように、受け入れ可能園児数に対して在籍数が半数以下であり、今後も減少が見込まれます。また、夏季、冬季、春季に長期休暇があり、開園日の延長保育も未実施です。

共働き世帯が多くなり、保育時間の延長が求められるなかで、民間の幼稚園は認定子ども園に移行しており、公立幼稚園のあり方について検討が必要となっています。

なお、統廃合を行った結果、廃園した9園舎については、安全対策を講じるなど適切に管理していますが一部を除き未利用となっています。

《廃園施設一覧》

施設名	建築年	面積 m ²	耐震の状況	現状
大和幼稚園	S62	285	新耐震規準	未利用
大和第二幼稚園	H2	295	新耐震規準	未利用
行方幼稚園	S52	276	耐震化未対応	暫定利用：陶芸室
小高幼稚園	S54	273	耐震化未対応	未利用
玉川幼稚園	S51	204	耐震化未対応	未利用
手賀幼稚園	S50	197	耐震化未対応	未利用
現原幼稚園	S57	275	新耐震規準	未利用
玉造西幼稚園	S59	230	新耐震規準	未利用
羽生幼稚園	S58	264	新耐震規準	未利用

施設の構造は、全て鉄筋コンクリート造です。

③ 施設の評価と対応方針

【施設評価の結果】

管理計画の今後の方向性に基づき、施設の安全性・必要性、有効性、効率性について以下のように分析しました。

施設名	施設の安全性・必要性	施設の有効性	管理運営の効率性
麻生幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> 施設は、いずれも耐震基準を満たしています。 子育て支援の機能の必要性は高いものの、保育時間の延長など、今後の幼稚園のあり方の検討が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 各園とも、受け入れ可能園児数に対して、在籍数が半数以下となっている。 夏季、冬季、春季に長期休暇があり、開園日の延長保育も未実施です。 	<ul style="list-style-type: none"> 正規教員4人～5人、非常勤教員1人～2人を配置しているが、在籍園児数に対する教職員の配置の適正化について検証が必要。 保育料に関して、受益者負担の適正化と子育て支援の観点から点検が必要。
北浦幼稚園			
玉造幼稚園			


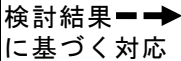


これを踏まえて、当該施設については、以下のように評価しています。

施設名	方向性		説明
	機能	施設	
麻生幼稚園	検討	検討	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援機能の必要性は高いものの、現在の在園数の状況、保育時間の延長への対応など、幼稚園のあり方、機能のあり方について検討が必要となっている。
北浦幼稚園	検討	検討	
玉造幼稚園	検討	検討	

【対応方針】

- 市内に民間幼稚園3園、民間保育園8園が設置されている中で、民間と公立の役割を明確にしつつ、公立幼稚園のあり方について、3園の必要性、民営化への移行、認定こども園への移行を含めて検討します。
- 対応方針が決定するまでの間、施設は適切に維持管理を行い使用します。
- 既に廃園した幼稚園の建物については、民間の活用を含めて、有効活用の方法について検討していく一方、耐震性に欠けるなど安全対策上課題のある施設については「財産処分の方針」に基づき、適切に処分を進めます。

④ 展開スケジュール

課題事項	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度以降 (平成33年度)
幼稚園のあり方検討					検討結果  に基づく対応
検討事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3園の必要性 ・ 公立幼稚園の役割の明確化と民営化の検討 ・ 認定子ども園への移行 ・ 保育時間の延長、夏季等の休暇中の対応のあり方 など 				
廃園施設の活用検討				検討結果に基づく対応 	
検討事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共目的での有効活用の検討 ・ 地域・民間での有効活用の検討 ・ 財産処分の検討 など 				

(2) 小学校

① 概要

義務教育のうち、初等教育の場として、市町村は小学校を設置することになっています。行方市の場合、かつては18校設置していましたが、統廃合の結果、平成26年度末では6校に、27年度末には、ア.麻生小学校、イ.麻生東小学校、ウ.北浦小学校、エ.玉造小学校の4校となっています。学校統廃合による遠距離通学に対応するため、民間会社に委託しスクールバス43台を運行させ、小学生の安全対策に努めています。

施設種別	対象施設
小学校	麻生小学校 麻生東小学校 北浦小学校 玉造小学校

② 現状と課題

施設名 (校舎棟)	地域	建築年	経過年数 (年)	耐用年数 (年)	延床面積 (㎡)	運営形態	教員数 (人)	支出額 (千円)	収入額 (千円)	差引 収支 (千円)	児童数 (人)	㎡あたり 単価 (千円)	児童1人あ たり単価 (千円)
麻生小学校	麻生地域	S50 ~53	41 ~37	50	4,075	直営	24	9,573	0	△9,573	358	2.3	27
麻生東小学校	麻生地域	H5	23	50	3,749	直営	20	9,573	0	△9,573	252	2.6	38
北浦小学校	北浦地域	H28	0	50	5,480	直営	27	9,573	0	△9,573	387	1.7	25
玉造小学校	玉造地域	H26	2	50	7,011	直営	34	9,573	0	△9,573	603	1.4	16

ア. 麻生小学校

校舎は、鉄筋コンクリート造2階建て、延べ床面積は4,075㎡。体育館は鉄骨造、延べ床面積1,455㎡です。昭和50年度~53年の建築で、校舎及び体育館とも平成21年に耐震補強工事を行っていますが、老朽化が進んでいます。

管理運営は、直営で実施し、管理運営費は人件費を含め約10,000千円です。

イ. 麻生東小学校

校舎は鉄筋コンクリート造3階建て、延べ床面積は約3,750㎡。体育館は鉄骨造、延べ床面積962

m²です。「麻生第一中学校」の校舎を再利用したもので、平成5年3月の建築であり、耐震基準を満たしています。平成24年には、校舎の大規模改造工事及び防音機能復旧工事、体育館の新築工事を行っています。

管理運営は直営で実施し、管理運営費は人件費を含め約10,000千円です。

ウ. 北浦小学校

校舎は鉄筋コンクリート造2階建て、延べ床面積5,480 m²。体育館は鉄骨造、延べ床面積1,000 m²です。平成28年3月建築で、耐震基準を満たしています。

管理運営は直営で実施し、管理運営費は人件費を含め約10,000千円です。

エ. 玉造小学校

校舎は鉄筋コンクリート造2階建て、延べ床面積約7,010 m²。体育館は鉄筋コンクリート造、延べ床面積1,001 m²です。平成26年3月建築で、耐震基準に満たしています。

管理運営は直営で実施し、管理運営費は人件費を含め約10,000千円です。

各学校諸室の設置状況

学校名	1年生 教室数	2年生 教室数	3年生 教室数	4年生 教室数	5年生 教室数	6年生 教室数	特別支援 学級数	特別教室 設置数	その他の用途 での利用状況
麻生小学校	2	3	2	2	2	2	2	1 2	放課後児童クラブ
麻生東小学校	2	2	1	2	1	1	2	1 0	放課後児童クラブ
北浦小学校	2	2	2	2	2	2	5	1 1	
玉造小学校	3	3	3	3	3	3	6	1 1	放課後児童クラブ

廃校した校舎の現状は以下のとおりです。

施設名	建築年	面積 m ²	耐震の状況	現状
太田小学校	S45	1,076	耐震化未対応	グラウンドの暫定利用を除き未利用
大和第一小学校	S52	1,786	耐震化未対応	グラウンドの暫定利用を除き未利用
大和第二小学校	S57	1,717	耐震化未対応	歴史資料収蔵庫としての暫定利用を除き未利用
行方小学校	S51	1,716	耐震化未対応	未利用
小高小学校	S54	2,432	耐震化未対応	防災倉庫としての暫定利用を除き未利用
玉川小学校	S45・45	1,662	耐震化未対応	未利用
手賀小学校	S45	1,402	耐震化未対応	未利用
玉造小学校(旧)	S45・45	1,406	耐震化未対応	未利用
玉造西小学校	S47	1,406	耐震化未対応	未利用
現原小学校	S43	1,607	耐震化未対応	未利用
羽生小学校	S42	1,182	耐震化未対応	未利用
津澄小学校	S59	1,570	新耐震基準	幼稚園、歴史資料収蔵庫として利用
要小学校	S51	910	一部耐震性あり	グラウンドの暫定利用を除き未利用

施設の構造は、全て鉄筋コンクリート造です。

③ 個別施設の評価と対応方針

【施設評価の結果】

管理計画の今後の方向性に基づき、施設の安全性・必要性、有効性、効率性について以下のように分析しました。

施設名	施設の安全性・必要性	施設の有効性	管理運営の効率性
麻生小学校	<ul style="list-style-type: none"> 義務教育である小学校の設置は必須であり、今後とも機能・施設とも継続。 施設については、麻生小学校が昭和50年の建築で、老朽化が進んでいるものの、耐震補強工事を実施し、耐震基準は満たしている 麻生東小学校は、平成5年の建築で、耐震基準を満たしている。 北浦小学校は平成28年、玉造小学校は平成26年の建築。 	<ul style="list-style-type: none"> 各学年のクラス数は麻生小学校2、麻生東小学校1～2、北浦小学校2、玉造小学校3～4 体育館、グラウンドの地域開放は行っているものの、普通教室、特別教室の地域利用は未実施。 麻生、麻生東、玉造の各小学校では余裕教室を開放して放課後児童クラブに使用している。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校の管理運営は県費負担教職員のほか、市負担で用務員1人を配置。人件費を含む管理運営費は約10,000千円。
麻生東小学校			
北浦小学校			
玉造小学校			

これを踏まえて、当該施設については、以下のように評価しています。

施設名	方向性		説明
	機能	施設	
麻生小学校	継続	継続	<ul style="list-style-type: none"> 義務教育である小学校の設置は必須なことから、引き続き、機能・施設とも継続する。 なお、麻生小学校が各学年2クラス、麻生東小学校が1～2クラスの状況下、今後の児童数の推移を見て、将来的に、適正規模・適正配置の検討が必要。
麻生東小学校	継続	継続	
北浦小学校	継続	継続	
玉造小学校	継続	継続	

【対応方針】

- 義務教育である小学校の設置は市町村の責務であることから、機能、施設とも継続します。
なお、麻生小学校及び麻生東小学校については、児童数の推移を注視し、適切な時期に、子どもの教育や社会性の観点から、また、地域コミュニティの観点から、適正規模・適正配置のあり方について検討します。
- 施設については、いずれも耐震基準を満たしており、予防保全を含め、必要な改修を行って長寿命化を図ります。特に、北浦小学校と玉造小学校については、市が保有する公共施設で最新の技術と最高の整備水準となっていることから、今後の公共施設マネジメントにおけるモデルケースとして管理運営を行っていきます。
- 学校統廃合による遠距離通学に対応するため導入しているスクールバスの運行について、運行の時間帯が朝と放課後の一定の時間に限定されていることから、空いている時間帯の有効活用について、「行方市地域公共交通再編実施計画」に基づき検討します。
- 地域コミュニティの拠点としての学校の位置付けを踏まえ、国が提唱するコミュニティスクールの導入に向け、体育館・グラウンドを含めた学校施設の地域開放について検討します。
- 管理コストの削減を図るため、施設の管理業務の委託契約のあり方について検討します。

- 廃校した校舎については、耐震上課題のない施設については、民間の活用を含めて、有効活用の方法について検討します。一方、耐震性に欠けるなど安全対策上課題のある施設については「財産処分の方針」に基づき、適切に処分を進めます。

④ 展開スケジュール

課題事項	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度以降 (平成33年度)
学校施設の長寿命化	劣化診断、保全計画の検討・策定				計画に基づく対応
適正規模・適正配置の検討	必要に応じて検討				
コミュニティスクールの導入など学校施設の地域開放の検討	検討結果に基づく対応		検討結果に基づく対応		
管理業務の委託契約のあり方検討	検討結果に基づく対応		検討結果に基づく対応		
検討事項	<ul style="list-style-type: none"> ・複数年契約のあり方 ・随意契約のあり方 ・包括業務委託のあり方 など 				
廃校施設の活用検討	検討結果に基づく対応		検討結果に基づく対応		
検討事項	<ul style="list-style-type: none"> ・公共目的での有効活用の検討 ・地域・民間での有効活用の検討 ・財産処分の検討 など 				

(3) 中学校

① 概要

義務教育のうち、中等教育の場として、ア. 麻生中学校、イ. 北浦中学校、ウ. 玉造小学校の3校を設置しています。麻生中学校については学校統廃合による遠距離通学に対応するため、民間会社に委託しスクールバス2台を運行させ、中学生の安全対策に努めています。

施設種別	対象施設
中学校	麻生中学校 北浦中学校 玉造中学校

② 現状と課題

施設名 (校舎棟)	地域	建築年	経過年数 (年)	耐用年数 (年)	延床面積 (㎡)	運営形態	教員数 (人)	支出額 (千円)	収入額 (千円)	差引 収支 (千円)	生徒数 (人)	㎡あたり 単価 (千円)	児童1人あ たり単価 (千円)
麻生中学校	麻生地域	H24	4	50	6,179	直営	27	14,076	0	△14,076	334	2.3	42
北浦中学校	北浦地域	H15	13	50	5,193	直営	21	14,076	0	△14,076	219	2.7	64
玉造中学校	玉造地域	H20	8	50	6,480	直営	29	13,751	0	△13,751	322	2.1	43

ア. 麻生中学校

校舎は鉄筋コンクリート造2階建て、延べ床面積約6,180㎡。体育館は鉄筋コンクリート造、延べ床面積926㎡です。校舎は平成24年建築、体育館（講堂）は、平成24年建築で、いずれも耐震基準を満たしています。

管理運営は直営で、人件費を含む管理運営費は約14,000千円となっています。

イ. 北浦中学校

校舎は鉄筋コンクリート造2階建て、延べ床面積5,193㎡。体育館は鉄筋コンクリート造、延べ床面積1,691㎡です。校舎は平成15年建築で、体育館（講堂）は、平成18年建築で、いずれも耐震基準を満たしています。

管理運営は直営で、人件費を含む管理運営費は約14,000千円となっています。

ウ. 玉造中学校

校舎は鉄筋コンクリート造2階建て、延べ床面積約6,480㎡。体育館は鉄筋コンクリート造、延べ床面積2,113㎡です。このほか、武道場（鉄骨造、約360㎡）などが設置されています。校舎は平成20年建築、体育館（講堂）は、平成23年建築で、いずれも耐震基準を満たしています。

管理運営は直営で、人件費を含む管理運営費は約14,000千円となっています。

各学校諸室の設置状況

学校名	1年生 教室数	2年生 教室数	3年生 教室数	特別支援 学級数	特別教室 設置数	その他の用途 での利用状況
麻生中学校	3	3	4	2	14	
北浦中学校	2	2	2	3	18	
玉造中学校	3	3	3	6	14	

③ 施設の評価と対応方針

【施設評価の結果】

管理計画の今後の方向性に基づき、施設の安全性・必要性、有効性、効率性について以下のように分析しました。

施設名	施設の安全性・必要性	施設の有効性	管理運営の効率性
麻生 中学校	<ul style="list-style-type: none"> 義務教育である中学校の設置は必須であり、今後とも機能・施設とも継続。 施設については、築4年～13年であり、いずれも耐震基準を満たしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 各学年のクラス数は麻生中学校3～4、北浦中学校2、玉造中学校3 体育館、グラウンドの地域開放は行っているものの、普通教室、特別教室の地域利用は未実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校の管理運営は県費負担教職員のほか、市負担で用務員1人を配置。人件費を含む管理運営費は約14,000千円。
北浦 中学校			
玉造 中学校			

これを踏まえて、当該施設については、以下のように評価しています。

施設名	方向性		説明
	機能	施設	
麻生中学校	継続	継続	<ul style="list-style-type: none"> 義務教育である中学校の設置は必須なことから、引き続き、機能・施設とも継続する。
北浦中学校	継続	継続	
玉造中学校	継続	継続	

【対応方針】

- 義務教育である中学校の設置は市町村の責務であることから、機能、施設とも継続します。
- 施設については、いずれも耐震基準を満たしており、予防保全を含め、必要な改修を行って長寿命化を図ります。特に、麻生中学校と玉造中学校については、市が保有する公共施設で最新の技術と最高の整備水準となっていることから、今後の公共施設マネジメントにおけるモデルケースとして管理運営を行っていきます。
- 麻生中学校に導入しているスクールバスの運行について、「行方市地域公共交通再編実施計画」に基づき検討します。
- 地域コミュニティの拠点としての学校の位置付けを踏まえ、国が提唱するコミュニティスクールの導入に向け、体育館・グラウンドを含めた学校施設の地域開放について検討します。
- 管理コストの縮減を図るため、施設の管理業務の委託契約のあり方について検討します。

④ 展開スケジュール

課題事項	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度以降 (平成33年度)
学校施設の長寿命化	劣化診断、保全計画の検討・策定				計画に基づく対応
コミュニティスクールの導入など学校施設の地域開放の検討	検討結果に基づく対応		検討結果に基づく対応		
管理業務の委託契約のあり方検討	検討結果に基づく対応		検討結果に基づく対応		
検討事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数年契約のあり方 ・ 随意契約のあり方 ・ 包括業務委託のあり方 など 				

(4) 給食施設

① 概要

市内の幼稚園、小学校、中学校の児童・生徒などに給食を提供するため、麻生学校給食センターと北浦学校給食センターを設置しています。北浦学校給食センターで、経理・発注・献立計画、調理など主な業務を行い、麻生学校給食センターは調理が主な業務となっています。

施設種別	対象施設
給食施設	麻生学校給食センター 北浦学校給食センター

② 現状と課題

施設名	地域	建築年	経過年数(年)	耐用年数(年)	延べ床面積(m ²)	運営形態	職員数(人)	支出額(千円)	収入額(千円)	差引収支(千円)	年間調理数(食)	m ² あたり単価(千円)	1食あたり単価(円)
麻生学校給食センター	麻生地域	H13	16	50	853	直営調理及び運送業務委託	市・正2人 県・正1人	155,091	82,994	△72,097	357,321	181.7	434
北浦学校給食センター	北浦地域	H14	15	50	1,043		市・正3人 県・正2人	122,551	53,571	△69,980	227,697	117.5	538

麻生学校給食センターの施設は、鉄骨平屋建て、延べ床面積は854 m²。平成13年の建築で、耐震基準は満たしていますが、施設・設備とも老朽化が進んでいます。施設の構成は調理室、洗浄室、事務室で、年間の調理日数は約190日、1日の調理可能食数2,200食に対して約1,720食（平成29年4月現在）を調理しています。

北浦学校給食センターの施設は、鉄骨2階建て、延べ床面積は1,043 m²。平成14年の建築で、耐震基準は満たしていますが、施設・設備の老朽化が進んでいます。施設の構成は、調理室、洗浄室、会議室、事務室で、年間の調理日数は約190日、1日の調理可能数1,500食に対して約1,070食（平成29年4月現在）を調理しています。

調理業務と配送業務は民間事業者へ業務委託し、食材の発注や献立計画、施設管理などは市職員5名（麻生2名、北浦3名）と県派遣の学校栄養教諭2名（麻生・北浦各1名）、主任栄養士1名（北浦）で行い、年間の管理運営費は、人件費、業務委託費を含め、麻生学校給食センターが約1.6億円、北浦学校給食センターが約1.2億円となっています。

③ 施設の評価と対応方針

【施設評価の結果】

管理計画の今後の方向性に基づき、施設の安全性・必要性、有効性、効率性について以下のように分析しました。

施設名	施設の安全性・必要性	施設の有効性	管理運営の効率性
麻生学校給食センター	<ul style="list-style-type: none"> 児童、生徒の食育が課題となるなか、幼稚園、小中学校に安全で安心な学校給食を提供しており、今後も継続して提供していくがある。 施設は、いずれも耐震基準を満たしているものの、設置から15年程度経過していることから、施設・設備に老朽化が進んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 1日あたりの調理数について、麻生学校給食センターは約1,720食（調理可能数2,200食）、北浦学校給食センターが約1,070食（調理可能数1,500食）、全体では約2,800食（調理可能数3,700食）で、75%の稼働率となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 調理及び配送業務については民間委託化されている。 献立の作成などは県費負担の職員が担当し、施設の管理や経理、発注などの事務については市の正規職員が携わっている。
北浦学校給食センター			


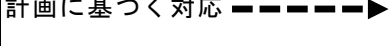

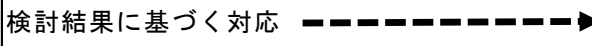

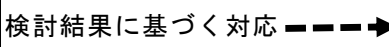
これを踏まえて、当該施設については、以下のように評価しています。

施設名	方向性		説明
	機能	施設	
麻生学校給食センター	継続	検討	<ul style="list-style-type: none"> ・児童、生徒の食育の観点から、学校給食の提供は継続する。 ・施設については、当面に間、必要な改修を行って維持していくものの、児童・生徒数の推移を見据え、統合について検討する。
北浦学校給食センター	継続	検討	

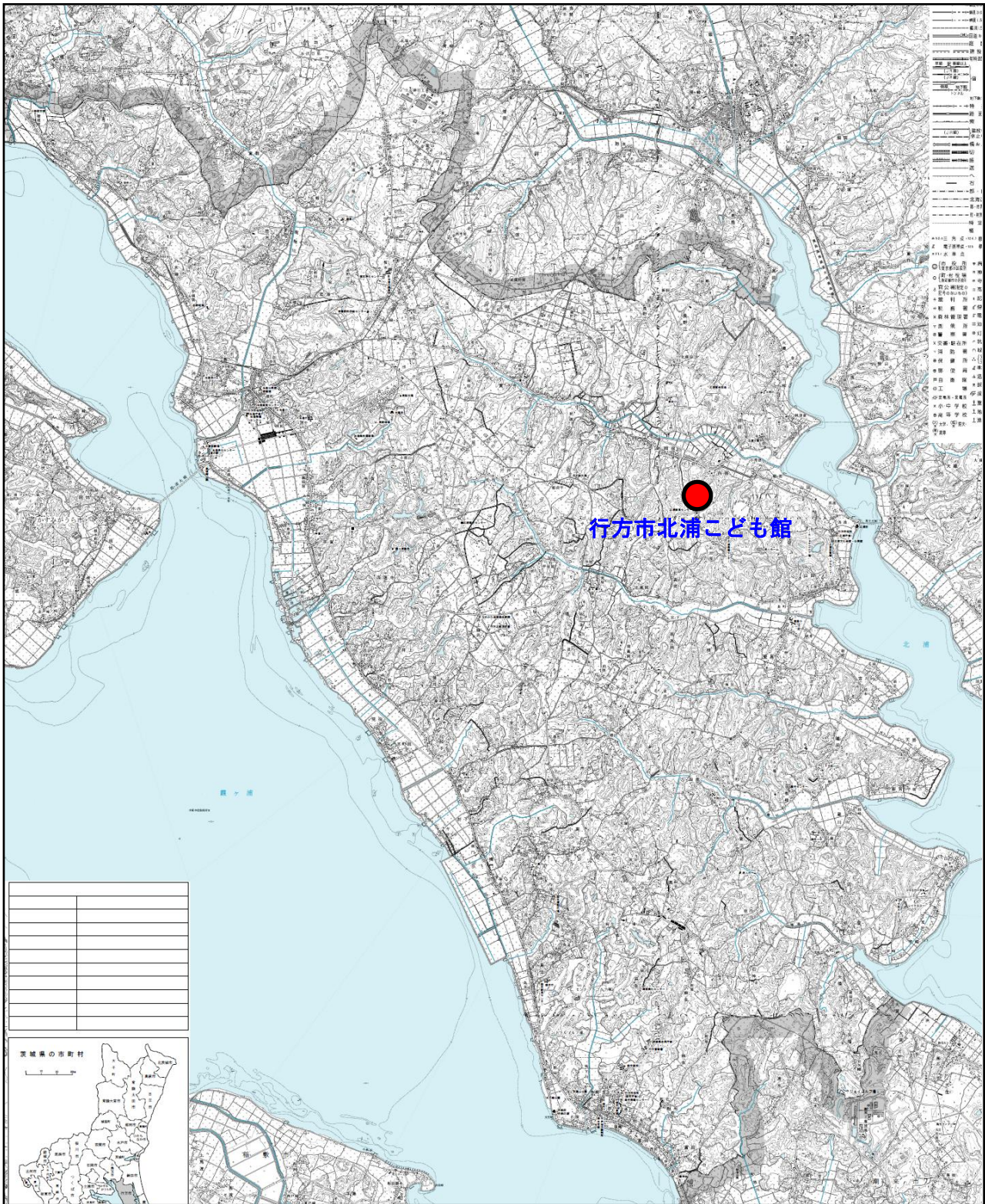
【対応方針】

- 児童・生徒の食育の観点から、今後も安全で安心な学校給食を提供することは、行政の重要な役割なことから継続します。
- 調理及び配送業務については民間委託で実施しており、引き続き民間委託で実施していきますが、安全性を前提にしつつ、適正な競争環境の中で事業者選定を行っていきます。
- 施設については、麻生学校給食センターが築16年、北浦学校給食センターが築15年を経過し、施設が老朽化するとともに、調理機器類や洗浄機類、消毒保管庫類、ボイラー等熱源機器類など様々な機器類の更新が控えています。
一方、少子化による児童・生徒数などの減少により、1日の調理数についても減少が見込まれます。当面は、必要な改修を行って現在の施設を継続使用しますが、児童・生徒数などの推移による食数の変化を見据えるとともに、施設の管理コストの状況などを分析し、両センターの統合について、給食の配送時間の制限なども考慮し、移転を含めて検討します。

④ 展開スケジュール

課題事項	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度以降 (平成33年度)
施設改修及び 設備・機器等更新 の検討	 施設改修計画の検討・策定 設備機器等の更新計画の検討・策定			計画に基づく対応 	
調理・配送業務の委 託契約のあり方検討			検討結果に基づく対応 		
施設の統合について 検討				検討結果に基づく対応 	
検討事項	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒数の推移、調理数の推移 ・既存施設の改修、設備更新と統合移転の場合のコスト比較 ・整備手法、財源確保 など 				

5. 子育て支援施設
【施設の配置図】



(1) 放課後児童クラブ

①概要

保護者の方が就労や病気療養中などの理由により、適切な保護を受けられない児童及び園児を対象に、遊びや生活の場を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的に、放課後児童クラブを実施しています。

施設種別	対象施設
放課後児童クラブ	行方市北浦こども館（北浦キッズ） 麻生小学校（麻生キッズ） 麻生東小学校（麻生東キッズ） 玉造農村環境改善センター（玉造キッズ1） 玉造小学校（玉造キッズ2）

② 現状と課題

施設名	地域	建築年	経過年数(年)	耐用年数(年)	延床面積(m ²)	運営	収入(千円)	支出(千円)	収支(千円)	登録者数(人)	利用者数(人)	m ² 当単価(千円/m ²)	利用者当単価(千円/人)
行方市北浦こども館(北浦キッズ)	北浦	H28	1	50	271	直営	3,464	11,523	△8,059	105	50	42.5	230.5
麻生小学校(麻生キッズ)	麻生	S50	42	50	120	直営	3,635	11,182	△7,547	117	48	93.2	233.0
麻生東小学校(麻生東キッズ)	麻生	H5	23	50	105	直営	3,170	7,873	△4,703	81	40	75.0	196.8
玉造農村環境改善センター(玉造キッズ1)	玉造	S59	31	50	302	直営	5,567	15,779	△10,212	173	78	52.2	202.3
玉造小学校(玉造キッズ2)		H26	2	50									

※平成 28.7 月より委託開始 北浦キッズは降園後保育（エンゼル）も合同

行方市北浦こども館は、鉄骨造平屋建て、延べ床面積は 271 m²で、北浦小学校に隣接し、平成 28 年に建築しています。利用状況として、登録者数は児童及び園児合計で 105 人、うち利用者数は 50 人（平成 29 年 4 月現在）となっています。

なお、この施設のほか、麻生地域では、麻生小学校・麻生東小学校、玉造地域では、玉造農村環境改善センター及び玉造小学校の余裕教室などを利用し、放課後児童クラブを実施しています。

開館時間は、登校日（登園日）が放課後～18 時 30 分（放課後～18 時）、土曜日及び夏・冬・春休みが、7 時 30 分～18 時 30 分（7 時 30 分～18 時）となっています。利用料金は、月 10 日以上利用する場合は 5,000 円/月、月 9 日以下の場合は、利用日数に応じて 500 円/日となっています。

管理運営は民間業者に委託し、管理運営費は 33,264 千円となっています。（北浦キッズ（エンゼル）のみは、7,777 千円）

③ 施設の評価と対応方針

【施設評価の結果】

施設の安全性・必要性、有効性、効率性について以下のように分析しました。

施設名	施設・事業の必要性等の評価	有効性の評価	管理運営の効率性の評価
行方市北浦こども館	<ul style="list-style-type: none"> 施設は平成28年の建築で、耐震基準を満たしている。 女性の社会進出が進む中で、少子化対策として重要な施策となっていることから必要性は高い。ただし、児童の安全性や利便性を考慮すると、学校の空き教室等を利用して設置することが好ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> 登録者数は105人に対し、利用者が50人（H29.4現在）となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 民間業者へ委託し、管理運営を実施しているが、当該児童の保護者等で構成する運営組織が主体となった運営手法について検討が必要。 利用料について、受益負担の適正化と子育て支援の観点から点検が必要。


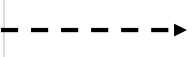
これを踏まえて、当該施設については、次のように評価しています。

施設名	方向性		説明
	機能	施設	
行方市北浦こども館	継続	継続	施設は、開館後間もないことから、引き続き機能・施設とも継続する。 地域経営の仕組みづくりとして、地域におけるこどもの見守りと併せ、今後の施設のあり方について検討する。

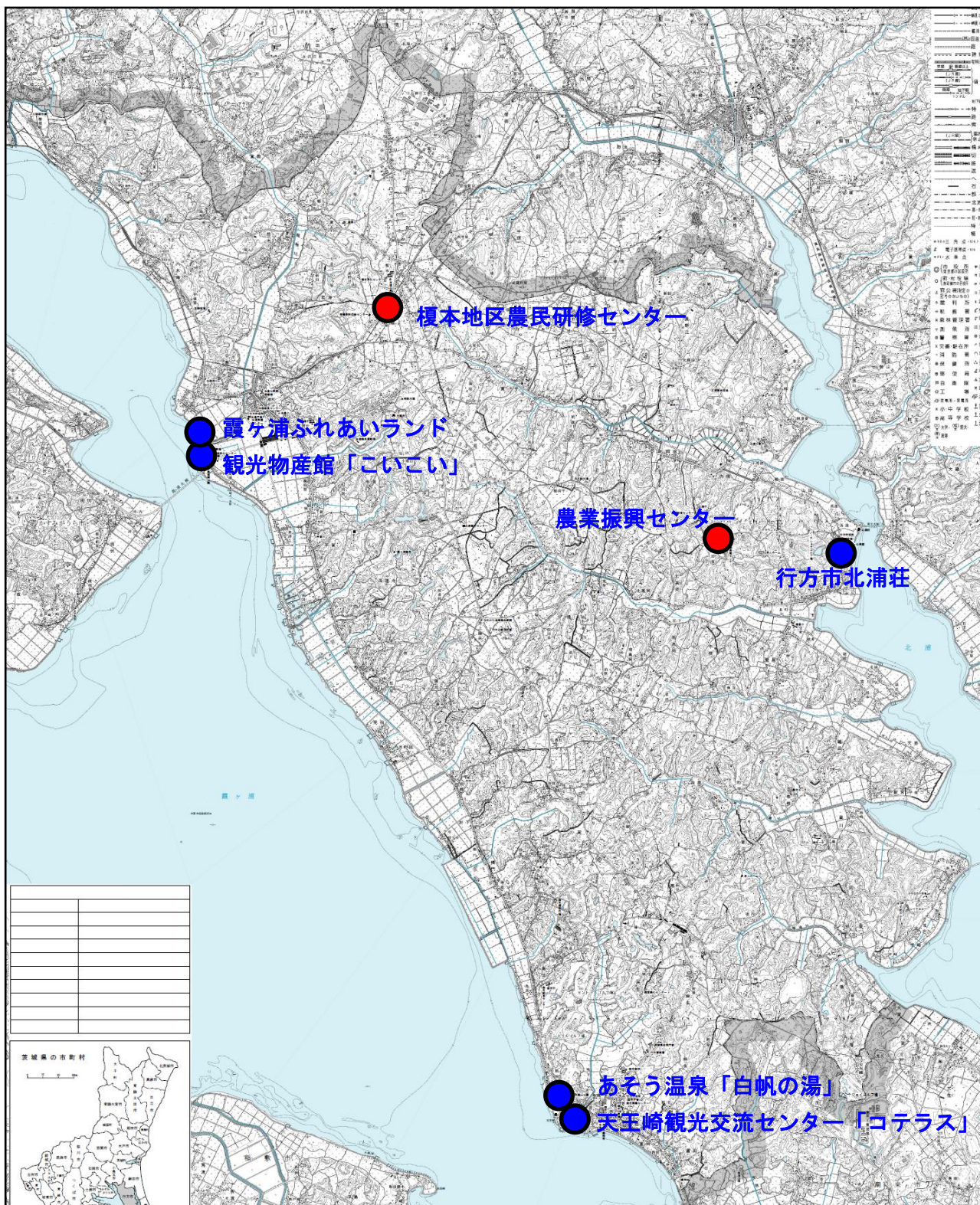
【対応方針】

- 保護者の方が就労や病気療養中などの理由により、適切な保護を受けられない児童及び園児に、遊びや生活の場を提供し、子どもたちの健全な育成の向上を図ることは重要な役割であるため、機能面は、今後とも維持します。
施設については、児童の安全面、利便性を考慮すると、学校施設の空きスペースを活用して設置することを基本とします。
- 麻生、玉造地域については、引き続き各小学校や幼稚園内の余裕教室を有効活用し実施していきます。
なお、今後の児童数の推移を見据え、余裕教室での実施が難しくなった場合、近隣地域の公共施設などで実施の可能性について検討します。
- 現在、民間事業者へ委託し事業を実施していますが、今後、保護者などによる運営組織が主体的に実施する方式について、支援制度を含めて検討します。

④ 展開スケジュール

課題事項	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)
施設の運営方法に関する検討				検討結果に基づく対応	
	保護者等の運営組織が主体的に実施する方式の検討				

6. 農業・観光施設
【施設の配置図】



(1) 農業振興施設等

① 概要

農業団体の育成、農家の研修施設として、ア．農業振興センターと、イ．榎本地区農民研修センターを設置しています。

施設種別	対象施設
農業振興施設等	農業振興センター 榎本地区農民研修センター

② 現状と課題

施設名	地域	建築年	経過年数(年)	耐用年数(年)	延床面積(m ²)	運営形態	職員数(人)	支出額(千円)	収入額(千円)	差引収支(千円)	利用者数(人)	その他の指標	m ² あたり単価(千円)	利用者あたり単価(千円)	その他の単価
農業振興センター	北浦地域	H22	6	24	515	直営	正5人 嘱1人	2,074	0	△2,074	1,185		4.0	1.7	
榎本地区農民研修センター	玉造地域	S50	41	50	387	委託		632	58	△574	2,290		1.6	0.3	

職員数の「正」は正規職員、「再」は再任用職員を示します。

ア．農業振興センター

施設は、木造平屋建て、延べ床面積 192 m²。平成 22 年の建築で、会議室、資料室、情報館、事務室で構成されています。

センターでは、農業経営の勉強会や、担い手確保のための後継者団体の研修、農家の自主的なグループによる作物栽培方法の研修や試験的な栽培、女性団体の食べ方の研修（隣接する北浦保健センターの調理室も使用）などのほか、六次産業化への取り組みを展開しています。情報館は行方の農業に関する情報発信機能を担うことにしていますが、現状としては機能していません。

開館日・開設時間は、年末・年始と土・日・祝日を除く毎日 8 時 30 分～17 時 15 分までで、管理運営は職員 6 名が常駐し、管理運営費は人件費を除き約 2,074 千円となっています。

イ．榎本地区農民研修センター

施設は、鉄筋コンクリート造平屋建て、延べ面積 387 m²。昭和 50 年の建築で、研修室（3 室）、集会室、図書室、調理室で構成されています。

利用実態は、地域の住民の集会施設になっているほか、農業者の研修で使用しています。

休館日はなく、開館時間は 8 時～22 時までで、管理運営は榎本地区の住民を管理人に委嘱し、施設の貸し出しを行い、管理運営費は約 1,400 千円となっています。

③ 施設の評価と対応方針

【施設評価の結果】

管理計画の今後の方向性に基づき、施設の安全性・必要性、有効性、効率性について以下のように分析しました。

施設名	施設の安全性・必要性	施設の有効性	管理運営の効率性
農業振興センター	<ul style="list-style-type: none"> 施設は平成22年建築で、耐震基準を満たしている 農業経営の勉強会や、後継者団体の研修、作物栽培方法の研修、六次産業化への取り組みなどを行い、行方の農業の情報を内外に発信していく拠点として重要な役割を担っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 勉強会や研修会などの利用が少なく、六次産業化に向けた事業展開などの利用には至っていない。 特に、情報館は行方農業の情報発信機能を担うことになっているが収蔵庫となっており機能していない。 	<ul style="list-style-type: none"> 農業者などによる研修や会議に開催に利用されているが、担当課の事務室が配置されていることから、行政主導の管理運営となっている。

榎本地区 農民研修 センター	<ul style="list-style-type: none"> 施設は昭和50年の建築で、老朽化が進み、耐震基準を満たしていない。 研修施設としての利用ではなく、地域の集会施設として利用されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用実態は、農業研修施設ではなく、地域の集会施設として機能している。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民に管理を依頼し効率的に運営しているが、使用許可の権限など規定が不透明。
----------------------	--	--	---

これを踏まえて、当該施設については、以下のように評価しています。

施設名	方向性		説明
	機能	施設	
農業振興センター	継続	継続	<ul style="list-style-type: none"> 機能、施設とも継続とするが、六次産業化のための商品開発や調査研究の拠点とし機能の強化を図るとともに、農業者・農業団体が自主的に管理運営するように転換していく。将来は、農業者・農業団体による組織化を図り、施設を譲渡する。
榎本地区農民研修センター	廃止	譲渡	<ul style="list-style-type: none"> 利用実態から、農業研修施設から地域の集会施設として用途変更し、必要な改修を行って地域に移譲する。

【対応方針】

ア. 農業振興センター

本市の農業振興を図るとともに、行方農業の情報発信基地として、今後とも機能、施設とも継続します。

そのためには、農業者自ら農業振興のための様々な取り組みを自主的に展開していくことが必要であり、農業塾のような仕組みを設けて、定期的に講座などを開催し、後継者の育成を図るとともに、施設周辺の圃場を使用し、新たな農産物の育成や、六次産業化のための商品開発や調査研究する拠点として機能の強化を図ります。

施設の管理運営は、当面、直営で行なっていますが、将来は、農業者自らが農業振興センターの管理運営を担っていくように人材の育成に努め、農業者・農業団体の自主的な管理運営手法に転換し、自律的な経営をめざし、施設を譲渡していきます。

イ. 榎本地区農民研修センター

周辺に公共施設が設置されていないことから、他の活用を検討し、公共目的での活用方策がなければ、地域住民の利用が中心であることから、地元への移譲を協議していきます。

地元に移譲する場合には、農民研修センターとしての機能は廃止し、コミュニティセンターに用途変更を行い、耐震化を図るなど必要な改修を行って譲渡するとともに、地域が自主的に管理運営する仕組みを検討します。

地域が不要ならば、安全対策上課題があることから、廃止します。

④展開スケジュール

課題事項	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度以降 (平成33年度)
農業振興センターの施設・機能のあり方	➡		検討結果に基づく対応	-----➡	
検討事項	<ul style="list-style-type: none"> 新たな農産物の育成のための調査研究のあり方 六次産業化に向けた商品開発の実践と販路開拓を含めた仕組みづくり 人材育成と組織づくり 情報発信拠点としての事業展開のあり方、シティプロモーションの役割 予防保全を含めた長寿命化への取り組み 振興センターの管理運営体制のあり方 など 				
榎本地区農村研修センターのあり方	➡		検討結果に基づく対応	-----➡	
検討事項	<ul style="list-style-type: none"> 公的利用の調査と用途変更の検討 地域への譲渡についての協議 譲渡する場合の仕組みづくり など 				

(2) 観光施設

① 概要

市内外からの集客を図り、地域の活性化とともに、商業などの振興を図るため、ア. 行方市北浦荘、イ. 天王崎観光交流センター「コテラス」、ウ. あそう温泉「白帆の湯」、エ. 霞ヶ浦ふれあいランド、オ. 行方市観光物産館「こいこい」を設置しています。

施設種別	対象施設
観光施設	行方北浦荘 天王崎観光交流センター「コテラス」 あそう温泉「白帆の湯」 霞ヶ浦ふれあいランド 行方市観光物産館「こいこい」

② 現状と課題

施設名	地域	建築年	経過年数(年)	耐用年数(年)	延床面積(m ²)	運営形態	職員数(人)	支出額(千円)	収入額(千円)	差引収支(千円)	利用者数(人)	㎡あたり単価(千円)	利用者1人あたり単価(千円)
行方市北浦荘	北浦地域	S43	49	50	689	指定管理	—	27,414	31,552	4,138	52,576	39.8	0.5
天王崎観光交流センター	麻生地域	H25	4	50	736	指定管理	—	29,423	29,447	24	7,083	40.0	4.2
あそう温泉「白帆の湯」	麻生地域	H15	14	50	1,473	指定管理	—	82,397	99,401	17,004	105,755	55.9	0.8
霞ヶ浦ふれあいランド	玉造地域	H4	25	50	1,012	指定管理	—	98,092	98,092	0	59,087	96.9	1.7
行方市観光物産館「こいこい」	玉造地域	H19	10	50	513	指定管理	—	71,781	75,881	4,100	155,484	139.9	0.5

ア. 行方市北浦荘

施設は、鉄筋コンクリート造2階建て、延べ床面積689㎡。昭和43年の建築で、施設・設備の老朽化が進み、耐震基準は満たしていません。1階に入浴施設男女各1カ所、休憩スペース2箇所、ロビー、事務室、2階は大広間で構成しています。休憩スペースには若干の健康機具が配置されています。

開館時間は10時～21時で、毎週月曜日が休館となっています。

市民などに入浴の機会を提供するなど交流の場として設置しているもので、年間の利用者は約52,000人。入浴料は400円で、休憩スペースなどは入浴利用者は無料となっています。管理運営は、指定管理者が行い、利用料金を除き、指定管理委託料として約13,000千円支出しています。

イ. 天王崎観光交流センター

施設は、鉄骨造2階建て、延べ床面積736㎡。平成25年の建築で、会議室・多目的室・活動室、物販施設で構成されています。

開館時間は9時～22時で、毎週水曜日が休館となっています。

会議室などの利用が主なもので、年間の利用者数は約7,000人、稼働率約20%となっています。管理運営は、指定管理者が行い、利用料金を除き、指定管理委託料として約13,000千円を支出しています。物販コーナーは指定管理者の自主事業で運営しています。

ウ. あそう温泉「白帆の湯」

施設は、鉄筋コンクリート造3階建て、延べ床面積約1,473㎡。平成15年の建設で、男女別の入浴施設(3階)、食事処(2階)、受付(1階)で構成されています。

開館時間は10時～21時で、毎週水曜日が休館となっています。観光の振興や市民の健康づくりを目的に設置したものであり、入浴施設の利用者は、年間約105,000人。入浴料は、大人700円、子ども300円(17:00以降大人500円、子ども200円)で、休憩室の利用は無料で利用でき、指定管理者の自主事業として飲食の提供を行なっています。管理運営は指定管理者が行い、利用料金(入浴料)を除き、指定管理委託料は約41,460千円となっています。

エ. 霞ヶ浦ふれあいランド

水資源機構が建設した「水の科学館」に併設して、平成4年に、「親水公園（虹の塔）」と「水の科学館（別館）」を設置しました。

「親水公園（虹の塔）」は、鉄筋コンクリート造、延べ床面積 478 m²で、物販コーナー、展示室、展望台で構成されています。

「水の科学館（別館）」は、鉄筋コンクリート造 2 階建て、延べ床面積 533 m²で、体験コーナーや展示室で構成されています。

開館時間は 9 時 30 分～16 時 30 分で、毎週月曜日・年末が休館となっています。

年間の入場者は約 52,000 人で、入場料は大人 600 円、子ども 300 円、管理運営は指定管理者が行い、利用料金（入場料）を除き約 86,000 千円を支出しています。

なお、水資源機構が建設した「水の科学館」の管理業務を受託し、市の施設と一体的に運営していますが、国・県からの支出は平成 23 年度から徐々に減額され、市の負担が増えています。

オ. 行方市観光物産館「こいこい」

市内の特産品などを物販する施設で、木造平屋建て、延べ床面積は 513 m²。平成 19 年の建築で、年間の利用者数は約 155,000 人。管理運営は指定管理者が行っていますが、経営が安定しており、指定管理委託料の支出はありません。年間の売り上げは増加傾向にあり、事業者の経営効率の効果もあり、市に一定の金額が納付されるようになっています。

③ 施設の評価と対応方針

【施設評価の結果】

管理計画の今後の方向性に基づき、施設の安全性・必要性、有効性、効率性について以下のように分析しました。

施設名	施設の安全性・必要性	施設の有効性	管理運営の効率性
行方市北浦荘	<ul style="list-style-type: none"> 施設は昭和 43 年建築で、建物・設備の老朽化が進み、耐震基準も満たしていません。 周辺には民間の温泉宿泊施設があり、民間との協力・共存を図っていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者が年々増加傾向にあるものの、浴室が狭く、休憩室も狭隘なことから、利用者から改善が求められている。 健康機器が配備されているが、ほとんど利用されていない。 2階の和室はカラオケでの利用がほとんどで、稼働率は10%程度。 	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者による管理運営を実施し、利用者が増加傾向にあるものの、指定管理料の減額につながっていない。ロビーで地場産品の物販を行っているものの、多くの利用は見られない。 敷地は、民間からの借地となっている。
天王崎観光交流センター「コテラス」	<ul style="list-style-type: none"> 施設は平成 25 年建築であり、耐震基準を満たしている。 併設の白帆の湯とあわせ、本市のシンボル施設、観光の拠点として必要な施設となっているが、十分に活用されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 会議室や多目的室など、稼働率が10～20%と低く、併設する白帆の湯との連携ができていない。 1階で物産販売やカフェの経営を行っているが、利用者が限定的。 	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理による管理運営を実施しているが、有効かつ効率的な運営をめざす指定管理者の主旨が十分生かされた運営となっていない。
あそう温泉「白帆の湯」	<ul style="list-style-type: none"> 施設は平成 15 年建築で、耐震基準は満たしているものの、空調設備・給排水設備などの老朽化が進み、毎年修繕料が 20,000 千円程度必要となっている。 行方市の観光の拠点として、温浴提供による利用者の確保だけでなく、定期的かつ頻度を高めてイベントを開催し、集客を図っていく必要がある。また、併 	<ul style="list-style-type: none"> 年間の利用者数は、年々増加傾向にあり、10 万人を超えているが、大広間の利用状況は低い。 フィットネスは稼働率が低い状況にあり、今後も継続する必要性について検証が必要。 指定管理者制度を導入していることから、事業者 	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理による管理運営を実施しているが、有効かつ効率的な運営をめざす指定管理者の主旨が十分生かされた運営となっていない。 フィットネスについては会員制を導入するなど工夫するか、廃止を含めての検討が必要。

	設する天王崎交流センターとの一体的な利用が必要。	に多面的な活用方法の提案を求めていくべき。	・土地が民間からの借地となっている。
霞ヶ浦ふれあいランド	<ul style="list-style-type: none"> ・施設は平成4年建築で、耐震基準は満たしているものの、設備の老朽化が進んでいる。 ・隣接する観光物産館、水の科学館を含め、行方市のシンボル施設、観光の拠点になっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市の重要な観光拠点であり、当施設を活用してイベントなどを開催するなど工夫をしているが、利用者数が少なく、展示内容を見直すなど集客面の対策が必要。 ・特に、多目的ホールは年間100回程度の利用にとどまっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理による管理運営を実施しているが、有効かつ効率的な運営をめざす指定管理者の主旨が十分生かされた運営となっていない。 ・水の科学館を含めて、管理運営のあり方について、民間の活力の活用を図り、抜本的に見直しが必要。
観光物産館「こいこい」	<ul style="list-style-type: none"> ・施設は平成19年の建築で、耐震上の課題はない。 ・管理運営は指定管理者制度を導入しているが、物販を中心とした事業展開であり、行政が関与する必要はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年間の利用者は15万人にも及んでおり、市内の特産品のPRをはじめ観光交流拠点として機能している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営について指定管理者制度を導入しているが、経営状況も収支は黒字で、市に余剰金の一部を納付している状況にある。 ・指定管理者制度という枠組でなく、事業者自らが経営主体となることでさらなる経営努力を行うことが可能。

【市民からの提案】

今後の方向性に関する提案	<p>【全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化が進んでいる施設は廃止する。 ・管理については指定管理を継続させるなど、民間活力を活用しながら、効果的かつ効率的な管理運営を行う。 ・イベントの回数や種類を増やし、魅力的な観光交流拠点とする。 ・白浜少年自然の家やレイクエコーなどの宿泊施設をはじめ、スポーツ施設などと連携を強化する。 <p>【天王崎観光交流センター「コテラス」】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続して有効活用する。 <p>【あそう温泉「白帆の湯」】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当面継続して使用するが、多額の費用がかかるため、大規模修繕が必要になった時点で廃止する。 <p>【北浦荘】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当面継続して使用するが、多額の費用がかかるため、大規模修繕が必要になった時点で廃止する。 ・周辺に民間の温浴施設があるため、廃止後は機能を移転するなど、連携を図る。 <p>【霞ヶ浦ふれあいランド】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・霞ヶ浦ふれあいランドは、周辺にはない貴重な施設であるため、行方市のシンボル施設として今後も有効活用する。 <p>【観光物産館「こいこい」】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営が安定しているため、民間に譲渡する。
--------------	---

これを踏まえて、当該施設については、以下のように評価しています。

施設名	方向性		説明
	機能	施設	
行方市北浦荘	廃止	廃止	<ul style="list-style-type: none"> 施設は老朽化し、耐震上も課題があり、建て替えには大規模な投資が必要。 機能は、北浦地域には民間の温泉宿泊施設もあることから、民間と連携して入浴の機会を提供するなど代替策が確保できる。
天王崎交流センター「コテラス」	継続	継続	<ul style="list-style-type: none"> 施設は、耐震基準を満たしていることから、予防保全を含め、必要な改修を行なって長寿命化を図る。 本市のシンボル施設、観光の拠点として継続し、効果的かつ効率的な運営を図っていく。
あそう温泉「白帆の湯」	継続	継続	<ul style="list-style-type: none"> 施設は耐震基準を満たしているものの、設備の老朽化が進んでいることから、予防保全を含めて必要な改修を行って長寿命化を図る。 当面、本市のシンボル施設、観光の拠点として継続し、効果的かつ効率的な運営を図っていくが、大規模修繕が必要となった時点で、廃止を含め検討する。
霞ヶ浦ふれあいランド	継続	継続	<ul style="list-style-type: none"> 施設は平成4年建築で、耐震基準は満たしているものの、設備の老朽化が進んでいる。予防保全を含めて必要な改修を行なって長寿命化を図る。 本市のシンボル施設、観光の拠点として継続し、効果的かつ効率的な運営を図っていく。
観光物産館「こいこい」	継続	譲渡	<ul style="list-style-type: none"> 物販販売を主とした施設であり、行政が経営する必要性はないこと、経営も安定していることから施設は譲渡し、行政の関与の仕組みを築いて、当該事業から撤退する。

【対応方針】

ア. 行方市北浦荘

- 施設は、旧耐震基準の建物で、老朽化が顕著で、安全対策上課題があり、建て替えには大規模な財政支出が必要となります。
- 当該施設の近隣には民間の温泉宿泊施設があることから、民間の協力を得て日帰り入浴を継続するなど代替策を講じていくことも可能です。
- なお、当該施設の廃止後における北浦地域の活性化について、他の公共施設の有効活用を含めて検討します。
- 今後の方向性が定まるまでの間、指定管理者に対するモニタリング評価について、「要求水準書」の見直しを含めて点検します。

イ. 天王崎観光交流センター「コテラス」、ウ. あそう温泉「白帆の湯」

- 両施設は、耐震基準を満たしているものの、特に、あそう温泉「白帆の湯」については設備が老朽化していますが、地域のシンボル施設として、また、本市の観光の拠点であることから当面維持していくこととし、予防保全を含め、必要な改修を行なって、長寿命化を図っていきます。なお、維持管理にあたっては、多額の費用がかかるため、大規模修繕が必要となった時点で、天王崎観光交流センター「コテラス」との兼ね合いも考慮し、廃止を含め検討します。

- 両施設は併設して設置されており、一体的に管理運営を行い、施設の有効活用を図り、魅力ある管理運営ができるよう、民間のノウハウを活用した管理手法の導入を検討します。
- 新しい管理運営手法が定まるまでの間、指定管理者に対するモニタリング評価について、「要求水準書」の見直しを含めて点検します。

エ. 霞ヶ浦ふれあいランド

- 「親水公園（虹の塔）」については、市のシンボル施設として、また、観光の拠点として、必要な改修を行って長寿命化を図っていきます。
- 「水の科学館」については、市が水資源機構から委託を受けて管理している施設ですが、設備や展示物の老朽化が激しく、更新も難しいとされていることから、今後の施設の再利用について関係機関との協議が必要な状況となっています。
霞ヶ浦ふれあいランド全体についてPFI調査の結果を踏まえて、今後のあり方について検討していきます。
- 今後の運営手法が定まるまでの間、指定管理者に対するモニタリング評価について、「要求水準書」の見直しを含めて点検します。

オ. 行方市観光物産館「こいこい」

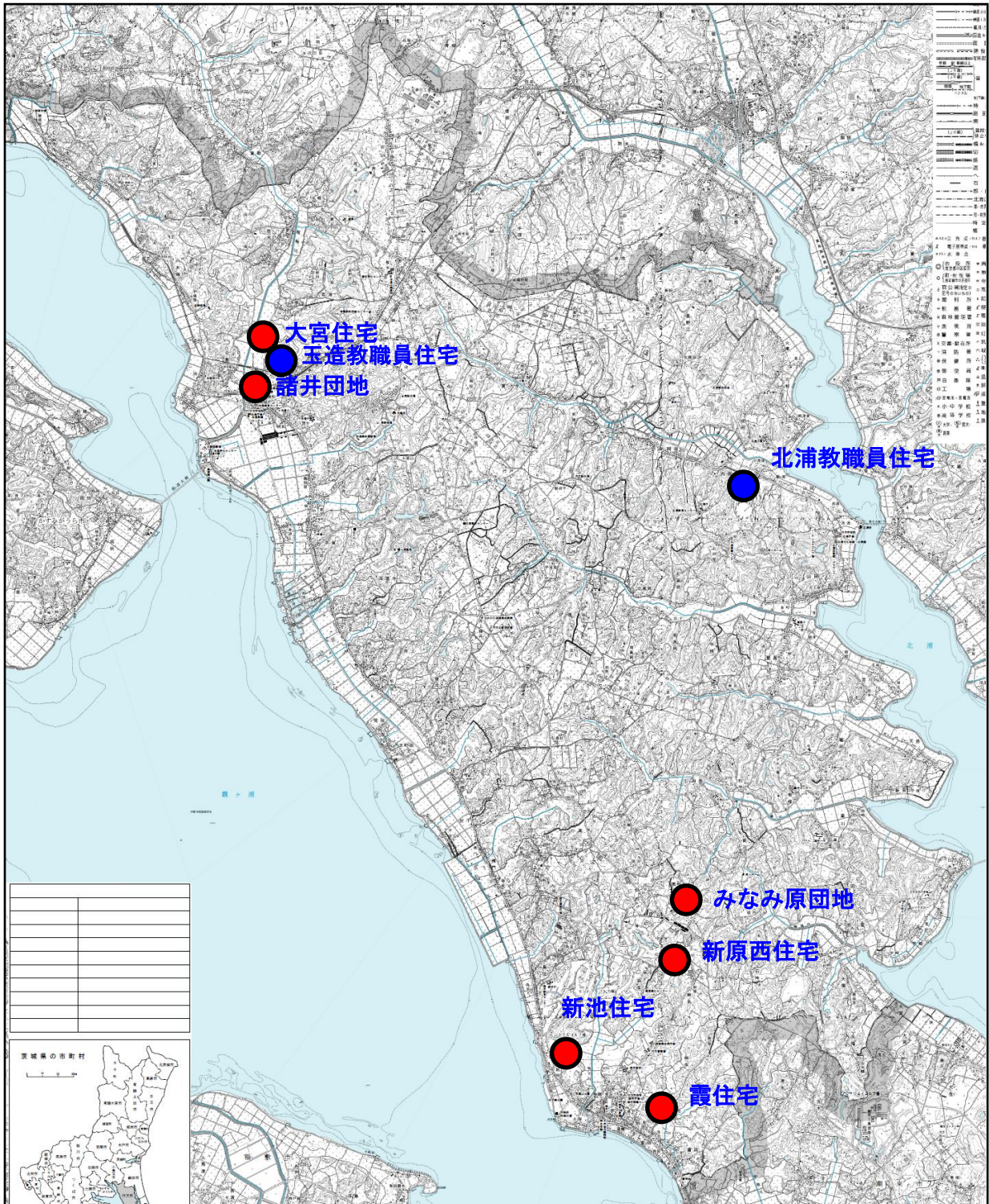
- 施設は耐震基準を満たしており、経営状況も収支は黒字で、市に剰余金の一部を納付している状況にあり、指定管理者制度という枠組でなく、事業者自らが経営主体となってさらなる経営努力を行うことで、経営の安定化をめざすことが可能と考えられます。
- 施設は民間に譲渡（今後とも事業は継承することを前提）し、民間主体の経営に移行することについて関係者と協議します。
- 譲渡についての協議結果が出るまでの間、指定管理者に対するモニタリング評価について、「要求水準書」の見直しを含めて点検します。

④ 展開スケジュール

課題事項	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度以降 (平成33年度)
行方市北浦荘	→		協議・検討結果に基づく対応 ----->		
検討事項	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止に向けての関係者との協議 ・代替策についての関係者との協議 ・北浦地域の活性化策の検討 				
天王崎交流センター ・ あそう温泉 「白帆の湯」	→ 劣化診断、保全計画の検討・策定				-----> 計画に基づく対応
	→ 管理運営の仕組みづくりの検討		検討結果に基づく対応 ----->		
検討事項	<ul style="list-style-type: none"> ・民間活力を活用した運営形態のあり方 ・要求水準書の点検、見直し など 				
霞ヶ浦ふれあいランド	→ 劣化診断、保全計画の検討・策定				-----> 計画に基づく対応
	→ 管理運営の仕組みづくりの検討		検討結果に基づく対応 ----->		
検討事項	<ul style="list-style-type: none"> ・霞ヶ浦ふれあいランド全体のPFI導入調査結果を踏まえての検討 				
観光物産館 「こいこい」	→ 譲渡についての協議		協議結果に基づく対応 ----->		

7. 市営住宅等

【施設の配置図】



(1) 市営住宅

① 概要

住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で賃貸し、市民生活の安定と社会福祉の増進目的に、市営住宅を提供しています。

行方市の市営住宅は、みなみ原団地、新池住宅、霞住宅、新原西住宅、諸井団地、大宮住宅の6カ所、30棟、管理戸数139戸です。

施設種別	対象施設		
市営住宅	みなみ原団地	3棟	51戸
	新池住宅	9棟	18戸
	霞住宅	6棟	24戸
	新原西住宅	2棟	8戸
	諸井団地	2棟	30戸
	大宮住宅	8棟	8戸
	合計	30棟	139戸

② 現状と課題

施設名	地域	建築年	経過年数(年)	耐用年数(年)	延床面積(m ²)	運営形態	職員数(人)	支出額(千円)	収入額(千円)	差引収支(千円)	入居世帯数	m ² あたり単価(千円)	1世帯あたり単価(千円)
みなみ原団地	麻生地域	H9・10	18~17	70	4,468	直営	正 1.6人	7,980	21,744	13,764	50戸	1.8	160
新池住宅	麻生地域	S56・57	34~33	45	1,089	直営		3,727	4,104	377	18戸	3.4	228
霞住宅	麻生地域	S47・48	43~42	45	816	直営		1,040	1,136	96	17戸	1.3	62
新原西住宅	麻生地域	S45・46	45~44	45	282	直営		1,809	427	△1,382	6戸	6.4	302
諸井団地	玉造地域	S60・61	30~29	70	2,029	直営		9,344	10,258	914	30戸	4.6	311
大宮住宅	玉造地域	S35	55	30	238	直営		1,862	209	△1,653	8戸	7.8	233

職員数の「正」は正規職員、「再」は再任用職員を示します。

みなみ原団地は、鉄筋コンクリート造3階建て、3棟、延べ床面積は4,468m²。平成9年・10年建築で、耐震基準を満たしています。管理戸数は51戸で、各部屋3LDK、入居戸数は50戸、入居率98%となっています。

新池住宅は、簡易耐火平屋建て、9棟、延べ床面積は1,089m²。昭56・57年建築で、耐震基準を満たしていますが老朽化が進んでいます。管理戸数は18戸で、各部屋3DK、入居戸数は18戸、入居率100%となっています。

霞住宅は、簡易耐火平屋建て、6棟、延べ床面積816m²。昭和47・48年建築で、老朽化が進み、耐震基準も満たしていません。管理戸数は24戸で、各部屋2K、入居戸数は17戸、入居率70%となっています。

新原西住宅は、簡易耐火平屋建て、2棟、延べ床面積は282m²。昭和45・46年建築で、老朽化が進み、耐震基準を満たしていません。管理戸数は6個で、各部屋2K、入居戸数は6戸、入居率75%となっています。

諸井団地は、鉄筋コンクリート造3階建て、2棟、延べ床面積は2,029m²。昭和60・61年の建築で、耐震基準は満たしていますが、老朽化が進んでいます。管理戸数は30戸で、各部屋3DK、入居戸数30戸、入居率100%となっています。

大宮住宅は、木造平屋建て、戸建て8棟、延べ床面積238m²。昭和35年建築で、老朽化が進み、耐震基準を満たしていません。管理戸数は8戸で、各戸2K、入居戸数は8戸、入居率100%となっています。

現在空き室が発生した時に募集を行っているのは、みなみ原団地、諸井団地、新池住宅で、その他の住宅については、入居者退去後は政策的に空き家としています。

施設の管理運営は、市職員2名（業務量換算1.6人分）で、施設の維持管理、修繕対応のほか、入居者の募集・決定など入居者の管理、住宅使用料の収納、滞納整理などを行い、管理運営費は約25,000千円となっています。

住宅使用料は、建物の大きさや経年、利便係数などを考慮して設定され、入居者の所得状況により決定していますが、滞納世帯等もあり、収入率は97%前後となっております。

平成25年の住宅・土地統計調査では行方市内には180戸の民間賃貸用住宅の空き家が生じています。

③ 施設の評価と対応方針

【施設評価の結果】

管理計画の今後の方向性にに基づき、施設の安全性・必要性、有効性、効率性について以下のように分析しました。

施設名	施設の安全性・必要性	施設の有効性	管理運営の効率性
みなみ原団地	<ul style="list-style-type: none"> 施設は、平成9・10年の建築で、耐震基準を満たしています。 管理戸数は51戸に対して、27年度末の入居戸数は48戸。 	<ul style="list-style-type: none"> 27年度の募集戸数4戸に対して応募戸数が3戸と空き家が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の管理運営は直営で実施し、施設の維持管理費、修繕、入居者の募集・決定などの管理、使用料の収納、滞納整理などを行い、人件費を含めた管理運営費（減価償却費除く）は約33,000千円となっている。草刈りなど簡易な管理業務については地元管理組合が行うなど工夫が必要。 使用料収入は約38,000千円となっているものの、収入率は約97%であり、滞納対策が必要。
新池住宅	<ul style="list-style-type: none"> 施設は、昭和56・57年の建築で、老朽化が進んでいる。 管理戸数18戸に対して、27年度は全戸に入居 	<ul style="list-style-type: none"> 27年度の募集戸数1戸。空き家の発生に速やかな対応が必要。 	
霞住宅	<ul style="list-style-type: none"> 施設は、昭和47・48年の建築で、老朽化が進み、耐震基準を満たしていない。 管理戸数24戸に対して、27年度末の入居戸数は17戸。棟によっては、4戸に対して入居が1戸となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 耐震上課題があることから募集を停止している。 	
新原西住宅	<ul style="list-style-type: none"> 施設は、昭和45・46年の建築で、老朽化が進み、耐震基準を満たしていない。 管理戸数8戸に対して、27年度末の入居数は6戸。 	<ul style="list-style-type: none"> 耐震上課題があることから募集を停止している。 	
諸井団地	<ul style="list-style-type: none"> 施設は、昭和60・61年の建築で、耐震基準は満たしているが、老朽化が進んでいる。 管理戸数30戸に対して、27年度は全戸に入居。 	<ul style="list-style-type: none"> 満室の状態 	
大宮住宅	<ul style="list-style-type: none"> 施設は、昭和35年の建築で、老朽化が進み、耐震基準を満たしていない。 戸建て8戸に対して、27年度は全戸に入居。 	<ul style="list-style-type: none"> 耐震上課題があることから募集を停止している。 空き家になっていないが、居住の実態がない住宅も生じている。 	

これを踏まえて、当該施設については、以下のように評価しています。

施設名	方向性		説明
	機能	施設	
みなみ原団地 新池住宅 諸井団地	継続	継続	<ul style="list-style-type: none"> 施設は、耐震基準を満たしており、需要も高いことから存続し、予防保全を含む必要な改修を行なって長寿命化を図る。 管理運営への民間活力の活用について検討する。
霞住宅 新原西住宅 大宮住宅	廃止	廃止	<ul style="list-style-type: none"> 施設は、老朽化が進み、耐震基準を満たしていないことから用途廃止する。

【対応方針】

- みなみ原団地、新池住宅、諸井団地については、老朽化が進んでいるものの、耐震基準を満たしていることから、予防保全を含め必要な改修を行って、長寿命化を図っていきます。
- 震住宅、新原西住宅、大宮住宅については、老朽化し、耐震基準を満たしていないことから用途廃止します。
入居者には用途廃止と住み替えについての説明を丁寧に行い、必要な支援策を講じて、退居期限を示して移転を促していきます。また、当該住宅への募集を停止し、棟ごとに空き家になった段階で処分していきます。
- 所得の低い方で住宅に困窮している市民に、低額な家賃で住宅を提供することは公営住宅法により地方自治体に求められており、引き続き住宅を提供していくことは必要となっています。
必要な管理戸数を明確にし、用途廃止後の市営住宅のあり方について、民間ストックの活用を含め、住宅マスタープランを策定する中で検討します。
- 施設の管理運営方法について、現在の直営による方式から、民間活力の活用を含めて検討していきます。また、住宅使用料に未納が発生していることから、負担の公平性の観点から滞納処分を含めて対策を強化していきます。

④ 展開スケジュール

課題事項	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度以降 (平成33年度)
市営住宅のあり方検討	→		検討結果に基づく対応	-----→	
検討事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市営住宅の管理戸数のあり方 ・ 民間ストックの活用を含めた市営住宅確保のあり方 ・ 民間活力の活用を含めた市営住宅の管理運営のあり方 ・ 住宅使用料の滞納処分を含めた収納対策の強化 <p style="text-align: right;">など</p>				
市営住宅の長寿命化	→			-----→	-----→
	劣化診断、保全計画の検討・策定			計画に基づく対応	
用途廃止住宅への対応方針の策定	→		対応方針に基づく取り組み	→	
対応方針の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 募集停止の徹底と周知の方法、期限の設定 ・ 住み替えについての協議と支援策のあり方 ・ 住み替え住宅の確保対策 ・ 用途廃止後の処分方法 <p style="text-align: right;">など</p>				

(2) 教職員住宅

① 概要

市内小中学校の教職員の居住の場を確保、提供し、行方市への赴任を円滑にするために教職員住宅を設置しています。

施設種別	対象施設	
教職員住宅	玉造教職員住宅	4戸
	北浦教職員住宅	2戸

② 現状と課題

施設名	地域	建築年	経過年数(年)	耐用年数(年)	延床面積(m ²)	運営形態	職員数(人)	支出額(千円)	収入額(千円)	差引収支(千円)	入居世帯数	㎡あたり単価(千円)	1世帯あたり単価(千円)
玉造教職員住宅	玉造地域	\$40	50	45	218	直営	正 0.2人	2,146	364	△1,782	4戸	9.8	537
北浦教職員住宅	北浦地域	\$40	50	30	101	直営		791	123	△668	2戸	7.8	396

職員数の「正」は正規職員、「再」は再任用職員を示します。

玉造教職員住宅は、コンクリートブロック造平屋建て、4棟で、延べ床面積は218㎡。昭和40年の建築で、老朽化が進み、耐震基準を満たしていません。

北浦教職員住宅は、木造平屋建て、2棟で、延べ床面積は101㎡。昭和40年の建築で、老朽化が進み、耐震基準を満たしていません。

管理運営は、市営住宅と一括して直営で実施し、管理運営費は2,900千円となっています。

かつては、教職員を本市に確保し、住宅の場所を提供するために必要な措置でしたが、現在では所得環境の向上、住宅事情の改善、交通手段の発達などから、市が教職員住宅を確保する必要性がなくなってきました。

入居状況は、現在は教職員以外の方が入居しており、玉造教職員住宅は全戸に入居していますが、北浦教職員住宅は2戸のうち1戸が退去しています。家賃について滞納はありません。

③ 施設の評価と対応方針

【施設評価の結果】

管理計画の今後の方向性に基づき、施設の安全性・必要性、有効性、効率性について以下のように分析しました。

施設名	施設の安全性・必要性	施設の有効性	管理運営の効率性
玉造教職員住宅	<ul style="list-style-type: none"> 施設は昭和40年の建築で、老朽化が進み耐震基準を満たしていません。 かつては教職員確保のための住宅の提供は必要であったが、所得環境の向上、住宅事情の改善、交通手段の発達などから役割が修了。 	<ul style="list-style-type: none"> 玉造教職員住宅は管理戸数4戸に対して、全戸入居、北浦教職員住宅は管理戸数2戸に対して1戸入居。 いずれも、教職員以外の市民が入居している。 	<ul style="list-style-type: none"> 管理運営は市営住宅と一括して直営で実施。 使用料の未納は発生していない。
北浦教職員住宅			



これを踏まえて、当該施設については、以下のように評価しています。

施設名	方向性		説明
	機能	施設	
玉造教職員住宅	廃止	廃止	<ul style="list-style-type: none"> かつては必要な施設であったものの、所得環境の向上、住宅事情の改善、交通手段の発達などから役割は終焉したこと、入居実態も教職員以外の市民が入居していることから機能は廃止する。 施設は老朽化し、耐震基準を満たしていないことから廃止する。
北浦教職員住宅	廃止	廃止	

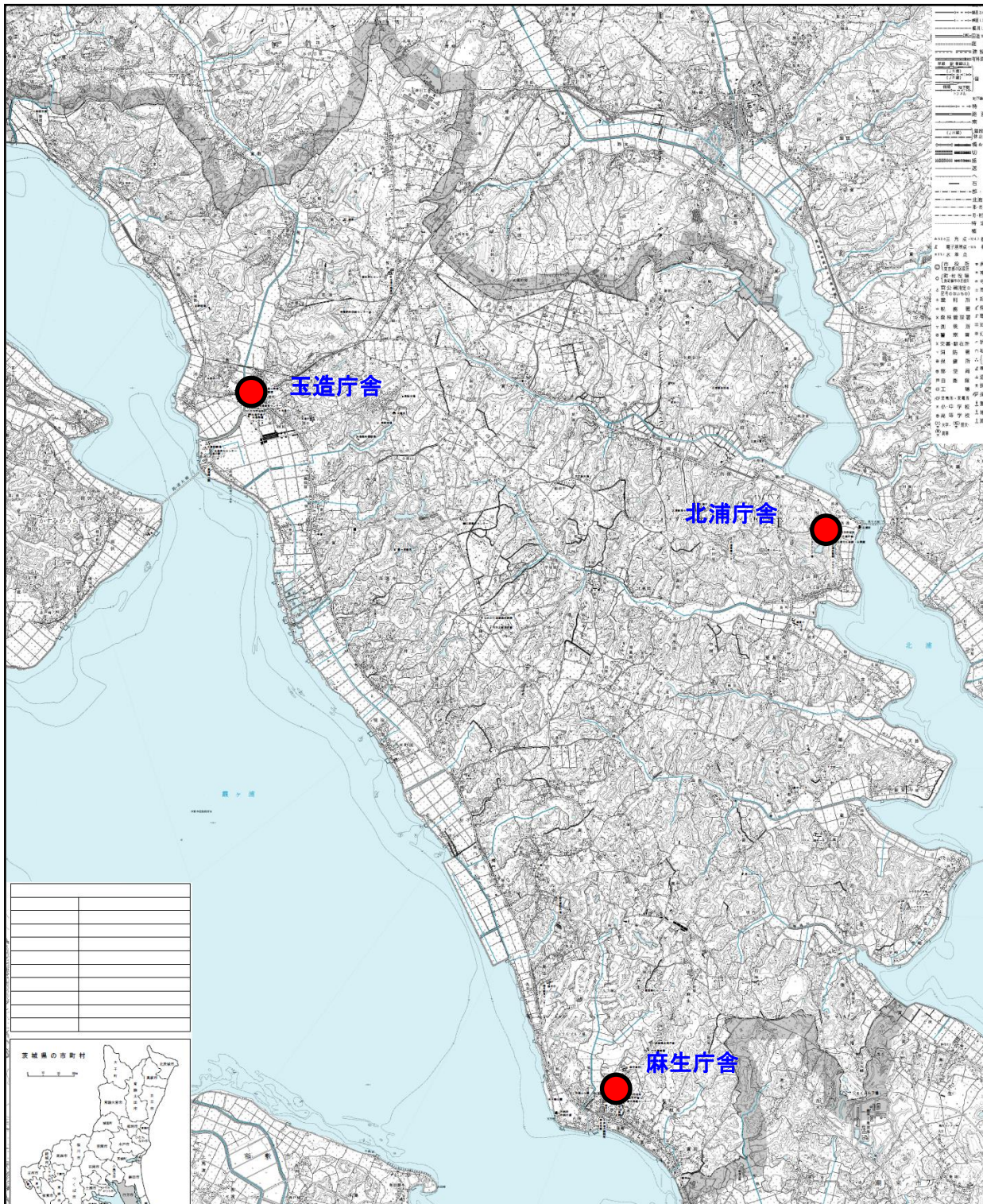
【対応方針】

- 現在の入居者に対して、住宅のあっせんをするなどの必要な対策を講じた後、用途廃止し処分することになります。なお、入居者に経済力があり、建物の現状を承知の上で譲渡を希望する場合は、適正な金額で売却することも検討します。

④ 展開スケジュール

課題事項	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度以降 (平成33年度)
用途廃止の決定と 入居者対策の検討			入居者への対策		
入居者への対応		<ul style="list-style-type: none">・用途廃止の決定と入居者への周知、設置条例の廃止・住み替えについての協議と支援策のあり方・住み替え住宅のあっせん・用途廃止後の処分方法	など		

8. 庁舎等 【施設の配置図】



(1) 市役所

① 概要

行政サービスの提供のほか、議会機能、防災機能などを備えた市庁舎について、行方市は3町の合併の経緯から、旧自治体ごとの庁舎をそのまま活かして分庁舎方式で様々な事務を執行しています。

施設種別	対象施設	組織配置
市庁舎	麻生庁舎	総務部、企画部、秘書室、会計課
	北浦庁舎	経済部、教育委員会
	玉造庁舎	市民福祉部、建設部、議会事務局

② 現状と課題

施設名	地域	建築年	経過年数(年)	耐用年数(年)	延床面積(m ²)	運営形態	配置職員数(人)	支出額(千円)	収入額(千円)	差引収支(千円)	利用者数(人)	その他の指標	㎡あたり単価(千円)	利用者あたり単価(千円)	その他の単価
麻生庁舎	麻生地域	H3	26	50	1,395	直営	91	22,599	522	△22,077	—	—	16.2	—	—
北浦庁舎	北浦地域	S53	39	50	3,185	直営	56	19,734	1,172	△18,562	—	—	6.2	—	—
玉造庁舎	玉造地域	S55	37	50	3,493	直営	97	50,149	755	△49,394	—	—	14.4	—	—

職員数の「正」は正規職員、「再」は再任用職員を示します。

麻生庁舎は、鉄筋コンクリート造2階建て、延べ床面積は1,395㎡。平成3年の建築で、老朽化が進んでいるものの、耐震基準は満たしています。

施設は、市長・副市長室や会計窓口、人事、財政などの業務を行う執務室となっているほか、別棟に会議室2室で構成。会議室の利用状況は3割程度となっています。

北浦庁舎は、鉄筋コンクリート造3階建て、延べ床面積は3,185㎡。昭和53年建築で、老朽化が進み、耐震基準を満たしていません。

施設は、教育委員会事務局や経済関係業務の執務室となっているほか、4つの会議室で構成。会議室の利用状況は2割程度となっています。

玉造庁舎は、鉄筋コンクリート造3階建て、延べ床面積は3,493㎡。昭和55年の建築で、老朽化が進み耐震基準を満たしていません。

施設は、議会機能や保健福祉、道路・下水道などの業務の執務室となっているほか、4つの会議室で構成されており、会議室の利用状況は2割程度となっています。

いずれの庁舎にも総合窓口を設置し、証明発行や各種手続きの窓口機能を担っています。庁舎のバリアフリー化は、身体障害者用のトイレやスロープ設置など対応していますが、エレベーターは未設置の状況です。

庁舎が分散していることで、市民が、複数の課の業務で来庁する場合には、それぞれの庁舎に移動して手続きが必要になるなど、市民サービスの面で多くの不便をきたしています。

また、各庁舎に総合窓口が設置され、機能が重複配置となっているほか、庁内の会議開催時には、他の2つの庁舎から職員が移動しなければならないなど課題が生じています。

施設の管理運営は直営で行っていますが、保守点検業務など一部の業務について民間に委託して実施しています。しかし、施設ごとに委託契約を締結するなど工夫が求められています。なお、3つの庁舎の維持管理経費は、人件費を除いて約1億2千万円の費用がかかっています。

③ 施設の評価と対応方針

【施設評価の結果】

管理計画の今後の方向性に基づき、施設の安全性・必要性、有効性、効率性について次のように分析しました。

施設名	施設の安全性・必要性	施設の有効性	管理運営の効率性
麻生庁舎	・施設は、平成3年の建築で、耐震基準は満たしているものの、老朽化が進んでいる。身障者用のトイレなどは設置されているものの、エレベーターは未設置。	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎機能が分散していることから、市民が手続きなどで複数の庁舎にいかなければならないなど、利便性の面で支障をきたしている。 ・施策間、部署間の連携を図るうえでは機能の集約化が必要となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・分散庁舎のため、総合窓口を3か所に設置しているほか、庁舎管理のための費用が1億円を越えるなど効率性の面で課題が生じている。 ・庁内の会議開催時には職員が他の庁舎に移動しなければならないなど業務執行にも支障が生じている。
北浦庁舎	・施設は、昭和53年の建築で、耐震基準は満たしてなく、老朽化が進んでいる。身障者用のトイレなどは設置されているものの、エレベーターは未設置。		
玉造庁舎	・施設は、昭和55年の建築で、耐震基準は満たしてなく、老朽化が進んでいる。身障者用のトイレなどは設置されているものの、エレベーターは未設置。		

【市民からの提案】

今後の方向性に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・3庁舎を1つに統合し、新庁舎を建設すべき。 ・3庁舎を1つにしても出先窓口（出張所）の設置は必要。公民館や地区館などを利用し、諸証明の発行や相談など、手続きが簡単で頻度が高いもの（総合窓口機能）については、出張所で手続きできるようにする。 ・新庁舎の検討にあたっては、費用対効果や社会環境の変化を見据えて、多くの市民参画のもと様々な見地から議論し、方針を決定すべき。 ・建設を行う場合でも、昔のような立派な建物は不要であり、身の丈に合った効率的な建物とすべき。 ・庁舎の機能について、市民と十分な意見交換のうえ決定すべき。 ・立地条件として、防災拠点となりうる強固な地盤と浸水や崖崩れなどの恐れのない地域とし、将来的な人口推計や今後のまちづくりの方向性にあわせて選定すべき。 ・同じような事業を、いくつかの課にて個別に実施している状況が見受けられるため、庁舎を統合した際には事業についても集約化を進めるべき。 ・建設を行う場合は、庁舎完成までのスケジュールを明確化する。 ・建築年が新しい庁舎は、今後の使い道について検討し、有効活用を図る。 ・現在の庁舎跡地についての対応についても、併せて検討を行う。
--------------	---

これを踏まえて、当該施設については、以下のように評価しています。

施設名	方向性		説明
	機能	施設	
麻生庁舎	集約化	転用	<ul style="list-style-type: none"> ・分庁舎方式により、機能が分散し、市民の利便性に支障をきたしているほか、施策間・部署間の連携、窓口機能の重複配置、職員の移動によるロス、1億を超える庁舎管理経費の支出など様々な課題に対応するには、庁舎機能の集約化が必要。 ・北浦庁舎、玉造庁舎については、耐震基準を満たしていないことから、継続使用するための費用対効果の観点から廃止する。 ・麻生庁舎については、耐震基準を満たしていることから、予防保全を含めて必要な改修を行い長寿命化を図るとともに、今後の有効活用の検討が必要。 ・庁舎機能集約化後の地域住民の利便性を確保するため、出先機関の設置、交通網の確保などの検討が必要。
北浦庁舎	集約化	廃止	
玉造庁舎	集約化	廃止	

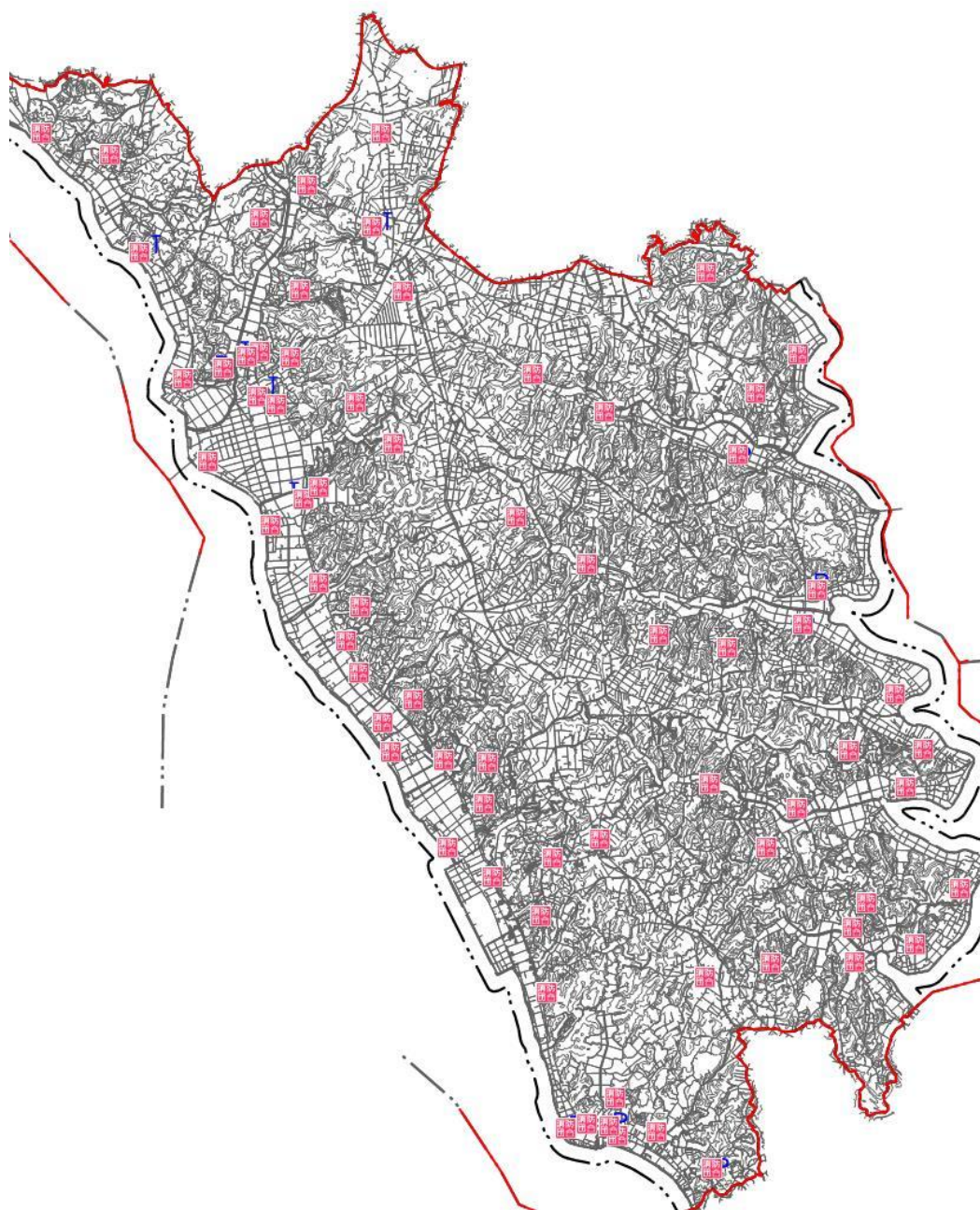
【対応方針】

- 分庁舎方式による行政サービスの執行については、市民の利便性、事務の効率性、管理経費の効率化などの課題があることから、機能の集約化を図ることとし、新たな庁舎に備える機能のあり方をはじめ、庁舎の規模、管理運営のあり方、設置場所などについて検討を進め、新庁舎建設基本構想の策定に取り組みます。
併せて、新しい庁舎周辺のまちづくりの方向性、備えるべき機能のあり方、交通手段の確保対策などについて検討します。
- 移転後の現庁舎について、麻生庁舎は、耐震基準を満たしていることから、予防保全を含めて必要な改修を行い、長寿命化を図り、他の用途に転用して有効活用していきます。
北浦庁舎及び玉造庁舎は、老朽化が進み、耐震基準を満たしていないことから廃止します。
- 庁舎移転後の現在の庁舎周辺のまちづくりについては、地域の住民サービス窓口のあり方や地域振興策について検討します。

④ 展開スケジュール

課題事項	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度以降 (平成33年度)
新庁舎のあり方検討	→		基本構想、基本計画の策定に向けた取り組み	→	
検討事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新庁舎に備える機能のあり方 ・窓口サービスなど事務事業のあり方、庁内組織のあり方、組織配置の検討 ・新庁舎の面積、敷地の規模、整備手法、管理運営方法 ・建設スケジュール、財源確保 ・検討組織づくり（議会の検討組織、市民参加組織） ・上記の内容を網羅した基本構想案検討 ・庁内組織の検討 <p style="text-align: right;">など</p>				
現庁舎周辺のまちづくり			→		
検討事項	<ul style="list-style-type: none"> ・証明発行等、地域の窓口で行う事務の整理と事務所の検討 ・地域活性化に向けた施策や機能のあり方検討 				
現庁舎の有効活用	→			-----→	
	劣化診断、保全計画の検討・策定			計画に基づく対応	
	有効活用の検討				→

(2) 消防防災施設
【施設の配置図】



① 概要

災害が発生した時に、地域に密着し、中核的な役割を果たすため、また、近年の防災活動の多様化により平常時・非常時を問わず住民の安心と安全を守るため、本市には、麻生地区に 30 部、北浦地区に 13 部、玉造地区に 28 部、合計 71 部の消防団を編成し、その活動の拠点として、各地区に消防団機庫・詰所を設置しています。

施設種別	対象施設
消防防災施設	麻生地域 30 施設
	北浦地域 13 施設
	玉造地域 28 施設

② 現状と課題

施設名	地域	建築年	経過年数(年)	耐用年数(年)	延床面積(m ²)	運営	職員数(人)	支出(千円)	収入(千円)	収支(千円)	利用者数(人)	その他の指標	㎡当単価(千円/㎡)	利用者当単価(千円/人)	その他単価当単価
1 天王崎消防団機庫詰所	麻生地域	H23	5	24	82.80	直営		21,266	0	△21,266		点検及び出動回数平均3日	0.0		
2 宿消防団機庫詰所		H10	18	24	66.00	直営									
3 町町消防団機庫詰所		H7	21	24	64.41	直営									
4 下瀬消防団機庫詰所		S53	37	22	47.52	直営									
5 新原消防団機庫		S52	39	24	21.09	直営									
6 蒲縄消防団機庫詰所		H19	9	24	72.54	直営									
7 玄通・粗毛消防団機庫詰所		S57	34	24	60.45	直営									
8 富田消防団機庫詰所		H11	16	24	66.00	直営									
9 矢幡消防団機庫詰所		H1	26	24	68.23	直営									
10 石神消防団機庫詰所		S56	34	24	48.00	直営									
11 根小屋消防団機庫詰所		S58	32	24	45.00	直営									
12 白浜消防団機庫詰所		H28	0	24	57.96	直営									
13 宇崎消防団機庫詰所		S58	32	24	39.17	直営									
14 岡消防団機庫詰所		H15	12	24	49.63	直営									
15 天巻消防団機庫詰所		S58	33	24	53.58	直営									
16 新宮消防団機庫詰所		S55	36	24	25.30	直営									
17 大和消防団機庫詰所		H10	17	24	57.00	直営									
18 四座消防団機庫詰所		H21	7	24	59.62	直営									
19 青沼消防団機庫		S58	33	22	25.08	直営									
20 籠田消防団機庫詰所		S59	32	24	36.30	直営									
21 於下消防団機庫		S57	33	24	24.70	直営									
22 今宿消防団機庫詰所		S42	48	24	61.10	直営									
23 行方消防団機庫詰所		S59	32	24	61.10	直営									
24 船藤消防団機庫詰所		H25	3	24	57.96	直営									
25 五町田消防団機庫詰所		S57	33	24	51.70	直営									
26 小高消防団機庫詰所		H16	11	24	61.10	直営									
27 橋門消防団機庫詰所		H20	8	24	57.96	直営									
28 南消防団機庫		S51	39	22	22.04	直営									
29 島並消防団機庫詰所		H14	26	24	46.40	直営									
30 小高東消防団機庫詰所		H22	6	24	79.49	直営									
1 山田消防団機庫詰所	北浦地域	H6	21	30	63.18	直営									
2 吉川消防団機庫詰所		H11	17	30	48.00	直営									
3 中根消防団機庫詰所		H13	15	30	48.00	直営									
4 繁昌消防団機庫詰所		H8	20	30	63.18	直営									
5 戸戸消防団機庫詰所		H11	17	30	48.00	直営									
6 小幡消防団機庫詰所		H3	25	30	63.18	直営									
7 高岡消防団機庫詰所		H6	22	30	48.00	直営									
8 小貫消防団機庫詰所		H15	13	30	53.94	直営									
9 次木消防団機庫詰所		H5	23	30	48.00	直営									
10 両宿・内宿消防団機庫詰所		H17	11	30	63.24	直営									
11 三和消防団機庫詰所		H10	18	30	48.00	直営									
12 成田消防団機庫詰所		H13	15	30	48.00	直営									
13 長野江消防団機庫詰所		H9	19	30	70.82	直営									
1 荒宿消防団機庫詰所	玉造地域	S63	28	30	45.60	直営									
2 根古屋消防団機庫詰所		H8	20	30	72.00	直営									
3 西谷消防団機庫詰所		S61	29	30	45.60	直営									
4 西蓮寺消防団機庫詰所		S61	29	30	45.60	直営									
5 藤井消防団機庫詰所		S63	28	30	45.60	直営									
6 新田・竹の塚消防団機庫詰所		S63	27	30	45.60	直営									
7 舟津消防団機庫詰所		S63	27	30	45.60	直営									
8 宿消防団機庫詰所		H2	25	30	72.00	直営									
9 新宿・横須賀消防団機庫詰所		S61	29	30	45.60	直営									
10 小座山消防団機庫詰所		S63	28	30	45.60	直営									
11 里・内宿消防団機庫詰所		S63	28	30	45.60	直営									
12 加茂・横町消防団機庫詰所		S63	27	30	45.60	直営									
13 上宿・川向消防団機庫詰所		H21	7	30	72.00	直営									
14 下宿消防団機庫詰所		S56	34	30	45.72	直営									
15 高須消防団機庫詰所		H9	19	30	56.00	直営									
16 膳井・柄貝消防団機庫詰所		S63	28	30	45.60	直営									
17 泉消防団機庫詰所		H18	10	30	45.60	直営									
18 緑ヶ丘消防団機庫詰所		S63	27	30	45.60	直営									
19 猿木消防団機庫詰所		S61	29	30	50.78	直営									
20 芹沢消防団機庫詰所		S63	27	30	45.60	直営									
21 玉4-3上山消防団機庫詰所		S61	29	30	45.60	直営									
22 中山消防団機庫詰所		H6	21	30	72.00	直営									
23 玉4-5若海消防団機庫詰所		S63	27	30	45.60	直営									
24 谷島消防団機庫詰所		S63	28	30	45.60	直営									
25 沖洲消防団機庫詰所		S57	34	30	42.18	直営									
26 羽生消防団機庫詰所		H17	11	30	45.60	直営									
27 八木蔭消防団機庫詰所		H3	24	30	72.00	直営									
28 浜消防団機庫詰所		H23	5	30	59.32	直営									

各地区に配置されている消防団機庫・詰所の配置については、合併前の旧自治体ごとの取り組みが継続され、基本的に行政区ごとに設置されています。

麻生地区は38区・30部で、昭和50年代の施設も複数あり、しかも専用詰所を持たない部が4部、機庫と詰所が別棟の部も7部存在しています。北浦地区は20区・13部の編成で、これまでの消防団の再編統合に合わせ平成3年以降、消防機庫の建て替えを順次行ってきています。玉造地区は34区・28部で、施設的には昭和60年代以降の施設となっています。

消防団員の配置状況は、地域ごとに特色があり、麻生地区では最大24人・最小10人、北浦地域では最大47人・最小12人、玉造地区では最大22人、最小13人となっていますが、消防団員のサラリーマン化が進み、また、高齢化も進展しているなかで、人材の確保も難しい状況になっています。

消防自動車の機能の高度化が進み、地域防災組織の強化も図られつつある中で、1部あたりの消防団員の確保の観点も含め、消防団の配置のあり方、詰所の機能、配置のあり方などについて検討が必要となっています。

③ 施設の評価と対応方針

【施設評価の結果】

管理計画の今後の方向性に基づき、施設の安全性・必要性、有効性、効率性について以下のように分析しました。

施設名	施設の安全性・必要性	施設の有効性	管理運営の効率性
麻生地域 消防機庫・詰所	・老朽化が進み、耐震基準を満たしていない施設が多い。 ・機庫は地域からの寄付による施設が多く、詰所機能がない施設もある。	・地域防災の要として機能している。	・施設の管理運営は直営で行い、雨漏り、腐食などの構造的な部分の改修は市が実施しているが、軽微な修繕は、団員が自ら行っている。
北浦地域 消防機庫・詰所	・市が、平成になってから整備した施設であり、一定の規模を有しているが、これまでの再編の経緯から、消防団員の規模に差が生じている。		
玉造地域 消防機庫・詰所	・市が整備した施設であり、一定の規模を有しているが、老朽化が進んでいる。		

これを踏まえて、当該施設については、以下のように評価しています。

施設名	方向性		説明
	機能	施設	
消防機庫・詰所	継続	継続	・地域防災の拠点施設であり、機能・施設とも継続する。 ・消防団員の規模のあり方、詰所の配置のあり方を検討し、その結果を踏まえて、施設の再編及び建替え、予防保全を含む必要な改修を行っていく。

【対応方針】

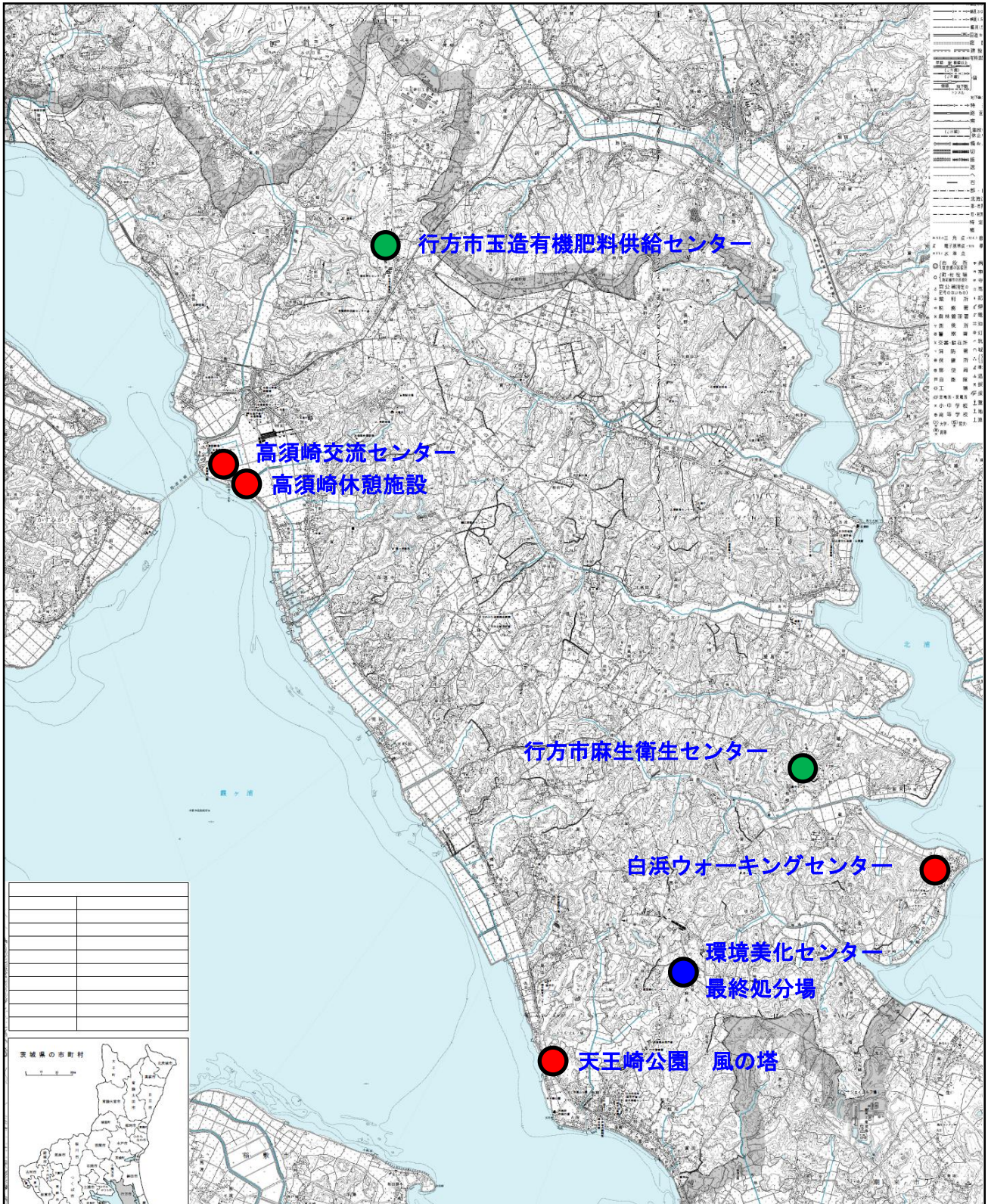
- 地域防災の拠点となる施設でもあることから、消防機庫・詰所の機能及び施設について、継続使用していきます。
- ただし、消防力の整備指針に照し合せ、関係者の意見を聞きながら適正配置(人員・規模・場所含む)を検討し、その結果に基づき、消防機庫・詰所の配置のあり方、機能のあり方、老朽化した施設の長寿命化対策などを行っていきます。

④ 展開スケジュール

課題事項	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度以降 (平成33年度)
消防団機庫・詰所のあり方の検討	→			-----→	
検討事項	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団の団員数のあり方、消防団の配置のあり方 ・消防団機庫・詰所の規模、機能、配置のあり方 ・施設の再配置に伴う施設計画の検討 など 				

9. 公園・環境衛生施設

【施設の配置図】



(1) 公園施設

① 概要

市民の憩いの空間や安心して遊べる場所、災害時の一時避難場所として、都市公園 1 か所、児童公園 9 か所、農村公園 6 か所、その他公園 5 か所を設置しています。

公園については、良好な環境を維持するための都市空間として、今後とも必要な整備を行ってまいります。児童公園や農村公園については、こどもの成長など環境の変化によって本来の機能が生かされていない公園がある一方、地域の集会施設に隣接して広場が設けられているなど、機能面での調整も必要であるため、公園の利用実態を精査して、国における公園のあり方についての検討結果を踏まえ、他の公園との統合について検討してまいります。

その他公園のうち、以下の 4 施設について点検し、以下のように対応します。

施設種別	対象施設
公園施設のうち	天王崎公園 風の塔
その他公園	白浜ウォーキングセンター 高須崎交流センター 高須崎休憩施設

② 現状と課題

施設名	地域	建築年	経過年数(年)	耐用年数(年)	延床面積(m ²)	運営形態	職員数(人)	支出額(千円)	収入額(千円)	差引収支(千円)	利用者数(人)	m ² あたり単価(千円)	利用者あたり単価(千円)
天王崎公園 風の塔	麻生地域	H3	25	50	69	委託	0	630	0	△630		9.1	
白浜ウォーキングセンター	麻生地域	H10	18	25	246	委託	0	2,346	72	△2,274	6,108	9.6	0.4
高須崎交流センター	玉造地域	H13	15	25	117	指定管理	0	4,500	5	474		—	—
高須崎休憩施設	玉造地域	H14	14	25	56	指定管理	0					—	—

ア. 天王崎公園 風の塔

風の塔は、鉄筋コンクリート造 1 階建て、延べ床面積、69 m²。平成 3 年の建築で、公衆トイレを併設しています。タワーは現在、近隣施設との兼ね合いから、一時閉鎖しています。

施設の管理については、清掃をシルバー人材センターに委託しています。

イ. 白浜ウォーキングセンター

施設は、木造 2 階建て、延べ床面積 246 m²。平成 10 年の建築で、展示機能を有する休憩施設とトイレで構成されています。

開館日・開館時間は、毎週水曜日から金曜日までの 13 時～16 時と、土日の 9 時～16 時で、年間の利用者は約 6,000 人、1 日あたりは 20 人程度となっています。

県道沿いのウォーキングコースにあることから利用実態はトイレの利用がほとんどで、展示施設としての機能はあまり活用されていません。

施設の管理についてはシルバー人材センターに委託しています。

ウ. 高須崎交流センター

施設は、木造、延べ床面積 117 m²。平成 13 年の建築で、和室や生活実習室などで構成されています。

開館日・開館時間は、毎日（休館日は特になし）9 時～22 時までで、地域住民の集会などでの利用が中心になっており、管理運営は開発公社を指定管理者に指定して、高須崎休憩施設を含め、指定管理料 4,500 千円で運営しています。

エ. 高須崎休憩施設

施設は、木造、延べ床面積 56 m²。平成 14 年の建築で、洋間、食品加工場、倉庫などで構成されています。

開館日・開館時間は特に定めておらず、事前の予約により開館しています。

都市住民が自然に親しみながら農業を通じ、地域住民との交流に資する目的で設置された施設ですが、利用実態は非常に少ない状況です。

管理運営は開発公社を指定管理者に指定して、高須崎交流センターを含め、指定管理料 4,500 千円で運営しています。

③ 施設の評価と対応方針

【施設評価の結果】

管理計画の今後の方向性にに基づき、施設の安全性・必要性、有効性、効率性について以下のように分析しました。

施設名	施設の安全性・必要性	施設の有効性	管理運営の効率性
天王崎公園 風の塔	<ul style="list-style-type: none"> 施設は平成3年の建築で、耐震基準は満たしています。 トイレは、周辺の環境確保の観点から必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 公園及びサイクリングロード利用者の利便性の確保の観点から有効な施設であるが、「白帆の湯」との兼ね合いから展望台を閉鎖している。 	<ul style="list-style-type: none"> 管理業務をシルバー人材センターに委託している。
白浜ウォーキングセンター	<ul style="list-style-type: none"> 施設は平成10年の建築で、耐震基準は満たしています。 白浜地域周辺を散策する人々の休憩施設として利用されているが、トイレの利用が中心で、展示機能が活かされていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 毎週水曜日から金曜日までの 13:00～16:00 と、土日の 9:00～16:00 に開館し、1日あたり 20人程度の利用があるが、トイレの利用がほとんど。 	<ul style="list-style-type: none"> 管理業務をシルバー人材センターに委託している。
高須崎交流センター	<ul style="list-style-type: none"> 施設は平成13年の建築で、耐震基準は満たしている。 集会施設として、地域住民の利用がほとんどとなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の集会などで使用されているが、利用頻度は低い。 	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理による管理運営を実施しているが、制度としてなじまない。
高須崎休憩施設	<ul style="list-style-type: none"> 施設は平成14年の建築で、耐震基準は満たしている。 都市住民が自然に親しみながら農業を通じ、地域住民との交流に資する目的で設置された施設であるが、目的に沿った使用はされていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の利用実態として、年間の利用件数は非常に少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理による管理運営を実施しているが、制度としてなじまない。

これを踏まえて、当該施設については、以下のように評価しています。

施設名	方向性		説明
	機能	施設	
天王崎公園 風の塔	一部継続	継続	・近隣施設との兼ね合いのため、トイレ機能は継続し、展望台は閉鎖する。
白浜ウォーキングセンター	継続	譲渡	・施設の機能は継続するものの、有効活用の観点から、民間に譲渡を検討する。
高須崎交流センター	継続	譲渡	・利用実態が地域住民に限られていることもあり、地域への譲渡について協議する。
高須崎休憩施設	継続	継続	・農業体験と食品加工場の機能を活かした施設の有効活用策について、民間活力の活用も含め、今後のあり方について検討する。

【対応方針】

- 児童公園・農村公園について、利用実態を精査し、配置のあり方について検討します。
- 天王崎公園風の塔については、トイレ部分について必要な改修を行いつつ維持し、展望台については近接するあそび温泉「白帆の湯」との兼ね合いから、廃止を含め今後の方向性について検討します。
- 白浜ウォーキングセンターは、白浜周辺でウォーキングする人々への休憩場所としての機能を提供しつつ、展示部分について有効活用されていないことから、民間への譲渡を含めて検討します。
- 高須崎交流センターについては、地域の集会施設として利用され、指定管理により管理運営を実施していますが、地域への譲渡について協議します。
- 高須崎休憩施設については、体験農場と共に食品加工場を併設する施設であり、当該機能を活かした活用方法の検討が必要であることから、施設の有効活用策について、民間活力の活用も含め、今後のあり方について検討します。

④ 展開スケジュール

課題事項	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度以降 (平成33年度)
児童公園・農村公園のあり方検討	利用実態の調査、あり方検討		検討結果に基づく対応	-----▶	
天王崎公園風の塔	一部閉鎖の検討		検討結果に基づく対応	-----▶	
白浜ウォーキングセンター	民間への譲渡について協議		協議結果に基づく対応	-----▶	
高須崎交流センター	地域への移譲について協議		協議結果に基づく対応	-----▶	
高須崎休憩施設	民間活力の活用を含むあり方の検討		協議結果に基づく対応	-----▶	

(2) ごみ処理施設

① 概要

市民や事業所から排出される一般廃棄物を適正に処理するため、行方市環境美化センターを設置しています。また、焼却残さ（焼却灰）及び不燃残さを適正に処理するため、最終処分場を設置しています。

施設種別	対象施設
ごみ処理施設	行方市環境美化センター 最終処分場

② 現状と課題

施設名	地域	建築年	経過年数(年)	耐用年数(年)	延床面積(m ²)	運営形態	職員数(人)	支出額(千円)	収入額(千円)	差引収支(千円)	ごみ処理量(t)	m ² あたり単価(千円)	tあたり処理単価(千円)
環境美化センター	麻生地域	H12	16	15	7,183	直営	正13	371,275	63,928	△307,347	10,353	51.7	34.8
最終処分場	麻生地域	H10			9,300								

※m²あたり単価の金額は、環境美化センターの床面積で計算しています。

ア. 環境美化センター

施設は、鉄骨鉄筋コンクリート造4階建て、延べ床面積7,183.33m²。平成12年の建築で、耐震基準は満たしているものの、焼却設備の老朽化が進んでいます。

施設は、焼却棟、リサイクルスペース、展示スペース、事務・管理棟などで構成され、平日は8時30分～11時30分、13時～16時30分（土曜日は8時30分～11時30分）まで稼働しています。ごみ焼却施設の処理能力は40t/日で、リサイクル施設の処理能力は19t/5hを有し、28年度のごみ発生量は、生活系ごみが8,108t、事業系ごみが2,245tの総量10,353tとなっています。

また、施設内では、持ち込まれた再生可能な粗大ごみを再利用できるように加工する業務をシルバー人材センターに委託し、再生された家具などについては展示して、年に1回無償で提供しています。

管理運営は直営で、焼却炉の運転管理を含め正規職員13人を配置し、施設の運転管理費は人件費を含め371,275千円となっています。

イ. 最終処分場

平成10年に建設したもので、面積約9,300m²、ごみの埋め立て容量は54,700m³です。建設当初は平成25年に満杯になる計画でしたが、ごみのリサイクル・減量化の取組により、平成28年5月時点での埋め立て量は29,418m³と全容量の54%程度となっています。

最終処分場は、環境美化センターの附属施設として一体的に管理運営を行っています。

環境美化センターは、平成12年度の建設で、耐用年数といわれる15年を経過しており、今後、各所の改修が必要となり管理運営コストの増加を余儀なくされ、費用対効果を勘案すると、早急に建替えについて検討を要しています。

最終処分場については、埋め立て量は全容量の半分程度ですが、次の移転候補地について、今の時点から検討を行っていくことが必要です。

③ 施設の評価と対応方針

【施設評価の結果】

管理計画の今後の方向性に基づき、施設の安全性・必要性、有効性、効率性について以下のように分析しました。

施設名	施設の安全性・必要性	施設の有効性	管理運営の効率性
環境美化センター ・ 最終処分場	<ul style="list-style-type: none"> 施設は平成12年の建築で、耐震基準は満たしているが、焼却設備の老朽化が進んでいる。 最終処分場を含め、ごみ処理施設は、市民生活、事業所の活動にとって必要不可欠となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ごみの焼却施設はほぼ毎日運転しており、効率的かつ効果的な運転と、環境負荷の観点から高度な処理施設が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> 業務の一部を民間委託しているが、運転管理業務の委託化が進んでいるなかで検討が必要。

これを踏まえて、当該施設については、以下のように評価しています。

施設名	方向性		説明
	機能	施設	
環境美化センター 最終処分場	継続	継続	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物の処理施設の設置は自治体の責務であり、機能・施設とも継続する。 焼却施設は既に耐用年数を超過していることから、早急に建替えなどの検討が必要。検討にあたっては、効率的かつ効果的な運転管理や環境負荷の低減の観点から広域化が望ましい。 最終処分場の埋立率は半分程度であるが、移転候補地の選定には時間を要することから次期移転候補地の選定を始める必要がある。

【対応方針】

- 焼却施設は、大規模な焼却炉ほど処理能力が向上し、コストの低減が可能との実績が示されています。また、環境負荷の低減には高度な処理施設も必要とされています。
 焼却炉の建設には、建設計画から完成までには環境アセスメントとの関係から8年～10年必要とされています。
 焼却炉の建設期間を考慮すると環境美化センターの焼却炉の建て替えは急務となる中で、現在、行方市・潮来市・鉾田市の3市での広域化について協議しており、この協議結果に基づき対応を図っていきます。
- 焼却炉の規模の検討にあたっては、ごみの搬入量が大きく影響します。現在、市民などの協力で減量化が進んでいますが、さらに処理量の圧縮を図るには、ごみ処理の有料化は避けてとれない課題となっています。
 ごみの減量化とリサイクルを推進するための新たな仕組みについて、ごみ処理の有料化を含めて検討していきます。
- ごみ焼却施設の広域化と施設の整備が完了するまでには多くの時間を要します。この間、現在のごみ焼却施設を安定稼働させるため、施設・設備について、修繕計画を策定し、必要な改修を行い、延命化を図っていきます。
- 持ち込まれた再生可能な粗大ごみを再利用できるように加工する業務をシルバー人材センターに委託し、再生された家具などについては展示して、年1回無償提供していますが、多くの自治体では、再生品を有料かつ廉価で販売していることから、他自治体の事例を参考に、有料販売について検討します。
- 最終処分場についても、広域化の中で、次期候補地について検討します。

④ 展開スケジュール

課題事項	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度以降 (平成33年度)
ごみ焼却施設・最終処分場の広域化の検討	 行方市、潮来市、鉾田市の協議				
現在のごみ焼却施設の延命化	 年次計画による改修工事		 計画の改定		 計画に基づく対応
ごみの有料化の検討					
再生品の有料化	 有料化についての検討		 検討結果に基づく対応		

(3) 公衆トイレ

① 概要

公園を利用する市民や来街者に快適な環境と利便性を確保するため、10 か所に公衆トイレを設置しています。

公園に併設している公衆トイレの維持管理については、地元行政区やボランティア団体が管理し、その他の公衆トイレはシルバー人材センターに業務委託しています。

施設種別	対象施設	
公衆トイレ	羽黒山公園等設置	3 か所
	児童公園設置	2 か所
	農村公園設置	3 か所
	その他	2 か所

② 今後の対応方針

- 公園に設置されている公衆トイレについては、公園のあり方の検討結果に基づき対応します。
- その他の公衆トイレについては、来街者の利用に際して不快感が生じないように、地域やボランティアの協力を得て、適切に管理していきます。

(4) し尿処理施設

① 概要

生活環境の保全と公衆衛生の保持を図ることを目的に、家庭などのし尿を処理する、麻生衛生センターと玉造有機肥料供給センターを設置しています。

施設種別	対象施設
し尿処理施設	麻生衛生センター
	玉造有機肥料供給センター

② 現状と課題

施設名	地域	建築年	経過年数(年)	耐用年数(年)	延べ床面積(m ²)	運営形態	職員数(人)	支出額(千円)	収入額(千円)	差引収支(千円)	し尿処理量(KL)	m ² あたり単価(千円)	KLあたり処理単価(千円)
麻生衛生センター	麻生地域	H7	22	50	1,820	委託	0	86,736	3,279	△86,457	7,559	47.7	11.5
玉造有機肥料供給センター	玉造地域	H12	17	25	522	委託	0	31,551	3,024	△28,527	6,169	63.0	5.1

ア. 麻生衛生センター

施設は、鉄筋コンクリート造2階建て、延べ床面積1,820 m²。平成7年の建築で、耐震基準は満たしていますが、施設・機器などの老朽化が進み、経年劣化による修繕などの増大が見込まれるため、平成26年3月に策定した修繕計画により、計画的に施設の延命化に取り組んでいます。

計画処理量は24kl/日ですが、平成22年の旧北浦衛生センターの廃止に伴いその搬入分も受け入れ、平常時では19kl/日の稼働、平成28年度のし尿処理量は約7,600klとなっています。

イ. 玉造有機肥料供給センター

施設は、鉄筋コンクリート造平屋建て、延べ床面積522 m²。平成12年の建築で、耐震基準は満たしていますが、施設・機器などの老朽化が進み、経年劣化による修繕などの増大が見込まれるため、平成25年3月に策定した修繕計画により、計画的に施設の延命化に取り組んでいます。

計画処理量28kl/日のし尿と家畜ふん尿を原料とする有機肥料供給施設で、平時での処理量は25kl/日の稼働、平成28年度のし尿処理量は約6,200klとなっています。

③ 施設の評価と対応方針

【施設評価の結果】

管理計画の今後の方向性に基づき、施設の安全性・必要性、有効性、効率性について以下のように分析しました。

施設名	施設の安全性・必要性	施設の有効性	管理運営の効率性
麻生衛生センター	<ul style="list-style-type: none"> 施設は平成7年の建築で、耐震基準は満たしているが、施設・機器などの老朽化が進んでいる。 公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水事業が導入されているものの、その普及は遅れていることから当分の間は、維持していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設への搬入状況は、近年、し尿に比べ浄化槽汚泥の割合が増え、施設の稼働率は94%と高くなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 搬入量が増加し、特に、12月の搬入が他の月の2倍に達することから、管理運営の効率化のため、一時的に予備の貯留槽をストックし、焼却処理の平準化を図っている。
玉造有機肥料供給センター	<ul style="list-style-type: none"> 施設は平成12年の建築で、耐震基準は満たしているが、施設・機器などの老朽化が進んでいる。 玉造地区のし尿、家畜ふん尿を処理施設として、当面は維持していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の計画処理能力7,300tに対して、27年度は6,200t、86%の稼働率となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 玉造地域の畜産農家のみ搬入でき、麻生・北浦地域の畜産農家は個人で処理していることから、見直しが必要。

これを踏まえて、当該施設については、以下のように評価しています。

施設名	方向性		説明
	機能	施設	
麻生衛生センター	継続	継続	下水道の普及状況に照らし、当面は維持することとし、施設の延命化を図り、安定稼働できるように適切に管理する。ただし、今後の人口の減少、下水道の普及率の拡大を踏まえ、今後のあり方について検討が必要。
玉造有機肥料供給センター	継続	継続	当面、施設の延命化を図り、安定稼働できるように適切に管理する。ただし、麻生・北浦地域の畜産農家の家畜糞尿の処理は個人が行っていることから、事業のあり方について検討する。

【対応方針】







- 人口の減少や下水道の普及などにより、し尿など収集量の減少や浄化槽汚泥の混入率の増加による処理効率の低下、処理設備の老朽化とそれに伴う処理機器の機能低下、適正な整備運営に対するし尿処理財源の減少など、様々な問題を抱えています。
- 麻生衛生センターの今後のあり方について、広域化・処理場への放流方法を含めて検討します。

○ 玉造有機肥料供給センターは、し尿と家畜ふん尿を原料に有機肥料を製造していますが、プラントの部品調達が困難な状況や、この施設は玉造地区の畜産農家のみが搬入でき、麻生・北浦地区の畜産農家は個人での処理を余儀なくされていることなどから、新たな手法の導入について検討していきます。

また、堆肥の販売額について検討します。

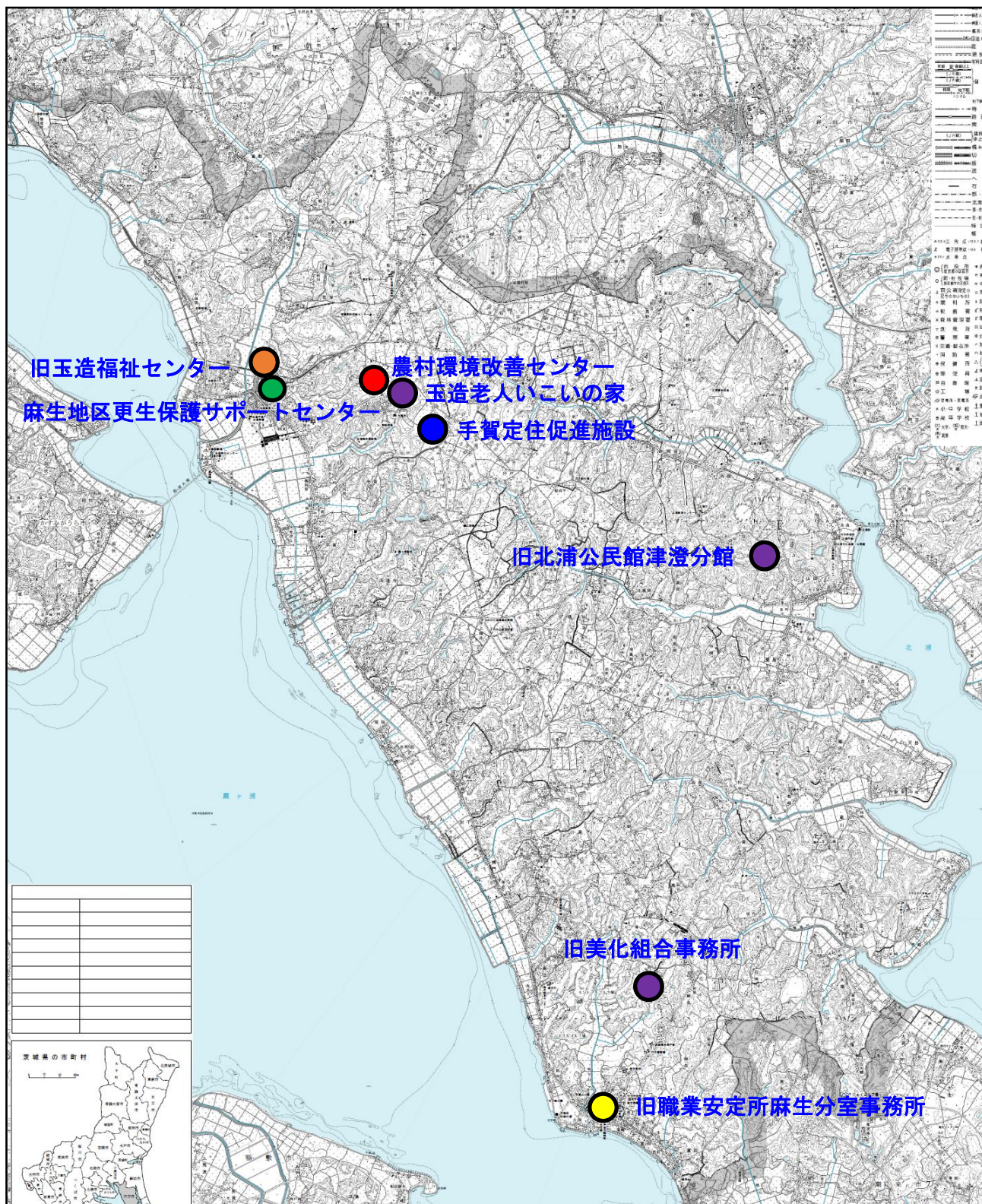
○ 両施設とも、当面の運転管理については、施設の延命化に取り組み、安定稼働を行っていきます。

④ 展開スケジュール

課題事項	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度以降 (平成33年度)
麻生衛生センターの今後のあり方検討			検討結果に基づく対応 		
検討課題	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の広域化 ・下水処理場への放流手法の検討 ・し尿処理手数料の見直し など 				
麻生衛生センターの施設の延命化	 年次計画による改修工事				
玉造有機肥料供給センターの今後のあり方			検討結果に基づく対応 		
検討事項	<ul style="list-style-type: none"> ・部品調達が困難な状況を踏まえ、施設の必要性を含む検討 ・堆肥販売額の見直し など 				
玉造有機肥料供給センターの施設の延命化	 年次計画による改修工事				

10. その他

【施設の配置図】



(1) 農村環境改善センター

① 概要

農業経営及び生活改善の合理化・農村居住者の健康増進・地域連帯感の醸成など、環境整備を組織的に推進するため、農村環境改善センターを設置しています。

施設種別	対象施設
その他	農村環境改善センター（行政財産）

② 現状・課題

施設名	地域	建築年	経過年数(年)	耐用年数(年)	延床面積(m ²)	運営形態	職員数(人)	支出額(千円)	収入額(千円)	差引収支(千円)	利用者数(人)	その他の指標	m ² あたり単価(千円)	利用者あたり単価(千円)	その他の単価
農村環境改善センター	玉造地域	S59	31	50	700	直営	正 0.5人	2,636	27	△2,609	20,426		3.7	0.1	

職員数の「正」は正規職員、「再」は再任用職員、「嘱」は嘱託職員を示します。

施設は、鉄筋コンクリート造平屋建て、延べ床面積約 700 m²。昭和 59 年建築で、耐震基準は満たしています。

部屋の構成は、大会議室、保健管理室、和室、調理室などとなっていますが、現況は、平日の昼間と土曜日の日中は放課後児童クラブとしての使用が中心で、平日の夜間に市民団体が会議などで使用しています。

施設の管理運営は、隣接する玉造体育館の職員が一括で行なっています（業務量換算で 0.5 人分）が、日々の利用に際しては、学童保育所の職員が配置されています。施設の管理運営費は、人件費を除き約 2,600 千円です。

③ 施設評価と対応方針

【施設評価の結果】

管理計画の今後の方向性に基づき、施設の安全性・必要性、有効性、効率性について以下のように分析しました。

施設名	施設の安全性・必要性	施設の有効性	管理運営の効率性
農村環境改善センター	<ul style="list-style-type: none"> 施設は昭和 59 年建築で、耐震基準は満たされているが、老朽化が進んでいる。 平日や土曜日の日中は放課後児童クラブでの使用が中心となっている。 	<p>平日の放課後や土曜日の日中は放課後指導クラブで使用し、平日の夜間には市民団体が会議などで諸室を使用しているが、利用頻度は少ない。</p>	<p>施設の管理運営は隣接する玉造運動場の職員が行なっているものの、平日や土曜日の日中は放課後児童クラブで使用し、指導員が配置されていることから、管理運営のあり方について検討が必要。</p>

これを踏まえて、当該施設については、以下のように評価しています。

施設名	方向性		説明
	機能	施設	
農村環境改善センター	検討	継続	<ul style="list-style-type: none"> 施設は老朽化しているものの、耐震基準を満たしていることから、予防保全を含め必要な改修を行なって長寿命化を図る。 機能面は、当面、放課後児童クラブを中心に使用するものの、隣接する玉造小学校内への移転を進め、農村環境改善センターの今後のあり方について検討する。

【対応方針】

- 施設は、老朽化が進むものの、耐震基準を満たしていることから、予防保全を含め、必要な改修を行なって、長寿命化を図ります。
- 施設の機能については、当面、放課後児童クラブを中心に使用し、放課後児童クラブの玉造小学校への移転を想定し、移転後のセンターの有効活用（各種団体の会議や研修場所など）や管理運営のあり方について検討します。
- なお、放課後児童クラブとしての利用時間帯以外は、各種団体が会議などで使用できるように貸出規定を整備するとともに、今後策定する「使用料・手数料の設定に関する指針」に基づき、受益者負担の適正化を図ります。

④ 展開スケジュール

課題事項	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度以降 (平成33年度)	
農村環境改善センターのあり方検討	→		検討結果に基づく対応	-----→		
検討事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当面の間の管理運営体制 ・ 放課後児童クラブとして使用していない時間帯の有効活用及び有効活用する際の規定の整備と受益者負担の適正化 ・ 放課後児童クラブ移転後の施設の機能、管理運営方法の検討 <p style="text-align: right;">など</p>					
施設の改修	→			劣化診断、保全計画の検討・策定	-----→	計画に基づく対応

(2) 手賀定住促進施設

① 概要

交流人口の増加に向けた定住促進事業を展開する拠点施設として、昭和 63 年に建築された一般住宅（空き家）を改修して設置しています。

施設種別	対象施設
その他	手賀定住促進施設（行政財産）

② 現状と課題

施設名	地域	建築年	経過年数 (年)	耐用年数 (年)	延床面積 (㎡)	運営形態	職員数 (人)	支出額 (千円)	収入額 (千円)	差引 収支 (千円)	利用者 数 (人)	その他の 指標	㎡あたり 単価 (千円)	利用者あ たり単価 (千円)	その 他の 単価
手賀定住 促進施設	玉造地域	S63	29	50	150	直営		8,290		△8,290	454		55.6	18.3	

職員数の「正」は正規職員、「再」は再任用職員、「嘱」は嘱託職員を示します。

施設は、木造平屋建て、延べ床面積約 150 ㎡。昭和 63 年建築で、28 年度まで改修工事を実施しています。

施設の構成は、洋室、和室(3室)、ホール、LDK、ユニットバス、トイレなどで、平成 29 年度からは「定住・移住促進計画」にある利活用に重点をおき、交流事業のほか、「お試し!居住体験施設」や庁内事業などに有効利用を図っていきます。

管理運営は直営ですが、職員は常駐しておらず、事業のある際など定期的に管理を実施していますが、庁舎から離れた場所にあることから、隣接する農地を含めた管理運営手法のあり方が課題となっています。人件費を除いた年間の維持管理経費は約 400 千円。なお、これまでの修繕費用の総額は、約 8,300 千円となっています。

③ 施設評価と対応方針

【施設評価の結果】

管理計画の今後の方向性に基づき、施設の安全性・必要性、有効性、効率性について以下のように分析しました。

施設名	施設の安全性・必要性	施設の有効性	管理運営の効率性
手賀定住促進施設	<ul style="list-style-type: none"> 施設は昭和 63 年建築で、耐震基準は満たしています。また、必要な改修も行っています。 移住、定住促進事業を進める上で、「お試し居住体験」は必要な事業であり、その拠点施設として必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年度から庁内関連事業を実施し、使用を開始。29 年度からは「お試し居住体験施設」としても使用。 	<ul style="list-style-type: none"> 直営で運営しているものの職員は常駐せず、必要に応じて詰めている状況から管理運営費は少額になっている。しかし、庁舎からは離れており、農地を含めた管理運営体制の検討が必要。





これを踏まえて、当該施設については、以下のように評価しています。

施設名	方向性		説明
	機能	施設	
手賀定住促進施設	継続	継続	<ul style="list-style-type: none"> 交流人口の拡大、定住促進の推進の拠点施設として機能、施設とも継続する。 ただし、施設の管理運営手法について、指定管理者制度を含めて検討が必要。

【対応方針】

- 施設は、昭和 63 年の建築で耐震基準を満たしており、必要な改修を行なっていることから、現状を維持していきます。
- 交流人口の拡大、定住促進事業は、行方市の今後の将来に向けて重要な施策であり、定住イベント、庁内各種事業に加え、お試し居住体験施設として活用していきます。
- 施設の管理運営については、隣接する圃場などでの事業展開を含め、民間活力の活用を図る手法について検討します。

④ 展開スケジュール

課題事項	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度以降 (平成33年度)
利用拡大の検討		検討結果に基づく対応 			
検討事項	<ul style="list-style-type: none"> 庁内事業での利活用 お試し居住体験施設の活用 広報等、周知活動の拡充 				など
管理運営手法の検討	 民間活力の活用	検討結果に基づく対応 			

(3) 旧職業安定所麻生分室事務所

① 概要

施設は、平成 14 年に国から有償で購入したもので、行方市商工会に事務所として有償で貸し付けています。

施設種別	対象施設
その他	旧職業安定所麻生分室事務所（行政財産）

② 現状・課題

施設名	地域	建築年	経過年数(年)	耐用年数(年)	延床面積(m ²)	運営形態	職員数(人)	支出額(千円)	収入額(千円)	差引収支(千円)	利用者数(人)	その他の指標	㎡あたり単価(千円)	利用者あたり単価(千円)	その他の単価
旧職業安定所麻生分室事務所	麻生地域	S53	38	50	406	貸与		0	169	169	—		—	—	

施設は、鉄筋コンクリート造 2 階建て、延べ床面積は約 406 m²。昭和 53 年の建築で、老朽化が進み、耐震基準は満たされていません。

現在、商工会の事務所として使用されています（有償で貸与）。

③ 施設の評価と対応方針

【施設評価の結果】

管理計画の今後の方向性に基づき、施設の安全性・必要性、有効性、効率性について以下のよう分析しました。

施設名	施設の安全性・必要性	施設の有効性	管理運営の効率性
旧職業安定所麻生分室事務所	<ul style="list-style-type: none"> 施設は昭和 53 年建築で、老朽化が進み、耐震基準は満たしていない。 行政財産であるものの、行政目的がなく、商工会に貸与している。 	<ul style="list-style-type: none"> 行方市商工会が事務所として使用している。 	<ul style="list-style-type: none"> 行方市商工会が費用負担を含め管理運営を行なっている。

これを踏まえて、当該施設については、以下のように評価しています。

施設名	方向性		説明
	機能	施設	
旧職業安定所麻生分室事務所	廃止	廃止	<ul style="list-style-type: none"> 公共目的での使用の有無を確認し、他の用途への転用がなければ普通財産に変更する。 耐震上の課題を明確に示し、行方市商工会が事務所として引き続き必要とする場合は、有償による譲渡について協議する。

【対応方針】

- 行政財産として管理していることから、公共目的での使用の有無を全庁的に確認し、他の用途への転用がなければ普通財産に変更します。
- その上で、耐震上の課題を明確に示し、市が耐震補強を実施しないことを前提に、行方市商工会に事務所としての継続使用の意思を確認し、継続使用の場合は有償による譲渡について協議します。不要とする場合は安全性の観点から除却します。

④ 展開スケジュール

課題事項	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度以降 (平成33年度)
行政目的での使用の有無の確認	➡				
行方市商工会と協議		➡	協議結果に基づく対応 -----➡		

(4) その他「麻生地区更生保護サポートセンター」

① 概要

麻生地区保護司会・更生保護関係団体と地域住民との連携を強化し、更生保護の諸活動の一層の充実強化を図るため、「麻生地区更生保護サポートセンター」としての事務室を提供し、麻生地区保護司会に無償で貸与しています。

施設種別	対象施設
その他	麻生地区更生保護サポートセンター

② 現状と課題

施設名	地域	建築年	経過年数 (年)	耐用年数 (年)	延床面積 (㎡)	運営形態	職員数 (人)	支出額 (千円)	収入額 (千円)	差引収支 (千円)	利用者数 (人)	その他の指標	㎡あたり単価 (千円)	利用者あたり単価 (千円)	その他の単価
麻生地区更生保護サポートセンター	玉造地域	S48	45	24	239	貸与	-	-	-	-	1,459		-	-	

施設は、木造2階建て、延べ面積は239㎡。昭和46年建築で、老朽化が進み、耐震基準を満たしていません。

施設は、事務室、会議室、面談室2、更生保護女性会事務室で構成されていますが、稼働率は、会議室が30%、面談室7%、更生保護女性会事務室7%となっています。

麻生地区更生保護サポートセンターの管轄区域は潮来市エリアも含んでおり、事務所の偏在の課題もあります。

開館日・開館時間は、年末・年始と土・日・祝日を除く毎日9時30分～16時までで、麻生地区保護司会が管理運営を行い、修繕費は市が負担しています。

③ 施設の評価と対応方針

【施設評価の結果】

管理計画の今後の方向性に基づき、施設の安全性・必要性、有効性、効率性について以下のように分析しました。

施設名	施設の安全性・必要性	施設の有効性	管理運営の効率性
麻生地区更生保護サポートセンター	<ul style="list-style-type: none"> 施設は、昭和48年の建築で、老朽化が進み、耐震基準を満たしていない。 保護観察、犯罪や非行に関する地域住民の相談業務を行なっているが、管轄は潮来区域も含んでおり、地理的には遍在している。 	<p>非行防止、薬物乱用防止セミナーなどの企画運営も行っているが、施設の稼働状況が低い。</p>	<p>管理運営は貸与している麻生地区保護司会が、費用負担を含めて対応している。</p>


これを踏まえて、当該施設については、以下のように評価しています。

施設名	方向性		説明
	機能	施設	
麻生地区更生保護 サポートセンター	継続	廃止 ・ 移転 検討	<ul style="list-style-type: none"> 施設は老朽化し、耐震基準を満たしていないことから、施設は廃止する。 諸室の稼働率も低く、他の機能と複合化が望ましい。 非行防止や薬物乱用防止など機能は必要なものの、地理的にも遍在していることから、他の場所への移転を検討する。

【対応方針】

- 建物の老朽化が進み、耐震基準を満たしていないことから、施設は廃止します。
- 非行防止や薬物乱用防止など市の施策とも関係が深いことから、引き続き機能については維持し、サポートセンターの事務所については、事務所の偏在の課題への対応を含め、公共施設全体の再配置のなかで移転場所を検討します。
なお、普通財産への転用が望ましいものの、暫定対応として行政財産としておきます。

④ 展開スケジュール

課題事項	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度以降 (平成33年度)
事務所の配置の検討	 公共施設再編に合わせた 移転場所の検討			検討結果に基づく対応 	

(5) その他「旧玉造福祉センター」

① 概要

昭和52年に助産などを目的とした母子健康センターとして建築したもので、玉造保健センターの完成により未利用となったため、玉造社会福祉協議会を始め、福祉関連団体が利用し、現在は、普通財産として、行方市社会福祉協議会に事務所として無償貸与しています。

② 現状と課題

施設名	地域	建築年	経過年数 (年)	耐用年数 (年)	延床面積 (㎡)	運営形態	職員数 (人)	支出額 (千円)	収入額 (千円)	差引 収支 (千円)	利用者 数 (人)	その他の 指標	㎡あたり 単価 (千円)	利用者あ たり単価 (千円)	その 他の 単価
旧玉造福祉 センター	玉造地域	S52	40	50	347	貸与	-	-	-	-	-	-	-	-	-

施設は、鉄筋コンクリート造2階建て、延べ床面積は347㎡。昭和52年の建築で、老朽化が進み、耐震基準を満たしていません。また、バリアフリー化も未対応です。

施設は既に普通財産として行方市社会福祉協議会に無償で貸与しているもので、事務室、会議室のほか、訪問介護の事業所としても使用されています。

また、開館日・開館時間は、土日祝日を除く毎日、8時30分～17時15分までとなっています。

③ 施設の評価と対応方針

【施設評価の結果】

管理計画の今後の方向性に基づき、施設の安全性・必要性、有効性、効率性について以下のように分析しました。

施設名	施設の安全性・必要性	施設の有効性	管理運営の効率性
旧玉造福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> 施設は、昭和52年の建築で、老朽化が進み、耐震基準を満たしてなく、バリアフリー化の課題もある。 社会福祉協議会に無償貸与し、事務室や会議室としての使用のほか、訪問介護の事業所としても使用。 	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会に無償貸与し、事務室や会議室としての使用のほか、訪問介護の事業所としても使用している。 	<ul style="list-style-type: none"> 普通財産として社会福祉協議会に無償貸与し、協議会が管理運営を行なっている。訪問介護の事業所部分を無償貸与することの見直しが必要。



これを踏まえて、当該施設については、以下のように評価しています。

施設名	方向性		説明
	機能	施設	
旧玉造福祉センター	廃止	廃止 又は 譲渡	<ul style="list-style-type: none"> 施設は老朽化し、耐震基準を満たしていないことから、施設は廃止する。 社会福祉協議会が引き続き使用する場合は、現状で譲渡する。

【対応方針】

- 施設が老朽化し、耐震基準を満たしていないことから、市としては廃止及び解体の方向で取り組みます。
- 社会福祉協議会が施設の継続使用の意向の場合、建物の譲渡について、また、移転を希望する場合は、事務所の確保について協議します。
その際、訪問介護の事務所については事業者自ら確保することとし、対象から除きます。

④ 展開スケジュール

課題事項	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度以降 (平成33年度)
施設の廃止・解体及び譲渡、事務所の移転の協議				協議結果に基づく対応 	
	協議事項 <ul style="list-style-type: none"> 施設は廃止・解体する。 継続使用を希望の場合は譲渡する。 移転の場合は、事務所の確保等について 				

(6) 普通財産

① 概要

ア 旧美化組合事務所

昭和57年に旧麻生町外2町村環境美化組合事務所として建設したもので、その後、新たに建設した環境美化センターの建物内に事務所が移転したことから、現在は、シルバー人材センターに有償で貸し付けしています。

イ 旧北浦公民館津澄分館

昭和53年に旧北浦町(北浦村)公民館津澄地区館として建設したもので、近隣施設に機能が移転したことから機能を廃止し、平成27年3月まではシルバー人材センターに貸し付けしていましたが、現在は未使用となっています。

ウ 玉造老人いこいの家

昭和 51 年に旧玉造町の健康増進施設として建設したもので、平成 21 年度まで利用していましたが、利用者減少や修繕費増嵩により現在は未使用となっています。

② 現状・課題

施設名	地域	建築年	経過年数(年)	耐用年数(年)	延床面積(m ²)	運営形態	職員数(人)	支出額(千円)	収入額(千円)	差引収支(千円)	利用者数(人)	その他の指標	m ² あたり単価(千円)	利用者あたり単価(千円)	その他の単価
旧美化組合事務所	麻生地域	S57	35	30	161	貸与		164	120	△44	—		—	—	
旧北浦公民館津澄分館	北浦地域	S53	39	38	214	未使用		—	—	—	—		—	—	
玉造老人いこいの家	玉造地域	S51	41	31	428	未使用		—	—	—	—		—	—	

ア 旧美化組合事務所

施設は、鉄骨造 2 階建て、延べ床面積約 161 m²。耐震基準は満たしていますが、老朽化が進んでいます。シルバー人材センターの事務所、会議室などとして使用されています。

イ 旧北浦公民館津澄分館

施設は、鉄骨造 2 階建て、延べ床面積約 214 m²。耐震基準は満たしてなく、老朽化が進んでいます。用途は、事務室、会議室で、1 階に 2 室、2 階に 1 室設置されていますが、未使用です。

ウ 玉造老人いこいの家

施設は、鉄筋コンクリート造 2 階建て、延べ床面積約 428 m²。廃墟に近い状況にあり、再利用は難しく、放置することで危険性が生じています。用途は、集会室、温浴設備。

③ 施設の評価と対応方針

【施設評価の結果】

管理計画の今後の方向性に基づき、施設の安全性・必要性、有効性、効率性について以下のように分析しました。

施設名	施設の安全性・必要性	施設の有効性	管理運営の効率性
旧美化組合事務所	<ul style="list-style-type: none"> 施設は昭和 57 年建築で、耐震基準は満たしているが、老朽化が進んでいる。 普通財産であり、行政目的はない。 	<ul style="list-style-type: none"> シルバー人材センターが事務所として使用している。 	<ul style="list-style-type: none"> 使用料 120 千円に対して年間の維持管理費が 164 千円と非効率となっている。
旧北浦公民館津澄分館	<ul style="list-style-type: none"> 施設は昭和 53 年の建築で、耐震基準は満たしてなく、老朽化も進んでいる。 普通財産であり、行政目的はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在未使用 	<ul style="list-style-type: none"> 普通財産として管理
玉造老人いこいの家	<ul style="list-style-type: none"> 施設は昭和 51 年の建築で、耐震基準を満たしてなく、廃墟に近い状況 普通財産であり、行政目的はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在未使用 	<ul style="list-style-type: none"> 普通財産として管理

これを踏まえて、当該施設については、以下のように評価しています。

施設名	方向性		説明
	機能	施設	
旧美化組合事務所	廃止	廃止	・将来的にごみ処理場の広域化が見込まれる中、美化センターの廃止に伴い建物を解体し、用地については一体的な処分を検討する。
旧北浦公民館津澄分館	廃止	廃止	・耐震基準を満たしていないことから、地域の利用意向を確認し、利用意向がない場合は処分する。
玉造老人いこいの家	廃止	廃止	

【対応方針】

ア 旧美化組合事務所

ごみ処理場の広域化にあわせ、美化センターの一部として一体的に処分することとし、シルバー人材センター事務所の移転を要請していきます。移転までの間、適正な賃料について協議します。







イ 旧北浦公民館津澄分館

施設については耐震基準を満たしていないことから廃止します。土地については、地域での意向を確認し、利用意向がなければ売却又は解体を進めます。

ウ 玉造老人いこいの家

施設については耐震基準を満たしていないこと、既に廃墟に近いことなどから除却します。土地については、地域での意向を確認し、利用意向がなければ売却を進めます。

④ 展開スケジュール

課題事項	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度以降 (平成33年度)
旧美化組合事務所	 ごみ処理場の広域化の協議 シルバー人材センターへの要請		協議結果に基づく対応 		
旧北浦公民館 津澄分館	 ・施設の解体 ・地元との協議		協議結果に基づく対応 		
玉造老人いこいの家	 ・施設の解体 ・地元との協議		協議結果に基づく対応 		

11. インフラ施設

(1) 道路、橋りょう

① 概要

平成27年4月1日現在の保有状況は、道路が約1,800km、7,121路線です。また、橋りょうは延長約1.1km、144橋となっています。

【道路・橋りょうの整備状況】

項目	延長(km)	路線・箇所数	面積(m ²)
1. 道路	1,789.0	7,121	6,449,517
1級市道	94.9	47	681,641
2級市道	77.0	37	416,361
その他市道	1,617.1	7,037	5,351,515
2. 橋りょう	1.1	144	6,393
長さ15m以上	0.6	28	3,836
長さ15m未満	0.5	116	2,557

② 現状と課題

高度成長期に整備した道路・橋りょうは老朽化が進み、今後、維持管理費の増大が見込まれることから、計画的、効果的な維持管理が課題となっています。

平成22年度から26年度までの道路・橋りょうの維持管理に要した決算額の推移は以下のようになっています。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平均
道路維持費	156,765	103,344	213,538	199,558	390,708	212,782
橋りょう維持費			5,397	7,560		2,591

特に、橋りょう施設の老朽化は全国的な問題となっており、平成26年7月に道路法施行令及び道路法施工規則が改正され、5年に1回、近接目視で施設点検の実施が規定されました。今後、早急に対策を講じていかなければならず、維持管理費の増加が見込まれます。

③ 対応方針

- 道路、橋りょうは、市民生活や社会・経済活動を支える重要な施設で、安全かつ円滑な交通を確保し、施設の健全性を維持していく必要があることから、予防保全の観点から長寿命化計画を策定し、計画的に改修を行います。
- 橋りょう施設については、平成26年7月に道路法施行令及び道路法施工規則が改正されたことを受けて橋梁長寿命化計画によりすべての橋りょうの点検を行います。
- 市道の維持管理のあり方について、地域の自主的な活動による市民参加型のまちづくりを目指す中で、今後の維持管理手法について検討するとともに、コスト縮減に向け維持管理業務を包括的に委託する手法などの導入について検討を行います。

④ 展開スケジュール

課題事項	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度以降 (平成33年度)
道路長寿命化計画の策定	→		計画に基づく対応	-----→	
検討課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補修改修方法の検討 ・ 優先順位の検討 ・ コスト縮減方法の検討 など				
道路維持管理手法の検討	→		計画に基づく対応	-----→	
検討事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民参加型の維持管理の範囲、作業内容 ・ アドプト制度を活用した維持管理の仕組みづくり ・ 市民と行政の役割分担 など				
橋りょう長寿命化計画に基づく総点検とその後の対応	→		近接目視での総点検	点検結果に基づく対応 -----→	

(2) 水道施設

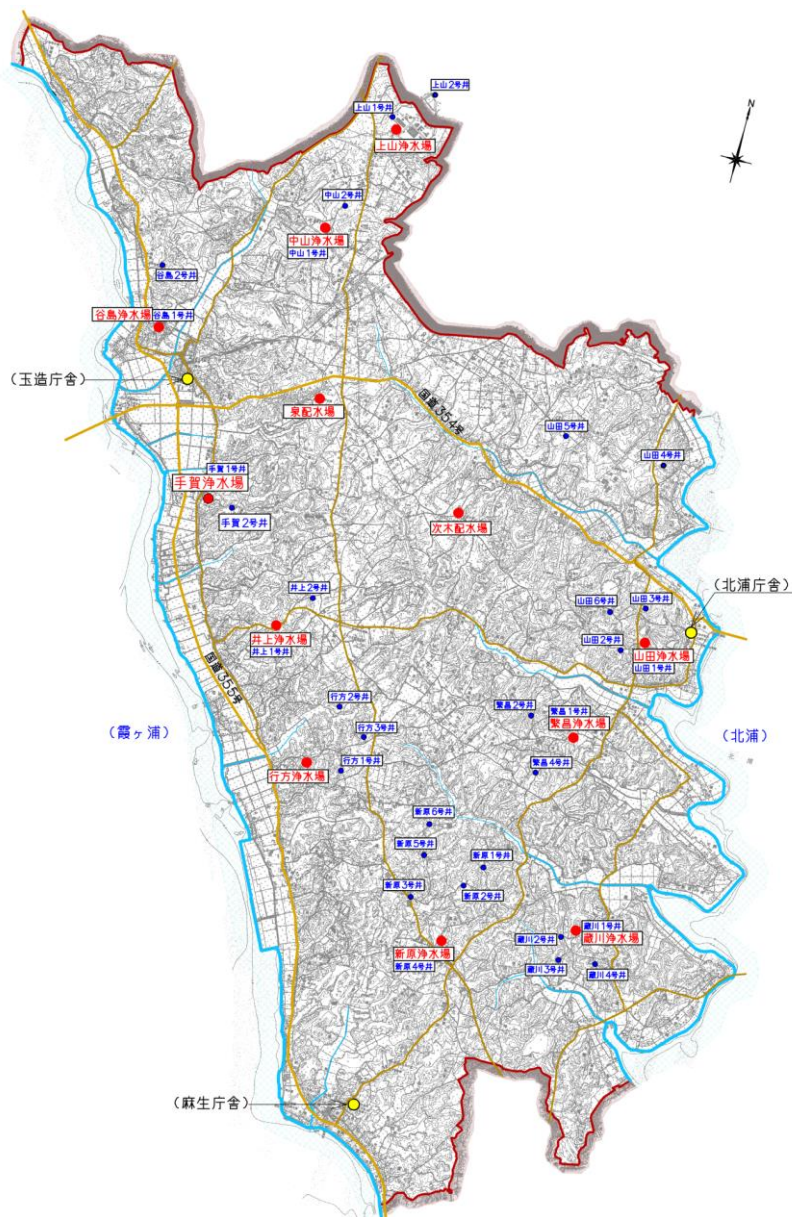
① 概要

水道管の総延長は、28年度末で約714 kmですが、法定耐用年数40年を超える管路は約65 km、約9%となっています。

平成29年3月31日現在

項目	計画又は実績値
計画給水人口	36,000人
現在給水人口	32,227人
水道普及率	94.7%
計画一日最大給水量	16,700 m ³ /日
実績一日最大給水量	10,435 m ³ /日

【施設の配置図】



② 現状と課題

分類	施設数	施設能力
浄水施設（浄水場）	8ヶ所	} 16,700 m ³ /日
配水施設（配水場）	3ヶ所	
取水施設（井戸）	32ヶ所	10,972 m ³ /日
配水管等（導水管を含む）	713 k m	
貯水施設（配水池）	11か所	9,133 m ³

ア. 浄水、配水施設

浄・配水施設は合併当初 12 か所で運転していましたが、手賀浄水場を休止し、現在は 11 か所で運転しています。また、繁昌浄水場は平成 25 年に全面県水受水に切り替え、現在は繁昌配水場として運転しています。

泉配水場・次木配水場は比較的新しい施設であるが、全体的に老朽化が進みつつあります。

イ. 取水場

取水場は 32 か所あるうち、原水の悪化や取水量の低下により、現在使用しているのは 24 か所です。今後も取水量の低下や原水の悪化が進む恐れもあることから、県水受水への転換を進める必要があります。

ウ. 配水管等

配水管等は現在約 714 k m 布設され、布設後約半数程度が 30 年以上経過しており、順次法定耐用年数を迎えます。また、建設当時布設した配水管等は耐震性が低いものが多い状況です。

給水人口一人当たりの管延長を比較すると、県平均 8.39m に対して本市では 22.16m となっています。（県平均は 27 年度末）

エ. 貯水施設



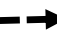
貯水施設は、現在 11 か所あり 9,133 m³ の貯水量がありますが、新原浄水場の配水池容量が計画配水能力の 8 時間分となっているため、災害時に支障が出る可能性があります。

③ 対応方針

○ 水道施設は、市民生活や社会活動をはぐくむうえで、欠くことのできない重要な施設であり、安全で安心できる水の持続的な供給を確保し、将来において、より良い水準でのサービスを提供していかなければならない責務があることから、水道ビジョン（インフラ長寿命化計画・経営戦略）を策定しました。（計画期間 10 年間）

○ 今後は、水道ビジョンに基づき、安定した経営を行うとともに、耐震管整備、老朽管更新、新設配水池築造、既設施設のダウンサイジングを進め、同時に検証を行いながら 3～5 年を目安に見直しを行います。

④ 展開スケジュール

課題事項	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度以降 (平成33年度)
水道ビジョン（28年度策定）に基づく経営	 インフラ長寿命化計画、経営戦略（計画期間10年）				
水道料金の見直し				見直し結果に基づき対応 	

(3) 下水道施設

① 概要

生活排水は、特定環境保全公共下水道事業計画区域、霞ヶ浦水郷流域関連公共下水道事業計画区域、農業集落排水事業区域で処理されており、それ以外の区域については合併処理浄化槽での処理を進めています。

・事業別汚水処理計画（区域については施設の配置図参照）

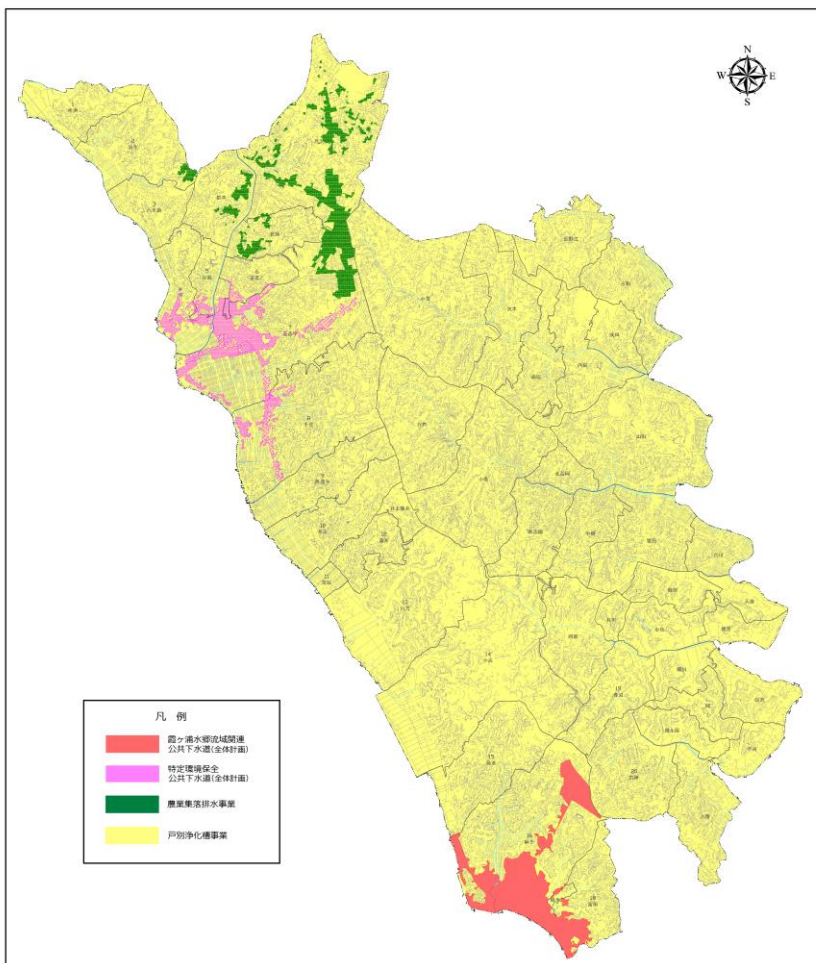
事業別 項目	公共下水道		農業集落排水		合併処理浄化槽	合計
	流域関連	特定環境保全	榎本	玉造北部		
事業計画面積 (ha)	167	244	229	162	-	
処理区域内人口 (人)	3,395	3,115	1,090	1,178	27,162	35,940
処理区域別割合	9.4%	8.7%	3.0%	3.3%	75.6%	100.0%

平成 29 年 3 月 31 日現在の水洗化人口・率は以下の表のとおりです。合併処理浄化槽については市で把握しているものです。水洗化率は全体で 48.4%となっています。

・水洗化率

	公共下水道		農業集落排水		合併処理浄化槽	合計
	流域関連	特定環境保全	榎本	玉造北部	※市設置と個人設置の合計	
水洗化人口 (人)	2,245	1,853	1,090	414	11,786	17,388
水洗化率	66.1%	59.5%	100.0%	35.1%	43.4%	48.4%

【施設の配置図】



② 現状と課題

特定環境保全公共下水道事業計画区域の事業計画面積は 244ha、霞ヶ浦水郷流域関連公共下水道事業計画区域の事業計画面積は 167ha、農業集落排水事業榎本区域の事業面積は 229ha、玉造北部区域の事業面積は 162ha となっています。管路総延長は約 120 km となっています。

処理施設は特定環境保全公共下水道地区として玉造浄化センター、農業集落排水地区は、榎本浄化センター・玉造北部地区浄化センターを設置しています。霞ヶ浦水郷流域関連公共下水道は広域で設置運営しています。

処理施設や管路については、老朽化や耐震化に対応していくため、改修・改築などが必要となっています。

公共下水・農業集落排水区域外の地区については、合併処理浄化槽で戸別に処理をしています。また、本市は、高度処理型の浄化槽が義務付けされている地域であることから、窒素とリンを除去できる市設置型の高度処理型浄化槽整備事業を、平成 24 年度から行っています。

使用料については、人口減少や人口構造の変化（少子高齢化）により料金収入は伸び悩む傾向にあります。早期接続を推進することが重要であるとの判断からこれまで改定を見送ってきました。




・処理施設一覧

	構造・階数	延べ床面積	建築年月	備考
玉造浄化センター	鉄筋コンクリート造	560.95 m ²	H6.9.20	付属施設 3 棟
榎本浄化センター	鉄筋コンクリート造	814.82 m ²	H4.3.31	
玉造北部浄化センター	鉄筋コンクリート造	424.32 m ²	H22.2.4	借地あり

③ 対応方針

- 人口の減少、市街化の整備状況、効率的な管理運営の観点から、公共下水道、特定環境保全公共下水道区域を見直し、順次、市設置型の高度処理型合併浄化槽方式への転換を図ります。
- 玉造浄化センターについては、現在、長寿命化計画を策定中であり、今後は長寿命化計画に基づいた改築・更新を実施し、また、耐震化を実施します。管路についても平成 31 年度よりストックマネジメント計画の策定に着手し、費用の平準化を考慮した修繕計画を立案します。
- 農業集落排水事業の榎本地区を対象に機能強化対策として、老朽化した施設（処理場、管路）の改修を行います。
- 安定した運営継続のため、収入の確保・接続率の向上に努めながら、使用料の適正化を検討し、料金の改定を行っていきます。また、平成 32 年 4 月からの公営企業会計スタートに向け準備を行っていきます。

④ 展開スケジュール

課題事項	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度以降
	(平成29年度)	(平成30年度)	(平成31年度)	(平成32年度)	(平成33年度)
下水道全体計画、事業計画の見直し	 都市計画変更含む	見直し結果に基づき対応	---	---	---
下水道料金の見直し	---	---	---	---	---
長寿命化計画の策定				計画に基づく対応	---
経営戦略、中期経営計画の策定				計画に基づく対応	---
公営企業会計への移行	